

令和3年

富岡町議会議録

第1回定例会

3月8日開会～3月12日閉会

富岡町議会

令和3年第1回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 3月8日（月曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	7
○欠席議員	7
○説明のため出席した者	8
○事務局職員出席者	8
開　　会　（午前　9時00分）	9
○開会の宣告	9
○開議の宣告	9
○議事日程の報告	9
○諸般の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○諸報告	10
○議案の一括上程	13
○提案理由の説明及び一般町政報告	14
○一般質問	16
佐　藤　啓　憲　君	16
渡　辺　三　男　君	27
遠　藤　一　善　君	43
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	53
○散会の宣告	75
散　　会　（午後　3時18分）	75

第2日 3月9日（火曜日）

○議事日程	79
○本日の会議に付した事件	80
○出席議員	81
○欠席議員	81
○説明のため出席した者	81

○事務局職員出席者	8 2
開 議 (午前 9時00分)	8 3
○開議の宣告	8 3
○議事日程の報告	8 3
○会議録署名議員の指名	8 3
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	8 3
○散会の宣告	1 2 5
散 会 (午後 1時12分)	1 2 5

第3日 3月10日 (水曜日)

○議事日程	1 2 9
○本日の会議に付した事件	1 2 9
○出席議員	1 3 0
○欠席議員	1 3 0
○説明のため出席した者	1 3 0
○事務局職員出席者	1 3 1
開 議 (午前 9時00分)	1 3 2
○開議の宣告	1 3 2
○議事日程の報告	1 3 2
○会議録署名議員の指名	1 3 2
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 3 2
○散会の宣告	2 0 6
散 会 (午後 3時06分)	2 0 6

第4日 3月12日 (金曜日)

○議事日程	2 0 9
○本日の会議に付した事件	2 0 9
○出席議員	2 1 0
○欠席議員	2 1 0
○説明のため出席した者	2 1 0
○事務局職員出席者	2 1 1
開 議 (午後 1時00分)	2 1 2
○開議の宣告	2 1 2

○議事日程の報告	212
○会議録署名議員の指名	212
○追加議案の提案理由の説明	212
○日程の追加	213
○議案第44号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについて	213
○副町長就任挨拶	215
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	216
○委員会報告	230
○動議の提出	233
○閉会の宣告	234
閉　　会　　(午後　2時43分)	234

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和3年第1回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和3年3月8日（月）午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

報告第 1号 専決処分の報告について

報告第 2号 専決処分の報告について

議案第 1号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税等の減免に関する条例について

議案第 2号 富岡町共生型サポート拠点施設の設置等条例について

議案第 3号 とみおかアーカイブ・ミュージアム条例について

議案第 4号 富岡町役場支所設置条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 富岡町公告式条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第10号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び

に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第11号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第12号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について
議案第13号 富岡町文化交流センター条例の一部を改正する条例について
議案第14号 富岡町交通災害共済等に関する条例を廃止する条例について
議案第15号 富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計設置条例を廃止する条例について
議案第16号 富岡町総合福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めるについて
議案第17号 富岡町地域交流館の指定管理者の指定につき同意を求めるについて
議案第18号 富岡町共生型サポート拠点施設の指定管理者の指定につき同意を求めるについて
議案第19号 工事請負契約の変更について
議案第20号 工事請負契約の変更について
議案第21号 工事請負契約の変更について
議案第22号 工事請負契約の変更について
議案第23号 工事請負契約の変更について
議案第24号 動産の取得について
議案第25号 動産の取得について
議案第26号 不動産の処分について
議案第27号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第6号）
議案第28号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第29号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第30号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第31号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第32号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
議案第33号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第34号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第35号 令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第36号 令和3年度富岡町一般会計予算
議案第37号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第38号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計予算

議案第39号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算

議案第40号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算

議案第41号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第42号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第43号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第 1号 専決処分の報告について

報告第 2号 専決処分の報告について

議案第 1号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税等の減免に関する条例について

議案第 2号 富岡町共生型サポート拠点施設の設置等条例について

議案第 3号 とみおかアーカイブ・ミュージアム条例について

議案第 4号 富岡町役場支所設置条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 富岡町公告式条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第10号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第11号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第12号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について

議案第13号 富岡町文化交流センター条例の一部を改正する条例について

議案第14号 富岡町交通災害共済等に関する条例を廃止する条例について

議案第15号 富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計設置条例を廃止す

る条例について

議案第16号 富岡町総合福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めるについて

議案第17号 富岡町地域交流館の指定管理者の指定につき同意を求めるについて

議案第18号 富岡町共生型サポート拠点施設の指定管理者の指定につき同意を求めるについて

議案第19号 工事請負契約の変更について

議案第20号 工事請負契約の変更について

議案第21号 工事請負契約の変更について

議案第22号 工事請負契約の変更について

議案第23号 工事請負契約の変更について

議案第24号 動産の取得について

議案第25号 動産の取得について

議案第26号 不動産の処分について

議案第27号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第6号）

議案第28号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第29号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第30号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第31号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第32号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第33号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第34号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第35号 令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

議案第36号 令和3年度富岡町一般会計予算

議案第37号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第38号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計予算

議案第39号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算

議案第40号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算

議案第41号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第42号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第43号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

1、監査委員報告

2、議会運営委員会報告

3、議会報編集特別委員会報告

4、原子力発電所等に関する特別委員会報告

5、総務文教常任委員会報告

6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

報告第 1号 専決処分の報告について

報告第 2号 専決処分の報告について

議案第 1号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税等の減免に関する条例について

議案第 2号 富岡町共生型サポート拠点施設の設置等条例について

議案第 3号 とみおかアーカイブ・ミュージアム条例について

議案第 4号 富岡町役場支所設置条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 富岡町公告式条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 10号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 11号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 12号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について

議案第 13号 富岡町文化交流センター条例の一部を改正する条例について

議案第14号 富岡町交通災害共済等に関する条例を廃止する条例について

議案第15号 富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計設置条例を廃止する条例について

議案第16号 富岡町総合福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めるについて

議案第17号 富岡町地域交流館の指定管理者の指定につき同意を求めるについて

議案第18号 富岡町共生型サポート拠点施設の指定管理者の指定につき同意を求めるについて

議案第19号 工事請負契約の変更について

議案第20号 工事請負契約の変更について

議案第21号 工事請負契約の変更について

議案第22号 工事請負契約の変更について

議案第23号 工事請負契約の変更について

議案第24号 動産の取得について

議案第25号 動産の取得について

議案第26号 不動産の処分について

議案第27号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第6号）

議案第28号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第29号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第30号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第31号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第32号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第33号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第34号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第35号 令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

議案第36号 令和3年度富岡町一般会計予算

議案第37号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第38号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計予算

議案第39号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算

議案第40号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算

議案第41号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第42号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第43号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第 1号 専決処分の報告について

報告第 2号 専決処分の報告について

議案第 1号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税等の減免に関する条例について

議案第 2号 富岡町共生型サポート拠点施設の設置等条例について

議案第 3号 とみおかアーカイブ・ミュージアム条例について

議案第 4号 富岡町役場支所設置条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 富岡町公告式条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第10号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○出席議員（10名）

1番	堀 本 典 明 君	2番	佐 藤 教 宏 君
3番	佐 藤 啓 憲 君	4番	渡 辺 正 道 君
5番	高 野 匠 美 君	6番	遠 藤 一 善 君
7番	安 藤 正 純 君	8番	宇佐神 幸 一 君
9番	渡 辺 三 男 君	10番	高 橋 実 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓	一君
副町長	高橋保	明君
副町長	滝沢一	美君
教育長	岩崎秀	一君
会計管理者	猪狩	力君
総務課長	林	紀夫君
企画課長	原	田徳仁君
税務課長	志賀	智秀君
住民課長	植杉	昭弘君
福祉課長	杉	本良君
健康づくり課長	遠藤	博生君
生活環境課長	黒澤	真也君
産業振興課長	坂本	隆広君
参事事務課長兼 都市整備課長	竹原	信也君
教育総務課長	飯塚	裕之君
参事生涯学習課長兼	三瓶	清一君
郡山支所長	斎藤	一宏君
参事事務課長兼 いわき支所長	三瓶	直人君
総務課長補佐	猪狩	直恵君
産業振興課長補佐	大森	研一君
代表監査委員	坂本	和久君

○事務局職員出席者

議会事務局長	小林元	一
議会事務係局長	猪狩英	伸
議会事務係主任	杉本亜	季

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長 (高橋 実君) 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長 (高橋 実君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長 (高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長 (高橋 実君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る3月3日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から12日までの5日間とする旨の答申を受けております。ご報告いたします。

次に、令和3年第1回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会並びに令和3年第1回双葉地方水道企業団議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、御覧いただきますようお願ひいたします。

また、陳情書1件を受理し、この写しを委員会報告書の88ページから90ページに添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長 (高橋 実君) 次に、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

7番 安藤正純君

8番 宇佐神幸一君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（高橋 実君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12日までの5日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12日までの5日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、代表監査委員より例月出納検査を報告いたします。

2監第19号、令和3年3月8日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、高橋実様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、宇佐神幸一。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。（1）令和2年11月・12月・令和3年1月。（2）一般会計及び特別会計。（3）歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和2年12月21日・令和3年1月20日・2月22日。

3、検査の結果。（1）収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。（2）違法または不適切と認めて指示した事項、なし。（3）検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

別紙については、朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） おはようございます。報告第1号、令和3年3月8日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、(1)議案審議について、(2)3月定例会の会期及び日程について、(3)その他。①一般質問について、②陳情について、③その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和3年3月3日午前8時50分、場所、富岡町役場第一委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同主幹、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について。3月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件2件、条例の新規制定案件3件、条例の一部改正案件10件、条例の廃止案件2件、同意案件3件、工事請負の変更案件5件、財産の取得または処分案件3件、補正予算案件9件、当初予算案件8件、合計45件。(2)3月定例会の会期及び日程について。3月定例会の会期日程については、会期を3月8日から12日までの5日間とすることに決し、議長に答申した。(3)その他。①一般質問について、一般質問の通告3名について、議会事務局長より説明を受けた。②陳情について、提出のあった陳情について、議会事務局長より説明を受けた。③その他。

以上です。

○議長（高橋 実君） ただいま議会運営委員会委員長より報告がありました。委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会報編集特別委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（高野匠美君） おはようございます。報告第2号、令和3年3月8日、富岡町議会議長、高橋実様、議会報編集特別委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第2回、(1)とみおか議会だより第205号の編集について、(2)その他。第3回、(1)とみおか議会だより第205号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過は、記載のとおりとなっております。

3、審査の結果。第1回～第2回、(1)とみおか議会だより第205号の編集について。とみおか議会だより第205号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、富岡町成人式の写真とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、富岡町成人式実行委員長の佐藤字政氏に寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第205号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を3回開催することに決した。リード記事の審査及び編集、質疑応答のピックアップ、レ

イアウトの審議を実施した。第3回、(1) とみおか議会だより第205号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。

以上です。

○議長（高橋 実君） ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 皆さん、おはようございます。報告第3号、令和3年3月8日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和2年11月・12月・令和3年1月分）について、2、(1) 東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、(2) 東京電力（株）福島第二原子力発電所の廃止措置計画の審査状況について、(3) その他、3、その他。

2、審査の経過については、お読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和2年11月・12月・令和3年1月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。2、(1) 東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業進捗状況等について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。2月13日に発生した地震の影響と見られる1～3号機の原子炉格納容器水位の低下及び1号機のP C V内干渉物調査準備における圧力低下事象の原因究明等について説明があった。議員からは、10年前の震

災の教訓の再確認と、それらを踏まえた危機管理体制の確保等について質疑を行い、各事象の詳細検証や町民の安心確保への迅速かつ正確な情報発信を求めた。（2）東京電力（株）福島第二原子力発電所の廃止措置計画の審査状況について。福島第二原子力発電所の廃止措置計画の審査状況について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。（3）その他。議員より営業損害追加賠償への真摯な対応及び特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域に関する支援策等について検討を東京電力ホールディングス（株）に求めた。3、その他。

終わりです。

○議長（高橋 実君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（高橋 実君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 改めまして、皆さん、おはようございます。令和3年第1回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

まずは、先月13日の地震に関してご報告を申し上げます。2月13日土曜日23時8分に福島県沖を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、最大震度6強、本町においては震度5強が観測されました。本町においては、同日24時に災害対策本部を設置し、町内状況の確認と原子力発電所の状態、情報の収集を行い、翌14日4時の第4回災害対策本部会議において、町内においては人的被害が発生するおそれのある被害は見られないことを確認いたしました。14日朝からは、高齢の独り暮らしの方、要支援者と把握できていた方、また妊産婦がおられる世帯などの状態、安否確認を行うとともに、協定に基づき、富岡町建設業協会各社のご協力をいただき、再度の町内状況の確認パトロールを行いました。

なお、災害対策本部設置と同時に、文化交流センター学びの森に避難所を開設し、5世帯5名の避難がありました。翌朝には全員が自宅などに戻られましたので、14日15時30分には避難所を閉鎖いたしましたことを併せてご報告いたします。

今回の地震においては、小中学校、富岡港や三春校、こども園、総合体育館など、公共建築物に機能回復費用として、総額8,400万円余りの被害が確認されました。総合体育館は、長期の休館措置を取らざるを得ない状態ではあるものの、学校やこども園においては教職員の努力により、一部の施設使用制限のみで、休校、休園措置を取ることがない施設運営を確保することができております。

町においては、既定の予算や予備費を的確に活用するとともに、予算の補正対応により、可能な限り早急に施設の機能回復に取り組んでまいります。

今回の地震は、10年前の東北地方太平洋沖地震の余震とされており、今後においても今回の規模の地震が発生する可能性が指摘されております。町といたしましては、災害の発生は防ぐことのできないものとの認識の上で、災害備蓄品のさらなる備蓄や、繰り返しの災害対応訓練の実施など、常日頃の準備を怠ることなく、非常時の備えにしっかりと取り組んでまいりますので、議員の皆様のご理解

をお願い申し上げます。

さて、例年にはない厳しい寒さもようやく収まり、ほんの少しですが、春の息吹を感じられるようなこの頃となってまいりました。私たちは、10年前のあの日から厳しい寒さの中を手探りとなりつつも、懸命に本町の復興・再生の取組を進めてまいりました。この間の国内外からの数多くの支援とご協力、そして町民の皆様をはじめ本町に關係する方々のご努力により様々な町内活動が再開され、小中学校やこども園には明るく元気な子供たちの声が響きわたるようになるなど、少しずつではありますが、春のぬくもりを感じることができる町となってまいりました。

このぬくもりが確かなものとなり、本町を未来につなげ、将来を切り開くことができるよう、令和3年度においても新たな産業の集積による雇用の創出、未来を担う子供たちを地域全体で育むことの実践、全世代の安全を担保する健康づくりと福祉の充実、新たな農業へのチャレンジをはじめとする農業の再生、桜をはじめとする地域資源を生かした交流の促進を施策の柱として令和3年度予算を編成し、予算案を本定例会に上程いたしておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、年度末から都市部を中心に再度の感染拡大が見られるようになり、1都2府8県に緊急事態宣言が発出され、福島県においても先月14日まで緊急対策期間として、不要不急の外出自粛や飲食店等の営業時間の短縮などが要請されておりました。マスクの着用や手指の手洗い、消毒など、基本的な対応の継続に加え、不特定多数など大人数での会食、飲食を控えるなどの取組を継続すべき状況には変わりありませんので、町民の皆様には所要の対応の徹底と、今しばらくのご辛抱をお願いいたします。

このような中、ようやく新型コロナワクチンの接種が開始されました。当面は医療関係者など、感染リスクが高い状態にある方々への優先接種となっておりますが、町といたしましては65歳以上の高齢者の方々へのワクチン接種を4月以降に開始できるよう、関係機関のご指導とご協力により準備を進めているところですので、ご報告いたします。その後のワクチン接種の展開につきましては、まだまだ不透明な部分が多くありますが、国や福島県、また関係機関との情報交換を密にし、ワクチン接種を希望される皆さんへの接種が早急かつスムーズに行われるよう努めてまいりますので、議員の皆様をはじめ町民の皆様のご理解とご協力ををお願い申し上げます。

福島第二原子力発電所の廃炉につきましては、現在、原子力規制委員会において、東京電力の廃止措置計画が審査されているところです。安全、確実な廃炉の実現は、復興、再生、そして創生の大前提であり、町といたしましては国及び東京電力の取組をこれまで同様、しっかりと確認してまいります。

また、福島第一原子力発電所におけるトリチウムを含む処理水の取扱いにつきましては、国の責任において国民的理解が得られるよう対処方法を講ずること、加えて風評を発生させない対応を取ることを引き続き求めてまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力を重ねてお願いいたします。

本年度において取り組んでまいりました各種事業につきましては、予定のとおりの進捗を確保することができており、今後の事業の展開についても検討が重ねられ、準備を進めているところです。

富岡産業団地は、整備工事が完了しつつあり、進出企業も順次の決定が見られ、地域交流館は今月28日に開館いたします。アーカイブ施設は順調に整備工事が進捗し、本年7月中旬には開館できる見通しとなっており、共生型サポート拠点施設についても来年度の早い時期に整備工事に着手できる調整ができます。

また、農業の再生につきましても、農地の基盤整備や米乾燥調整施設の整備工事が着実に進捗するとともに、タマネギ乾燥集出荷施設の整備見通しが立つなどしており、ハード事業に加え、農地の活用、マッチング作業や農業再開に向けた各種支援メニューの充実など、ソフト事業の重層的な展開も行っているところです。私は、これまでの数多くのご支援とご協力に対する感謝の気持ちを忘れず、ふるさと富岡の復興と町民一人一人の心の復興にこれまで以上の情熱と真摯さで町民皆様の負託に応えることに集中してまいり、私に与えられた責任を全うする所存であります。

議員の皆様には、本町の財政状況をしっかりと見定めながら、復興、再生、そして創生に必要な各種事業を積極的に展開してまいりの考えにご理解を賜り、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

今定例会には報告案件2件、条例の制定案件3件、条例の改正案件10件、条例の廃止案件2件、指定管理者の指定案件3件、工事請負契約の変更案件5件、財産の取得または処分案件3件、補正予算案件9件、令和3年度当初予算案件8件の計45件の議案等を提出しております。詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

東日本大震災並びに福島第一原子力発電所事故から10年が経過しようとしております。私たちは、あの日と、あの日からの10年を風化させてはなりません。また、私たちの10年間の取組を基礎と、基盤として未来を考え続けなければなりません。そして、私たちの責任において、将来を担う方々へ大きな負担を残さず、町民の未来を引き継がなくてはなりません。そのためには、全体を俯瞰する目を持って様々な挑戦を続けなければならぬと考えております。今を生きる私たちが、前例にとらわれることなく、果敢に挑戦し続けることで、希望と笑顔あふれる富岡町を創造してまいりましょう。

町民の皆様にお願いを申し上げ、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（高橋 実君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

○一般質問

○議長（高橋 実君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、3番、佐藤啓憲君の登壇を許します。

3番、佐藤啓憲君。

〔3番（佐藤啓憲君）登壇〕

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

それでは、大きな1番、新型コロナウイルス感染症の対策について。（1）、ワクチン接種による発症予防の期待が高まる中、厚労省や県においても実施検討が行われています。各自治体でも実情に沿った詳細な検討が必要かと思いますが、町としてどのように対応されるのか伺いたい。

（2）、高齢者へのリスクが高い感染症のため、全国、県内においても病院、福祉、介護施設、また在宅サービスでの集団感染が問題となっています。これらを踏まえ、要介護者から要望等、どのような声が上がっているのか。また、当該事業者や従事者が置かれている状況を踏まえて、どのような支援がなされているか伺いたい。

大きな2番、移住・定住の促進について。（1）、コロナ禍において生活様式が変化している中、政府方針としてテレワーク勤務の推進、オンライン会議の拡大など、地方での暮らしが注目されています。この状況をチャンスと捉え、移住促進に向けてさらに取り組むべきと考えますが、町の考え方を伺いたい。

大きな3番、新規就農と営農再開の支援について。（1）、来年度からは福島県で、農地集積と専門職員を配置して、被災12市町村の営農再開を支援していく方向だと聞いております。町としても後継者、担い手不足の課題は重要であり、今後は避難解除区域も併せて取り組むことになると思いますが、どのように進めていくのか伺いたい。

以上、大きく3点の答弁をよろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 3番、佐藤啓憲議員の一般質問にお答えいたします。

1、新型コロナウイルス感染症の対策について。（1）、ワクチン接種による発症予防の期待が高まる中、厚労省や県においても実施検討が行われています。各自治体でも実情に沿った詳細な検討が必要かと思いますが、町としてどのように対応されるのか伺いたいについてお答えいたします。新型コロナウイルスワクチンにつきましては、2月14日に正式に承認され、2月17日より医療従事者から接種が開始されております。この後、65歳以上の高齢者から順次接種が開始される予定であり、現在のところ国は、開始時期を4月12日以降としております。このワクチン接種につきましては、住民票所在の、市区町村において受けることが原則とされておりますが、本町においてはいまだ町外に避難されている町民が多数おり、その方が町内で接種を受けることは様々な理由から現実的でないと考えておりますことから、町内に居住届のある方は町内の医療機関での個別接種により実施することとし、町外に避難されている方は国、県と調整の結果、避難先自治体で接種を受けることが可能となってお

ります。いずれの場合も、接種券等の書類を持参する必要がありますが、現時点の予定では、まずは高齢者に対して今月末までには発送できるよう準備を進めており、併せて今月よりコールセンターを設置し、接種に関する問合せ等に対応する体制を整えております。現在のところ、65歳以上の高齢者を含めて、具体的な接種開始日等について明確にお答えてできる状況にはありませんが、接種に際して混乱が生じないよう、町ホームページ等を通じて、迅速な情報提供に努めてまいります。

次に、2、高齢者へのリスクが高い感染症のため、全国、県内においても病院、福祉、介護施設、また在宅サービスでの集団感染が問題となっております。これらを踏まえ、要介護者への要望等どのような声が上がっているのか。また、当該事業者や従事者が置かれている状況を踏まえてどのような支援がなされているのか伺いたいについてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症は、高齢者や基礎疾患のある方の重症化リスクが高いとされていることから、高齢者等への対策は非常に重要であると考えており、町といたしましても、国、県の方針に基づき必要な対策を講じております。現在、町では、委託事業として、高齢者等サポートセンターなどで開催している介護予防教室などを休止するとともに、介護サービス事業者に対しましては、集団感染の未然の防止策を講じた上で、必要とされている事業の継続をお願いしているところです。さらに、高齢者と対面で対応を要する訪問調査、要介護認定調査などにおいても、対応に当たる職員には感染防止対策を徹底させる一方、国の指示に従い、一部事務手続の簡易化や自動延長制度等も取り入れ、必要事務を確実に遂行しております。こうした対策や対応に対し、現在まで、要介護者をはじめ町民の皆様からご要望等はいただいておりませんので、当町の取組に対し、ご理解いただいているものと受け止めておりますが、なお一層の取組強化を図ってまいります。また、高齢者及び要介護者への安定したサービスを提供することができるよう、国、県では当該事業者及び従事者の方へ、感染拡大防止対策に係る費用の支援や従事者向けのメンタルヘルス相談窓口の設置、慰労金の支給を行っております。今後も新型コロナウイルス感染症の集団感染の防止に向け、関係機関、団体と連携を深めて対応してまいります。

次に、2、移住・定住の促進について。(1)、コロナ禍において生活様式が変化している中、政府方針としてテレワーク勤務の推進、オンライン会議の拡大など地方での暮らしが注目されています。この状況をチャンスと捉え、移住促進に向けてさらに取り組むべきと考えますが、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。政府は、コロナ禍における国民の健康と経済活動を両立する一つの手段としてテレワーク等を推進しており、このことは国民の働き方に関する意識改革を進め、ひいては東京一極集中から地方への移住、地方創生とつながる、ピンチをチャンスに変える取組と期待しております。当町においても、新たな生活様式の定着を進める中、ＩＣＴを活用したウェブ会議システム整備等の新たな取組にも着手することができたと考えております。加えて、今年度においては、様々な移住支援制度を一元的に発信する移住定住ポータルサイトの開設や移住専門誌への情報掲載、さらには官民問わず、関係人口、交流人口へとつながるインターン生や復興視察団等の積極的な受け入れな

どを強力に推し進めてまいりました。今後も、その推進力を緩めることなく、新年度において、新たにメニュー化される予定の福島再生加速化交付金を十分活用しながら、新たな活力とにぎわいを見いだすよう努めてまいります。

次に、3、新規就農との営農再開の支援について。(1)、来年度から福島県では、農地集積と専門職員を配置して被災12市町村の営農再開を支援していく方向です。町としても後継者や担い手不足の課題は重要であり、今後は避難解除区域も併せて取り組むことになると思いますが、どのように進めていくのか伺いたいについてお答えいたします。町は、町内の営農再開を進めるため、農業施設の整備や各種支援メニューの案内など、ハード、ソフト両面の施策を重層的に進めております。しかしながら、長期避難の影響や農業従事者の高齢化により、町内全域の営農再開が困難な状況であり、後継者や担い手不足の課題は重要で、今年度、農地保全管理が開始された特定復興再生拠点区域も、同様であると捉えております。このため、県及び町内農業法人と連携した町内農地の現況や、農業法人の活動状況を案内するなど、新規就農者の発掘に努めるとともに、JAと協同で実施しているマッチング作業により、町外農業法人の誘致など、課題解決に向けた取組を進めております。ご質問の専門職員の配置については、本年4月より各市町村に配置されるコーディネーターが、町職員とともに農地中間管理事業の活用に必要な人・農地プランの作成を中心とする営農再開に関する業務に当たることとなります。町といたしましては、現時点においては、福島県営農再開支援事業の管理耕作による担い手への農地の集積、集約を進めておりますが、この制度が終了する際、円滑に農地中間管理事業に移行できる体制を整えておくことに加え、避難指示解除区域での農地保全から営農再開へのステップアップの経験を、特定復興再生拠点区域で生かすことが重要であると考えております。これらのことから、来年度配置されるコーディネーターとともに、近い将来の各地区の状況に応じた人・農地プラン作成の準備と、特定復興再生拠点区域の早期の営農再開に向けた関係機関とのより一層の連携、協力による外部法人を含めた担い手への農地の集積、集約に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ご答弁ありがとうございます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症の対策については、関係者の努力、これまでの感染防止対策により町内での感染は最小限にとどまっています。しかしながら、今後の県内の感染者の動向にも左右されることから、これから始まるワクチン接種への不安及びクラスター発生防止の観点から、再質問させていただきます。

まず最初に、ワクチン接種につきまして、ワクチン接種の実施については、自治体としても初めての取組になると思いますが、皆さんで知恵を絞って、執行部も議会も協力し合いながら進めていかなければならぬと思っております。そこで、国、県から基本的なマニュアルのようなものは既に提示

されているのか。また、提示されているのであれば、その内容について町として十分に対応できる内容かどうか伺いたいと思います。お願いします。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

国からは昨年末より手引が発送されております。あわせまして、自治体向けの研修会も開始されております。手引につきましては、順次、情報が新しく公開されておりますので、現在、第2版まで出ておるところであります。この内容につきましては、先ほども申し上げましたとおり、内容が順次新しくなっているところでありますので、正直申し上げましてなかなかその更新の状況を追いながら事務を進めるというところは大変な部分もございますが、町民の皆様の接種に向けての準備というところでありますので、ここは職員一同銳意進めているところであります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。マニュアル、手引等も県から来ているということですけれども、その内容に沿って、町としても進めていくということになるのでしょうかけれども、医療機関などと町が連携して、ワクチン接種を受けやすい体制を整えるということがやっぱり必要になってくると思うのですが、医師やスタッフの数など人的リソースに関する部分について足りる予定かどうか、そういったところをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

町長答弁にもありましたとおり、まずは町内に居住されている方については町内での接種を、避難先におられる方については避難先の自治体での接種という形で考えて進めているところでありますが、町内での対象者につきましては、現段階で1,500人程度と考えております。捉えているところであります。うち65歳以上の高齢者が約500名程度、この方につきましては、繰り返しになりますが、町内の医療機関での個別接種ということになります。当面、高齢者の方につきましては医療機関、町内2か所の医療機関で実施ということで、この分については医療機関側で実施の協力をいただけることになっておりますので、スタッフの確保については現時点では問題ないものと考えているところであります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。今のところ、見込みでしようけれども、医療スタッフは足りる状況だということで、安心しました。

もう一点、今後、役場内としてもいろいろ接種券の発送だとか、そういった部分で結構業務的に多くなってくるのかなというところもありますけれども、ワクチンについては原則、住民票のある市

町村で、先ほど町長答弁からもありましたけれども、住民票のあるところで接種するというのが原則でしょうけれども、今やはり富岡町は避難されている方が多いという状況で、本人への証明書であったり、あとは限られた職員で対応するようになると思いますけれども、コールセンター等で予約して、県内とか、あとは全国の避難先で接種できるようになると聞いておりますけれども、その予約状況や実施状況における台帳のシステム、そういうところの整備等は進んでいるのかと。

あともう一つ、一般的の予約に関して、電話でやるのか、郵送、あとはもしくはパソコン、携帯等で行っていくのか、今の時点で分かればいいのですけれども、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

まず、接種券等の発送でございますが、既に準備を進めておりまして、接種券、それから町外の方に必要な住所違い接種届出済み証というもの、こちらについては発送に合わせて準備を進めているところであります。現時点では、町長答弁の中にもありましたとおり、国のスケジュールが変わらない限りは今月中に発送したいと考えているところであります。

コールセンターにつきましては、今月3月5日発送の広報とみおかにも記事を掲載しておりますが、コールセンターを設置をしておりまして、この中で例えば接種券はいつ来るのかとか、医療的な部分でない部分についての問合せに対応できるように、また町内の接種が始まった場合の予約受付などをすることによってコールセンターを設置しているところであります。

予約の方法といたしましては、自治体によってはそのシステムによって、またパソコン等でラインであったりとか、実施受付をすることも想定されておりますが、富岡町におきましては現段階ではコールセンターへの電話受付ということで考えているところであります。

それから、システムの整備ということでありますが、こちらにつきましては国である程度の一定のシステム、ワクチン接種システムというものを開発しております、これについても既に複数回説明会が実施をされております。これについて、町でも幾つかのアカウントを取得いたしまして、職員で今運用できるように準備を進めているところであります。

またあわせまして、国で町が独自に持っているシステムへの改修が必要な場合に合わせての補助の上乗せなども行っておりますので、これに合わせて町でも必要なシステム改修を行っていくというところで考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。国でシステムについては整備を進めているということで、富岡は予約に関しては電話でコールセンターと。その準備に向けて、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

あと、答弁にもありましたけれども、コールセンター部分ですけれども、私も富岡アプリでちょっ

と見させていただきましたけれども、とても早急に対応されているのではないかなと思います。ありがとうございます。電話で相談できるようになるということだと思いますが、恐らくこれからかなりの数の問合せがあると思います。町民の不安払拭のために、親切丁寧な対応と正確な情報提供をお願いしたいと思います。

引き続き、次の質問に移ります。（2）の高齢者に対する感染症の課題についてということですが、このところ全国的に感染者数は減少傾向にありますが、首都圏感染者の下げ止まり、緊急事態宣言解除の延期、そして感染力が強い変異株も増えてきております。今後は宣言解除後の人の移動が多くなれば、第4波として感染拡大が広がる可能性もあると思いますので、その辺も視野に入れながら対策を検討しておく必要があると思います。県内各地で病院、介護施設、また在宅医療介護のところでクラスターが発生しているところでございますが、基本的な感染予防策はやはりマスクであるとか手洗い、3密を避けるという徹底、そのところに尽くると思うのですが、医療、介護従事者、そして疾患含めて町民を集団感染から守るためには従事者のPCR検査等が有効かと思います。感染の蔓延地域前については、高齢者施設の従業員へのPCR検査を集中的に実施したり、あとは希望する高齢者を対象に、唾液によるPCR検査も無料で行っているところもあるようです。このところの検査料も安価になってきているということでもありますので、今後の近隣市町村の感染状況も見守りながらにはなりますが、PCR検査の実施及び費用の補助、その辺りの検討はされているのかお願いしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。

現在、町としてクラスター対策として行っているところは、各事業者様へのやはり感染予防の徹底ということで、自主的に強化をお願いするという依頼を全てにかけてございます。先ほど議員もおっしゃっていましたように、PCR検査、職員の方へのPCR検査となりますと、若干でございますが、費用が生じます。そちらも町として現在のところ補助の予定はございませんが、国の制度を積極的に活用して、感染防止対策の徹底を再度お願いしているところでございます。先ほど町長の答弁にもございましたが、町民の方から感染防止あるいは感染に対するご心配な意見等、我々にはまだ入ってきてございません。事業者様の徹底した協力の下、皆様ご利用されていると思って、今後ともそちらの取組に対しては、町としてもお願いするだけではございませんで、今後、できる限りのことはしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） PCR検査の件につきまして申し上げます。

PCR検査の行政検査の分につきましては、基本的には県が行います。保健所が実施をいたしまして、町から直接PCR検査に携わるという部分については、行政検査に対してはないことになってお

ります。現在、福島県では、感染状況の拡大なども踏まえまして、濃厚接触者だけではなく、接触者ということで、濃厚ではなくても感染が疑われる方につきましても積極的に検査を行われているという状況であります。一方で、ご自身が濃厚接触者ではないかと疑いつつも、県で濃厚と判断しなかったケースなどもありまして、そういう方は当然ながら不安が残ると思います。高齢者の方につきましては、町でも国の補助などを活用し制度を設けまして、例えば感染の拡大されている地域から往来のあった方と接触をして、さらに濃厚接触と判定されなかつた方に対して町独自として補助をする体制を整えておりまして、この分につきましては県内の検査機関と町で独自に契約をしております。今のところ活用の事例はございませんが、この分につきましては来年度以降も継続をしていこうと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。PCR検査ですけれども、なかなかこれはちょっと難しい、自分で言っておいて何なのですが、難しいところもあるのかなとは思います。定期的にやればいいのか、あと費用の面もかさんできますので、そういう部分でやはりできる部分、今答弁ありましたけれども、医療のところで準備しているといったところで、今後ワクチン接種がどんどん増えていて、その先はどうなるか分らないのですが、変異株もどんどん増えてきているということで、そういう心配もございますので、そういう部分の準備をしっかりとしていただきたいなと思います。よろしくお願いしたいと思います。

あともう一点、医療介護に関わる事業者、在宅サービスに関わる事業者にクラスターが発生した場合には、最悪は施設の閉鎖に追い込まれたり、そういう危機的状況になるのかなといった不安がありますけれども、これらに勤務する従事者の方もかなり精神的な不安が、ストレスがかかっているような状況ではないかなと思います。これらの事業、サービスを継続させるための対応について、先ほども答弁では触れられていきましたけれども、情報交換含めて、近隣の自治体であるとか、あとは各事業所間での横の連携が図れるように、緊急事態が発生した場合としての対応として広域的な広域連合のような介護施設、あとは在宅医療、介護、そういうところ含めて広域連合のような対策が必要になるかと思いますけれども、そういうところについては役場では確認されていますか。お願いします。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。

町内の福祉事業者に関しましては、役場も入りまして、定期的に情報交換は行ってございます。なお、議員、今ご意見いただいたように、広域的なものというものは取り組んでございませんので、施設だけではなく、在宅サービスを行っている事業者等と代替の話もありますので、万が一に備えて、今後広域的に、まずは担当者レベル、それから事業者を入れて情報交換の場をつくってまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。引き続き、情報交換定期的にやられていくということで、よろしくお願ひしたいと思います。これらについては、県で対応をする部分もあると思いますけれども、各施設の要望等を聞きながら、行政で可能なものについては支援していただいて、町民の安全と健康のために、特に高齢者施設、在宅サービスのクラスター発生防止につなげたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。続いて、大きい2番の移住・定住の促進につきまして、先ほど町長答弁からございましたが、移住定住のポータルサイト「とみおかくらし」というところを開設したことなのですけれども、私もちよとサイトを少し見させていただきました。富岡町の紹介であったり、子育て支援、あとは町営住宅や住宅助成事業など移住定住に関する情報が掲載されていて、とても興味が湧く内容になっているのではないかなと思います。しかしながら、実際に移住を考えている方から話を聞きますと、実際の申請手続ですか、の手間であったり、あとは町営住宅などは収入制限などもございます。そういう補助も受けられないなどの声も聞かれています。例えば生活支援関係であれば、子供・医療に関しては健康づくり課が主体で、住環境支援であれば生活環境課、定住促進関係については子育て世帯支援奨励金であれば福祉課が所管と、あとは住宅支援補助であれば都市整備課、町営住宅であれば総務課といった具合になります。そして、産業支援の関係の新規事業だったり、新規営農再開、農業支援に関しては産業振興課と、いろいろやはり窓口が多岐にわたっているという部分も含めて、その他にも県からの補助制度などいろいろな支援があると思いますけれども、移住定住に関する支援の申請はやはり各課にわたっているために面倒なのが実際のところではないかなと思います。移住定住を希望されている方の目線に立って、様々な支援を有効に活用していただくように、申請手続と住まい、あとは雇用の相談も含め業務を一本化に、円滑化にするように役場内に移住定住相談の専用窓口、そういうものを開設したらどうかと思いますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ただいま議員からご提案ありました、まず一元化という形でございますが、おかげさまで昨年の12月になりますが、ポータルサイトというものを開設させていただきました、町の状況、そもそも富岡町ってどこにあるのだというところから入らなければいけないかと思って開設させていただきました。その効果もありまして、ここ数か月は問合せ等々も多々いただいております。国の移住政策関係の支援ということもあって、声をいただいているところでございますが、ご指摘のありましたとおり、窓口が分かれているというのが現状でございます。目線に立った有効に活用できるような対策、それから雇用相談というのも一つのテーマと思っておりまして、一本化ということでございますが、行政縦割りという部分でかなりご批判いただいているところでありますと、まず税金を投入していくことになりますと、移住定住もかなりハードルが高いというのも、そ

ういうご指摘もいただいているところでございますが、円滑に進めるように、一本化ということは何かしら策を考えなければいけないかと思っておりますので、今後検討させていただきたいと思いますし、また役場に来るにはなかなかということもあればということも考えておりまして、次年度以降でございますが、まちづくり会社の協力をいただきながら進めていき、そちらが窓口になることもあるかなということも考えてございます。ただいま検討中でございますので、いましばらくお待ちいただければと思っております。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。窓口に関しては、今検討中ということですけれども、やはり実際相談しに行って、何々の補助金はこちらで、こちらでってやっているとなかなか、せっかく移住を希望してきた人に対してちょっと苦労をかけてしまうといった部分もありますので、ぜひ開設に向けてお願いしたいと思います。

あと移住定住でもう一点、これまでの児童手当の部分に追加してなのですが、子育て世代の住宅支援ということで、そういう整備をされてはいかがかなと思いますけれども、例えば18歳以下の扶養する子供当たりの家賃の補助について幾らか出していくといったような仕組みをつくって、町営住宅だったり、一般の賃貸住宅など、町からの住宅補助などで子育て世代の移住支援を強化してはどうかだと思いますけれども、そういうところはいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ご提案ありがとうございます。まさに家賃補助という形は、今回議員からご意見いただいているところでありますが、さきにも議会においてそのようなご提案をいただいたところでございます。今般、令和3年度の今現在執行予定であります国の交付金等々の活用は何かでできないかということで、この件について国にも相談をさせていただいております。現在、予定という形で、制度設計がまだ整っていない状況でありますが、家賃補助に関してはかなり厳しいという回答はいただいております。交付金にはちょっとなかなか当てはまらないだろうといただいております。一方で、何かいい策はないかということも様々検討してございますが、民間でインターネットを介しての情報という形になりますが、当町における住宅関係の家賃の相場というものをちょっと調べております。近郊であれば1K当たり5万円程度からスタートしているような状況ですが、当町においては新築物件ということもあって、6万円からということで、他自治体より若干高めの住宅状況でございます。何とか補助という形も考えなければいけないなと思っていると、他自治体の参考事例、先行事例等を見ると、現金給付はなかなか難しいけれども、商品券という代わりに手立てができるかということも考えている自治体もございます。様々なアイデアによって移住定住につながるものと考えておりますので、じっくりと検討しながら進めさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。企画課長から今移住に向けて様々な角度で検討して

いかれるということで、やはり町の将来像としては移住定住対策の目指すところ、やはり認定こども園であるとか、あとは富岡小中学校に在籍する数が増えていく、子供たちの笑顔がたくさん見られるようになっていくことが理想だと思いますので、生活する上での利便性、安全性をさらにPRしていただきて、若い世代の移住定住を増やしていく施策を引き続きお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

続いて、大きな3番の新規就農と営農再開の支援についてになりますけれども、先ほど町長答弁から、富岡に戻って、新たに農業をやってみたいと、特に農地の取得であったり、あとは事業の安定までの相談窓口ですが、そういったところにも今年から相談員を配置されるということですけれども、県の営農再開に向けて受けた支援事業とともに、有効に活用しながら、担い手の解消に向けて取組を進めていくということで理解いたしました。本来であれば農地所有者が営農を再開することが一番の理想ではありますが、帰還困難区域の営農再開も今後いろいろと課題が多くなってくると思いますけれども、震災後12年がたってからの解除ということになりますので、特に担い手不足であったり、風評対策もさらに難しい問題になってくるのだろうと思います。この問題も含めて、昨年度から取り組んでいる富岡町の農業地域おこし協力隊については、現状どういった状況になっているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

町では、昨年度より地域おこし協力隊を2名の枠で募集をかけて取り組んでまいりました。問合せ等につきましては、2名の方から問合せをいただきまして、1名の方につきましては面接まで実施をさせていただいたところですが、その後、体調の不良というか、体の体調の関係で辞退されるということになりました。現在も引き続き募集は行っておりますが、新年度、令和3年度についても同じく予算を計上しまして募集を継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 地域おこし協力隊につきましては、面接まで行った方もいらっしゃったということですけれども、やはり農地所有されている方と、あとは実際に農業をこれからやりたいといった方の橋渡しとなる方になりますので、ぜひその辺を確保していただきて、今後に向けて進めていっていただきたいなと思います。

先週、全員協議会で農業用の施設の整備として、タマネギの乾燥施設等も計画されているということでお聞きしましたけれども、生産することだけではなくて、先を見据えた経営戦略といいますか、そういうものを考えながら、生産と消費が一体となった高付加価値生産を展開し、新たな作物も生産、作れば売れるというやっぱり環境を整えることが重要なのかなと思います。例えば生産者の顔が分かる直売所販売であるとか、あとは外食産業のメーカーとコラボしたり、冷凍食品への利用とか、

あとは安全性をP Rしながら農産物のオンライン販売など、オンライン販売もいろいろ今多様化しているところもありますので、そういったところも経営戦略といった部分ではいいところなのかなと思います。あと個人飲食店向けの宅配企画などもできるのではないかと考えておりますが、その辺については今後取り組む予定はございますでしょうか。お聞きします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

先週、全員協議会の中でタマネギの乾燥施設といいますか、の説明をさせていただきました。現在、町では水稻、タマネギ等推奨しておりますが、確かに出口、作ったものが売れるというところが必要になってきます。タマネギにつきましては、現在JAを通しまして業務用のものとして出荷をしていくところであります。また、現在タマネギにつきましては県で浜通り地方で特産化していくというようなことになっておりますので、地元での消費というのもやはり考えていかなくてはならないと考えています。議員からもありましたように、町内の飲食店等でタマネギが使われるとか、タマネギを使った特産品が開発されるというところがありますので、そういうところにつきましては関係機関と調整をして、特産品の開発等については十分検討を進めていきますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。特産品ですとか、あとは販売方法もこれからいろいろ検討されるということで、ありがとうございます。なかなか震災前までの作付面積まではいかないと思うのですが、営農再開、今の目標に近づけるように取り組んでいくようになるのかなと思いますけれども、聞くところでは農業を新規に始めたいという方も結構いらっしゃるようなので、期待が持てるのではないかと思います。震災から10年がたとうとしていますけれども、引き続き担い手の確保と同時に根気のいる取組にはなるかと思いますが、農産物で縁あふれる富岡町に向けた農業振興となるようにお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君の一般質問を以上で終わります。

10時45分まで休議します。

休 議 (午前10時31分)

再 開 (午前10時42分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

続いて、9番、渡辺三男君の登壇を許します。

9番、渡辺三男君。

〔9番（渡辺三男君）登壇〕

○9番（渡辺三男君） それでは、通告しておりますので、私から大きな2問を質問させていただきます。

まず1点目、町内に点在する町所有の桜の維持管理及び桜の木の植樹について。（1）、原発事故以来10年が過ぎようとしている中、桜の老朽化が目立ちますが、管理をどのように行っているか、また年間どれくらいの予算を計上しているかをお聞かせください。

（2）、原発事故前から問題になっている町内の民有地に点在している桜の木をどのようにしていくのか、町の考えをお聞かせください。

（3）、夜の森の桜は、観光の目玉になっていますが、これを維持していくのには老木から新しい木に植え替えていく必要があります。町としてどのような計画をお持ちなのかお聞かせください。

大きな2番、新型コロナワイルスワクチン接種について。（1）、新聞やテレビ等の報道では、4月頃から高齢者にワクチンを接種と聞いていますが、どのような方法や手順で行われるのか、また、接種会場は町内に3か所ある病院で検討されているのかお聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 9番、渡辺三男議員の一般質問にお答えします。

1、町内に点在する町所有の桜の維持管理及び桜の木の植樹について。（1）、原発事故以来10年が過ぎようとしている中、桜の老朽化が目立ちますが、管理をどのように行っているのか、また年間どのくらい予算を計上しているのかお聞かせください。及び、（2）、原発事故前から問題になっている町内の民有地に点在している桜の木をどのようにしていくのか、町の考えを聞かせください。並びに、

（3）、夜の森の桜は、観光の目玉になっていますが、これを維持していくのには老木から新しい木に植え替えていく必要があります。町としてどのような計画をお持ちなのかお聞かせくださいについては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

当町の桜は、先人より受け継がれてきた町民の宝であり、県内屈指の桜の名所となった桜並木には、毎年多くの方々に足を運んでいただいております。これまでに至るには、行政による維持管理に加え、桜を思う地域住民のご理解の下、長年にわたって大切に育まれたたまものと考えており、他自治体にはない特色のある事例だと考えております。今年度においては、これまでの維持管理に加え、多くの方々が桜に親しみ、将来にわたって維持管理ができる場所として、夜の森つつみ公園や富岡川河川敷、総合スポーツセンター周辺に桜を植樹し、桜の町にふさわしい取組を進めました。また、例年、街路樹の維持管理として、年間2,500万円から3,500万円を計上し、長寿命化を図る施肥や消毒、枯れ枝の剪定など、景観美化と交通安全の視点で維持管理を実施しております。次年度においては、桜を守り、育て、つなぐ視点を持った桜に関する予算として、新たな桜の植樹とともに思い切った伐採を含む中長期計画作成の検討や今年度実施した街路樹調査のデータ化を加えた総額1億円を計上し、桜と桜へ

の思いを大切に育ててまいります。一方で、町内には樹齢100年を越える古木が多く、枯れ枝の剪定による樹形の崩れや生育が悪い桜も目立つようになり、町としても、桜の長寿命化に大変苦労しております。また、民有地に点在する桜については、街路樹の一部となっている桜以外は所有者の皆様のご協力に頼らざるを得ないのが現状となっております。引き続き、所有者の皆様のご理解をいただきながら、議会をはじめ、町民の皆様からのご意見やご要望に少しでも応えられるよう、努めてまいります。

次に、2、新型コロナワクチン接種について。(1)、新聞やテレビ等の報道では、4月頃から高齢者にはワクチンを接種と聞いていますが、どのような方法や手順で行われるのか。また、接種会場は町内に3か所ある病院で検討されているのかお聞かせくださいについてお答えいたします。3番議員の一般質問の答弁と重複しますが、国は高齢者へのワクチン接種を4月12日以降開始するとしております。供給されるワクチンにつきましては、国から都道府県に対し配分され、都道府県において調整の上、市区町村に改めて配分されることとなっております。ただし、ワクチンの供給量に不透明な点があることなどから、その数量については限定的とされており、本町に対して、いつ、どの程度の量が配分されるかにつきましては、現時点では明確にされておりません。また、接種につきましても、町内に居住のある方は、町内2つの民間医療機関での個別接種により実施することとしており、町外に避難されている方は、避難先自治体で接種を受けることが可能となっております。接種の際に必要となる接種券等につきましては、まず高齢者に対して、今月中に発送する予定であります。引き続き、接種がスムーズに行われるよう、国、県や関係機関と連携して準備を進めるとともに、迅速な情報提供に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） それでは、再質問に入らせてもらいます。

関連性があるということで一括で答弁を受けましたが、私からは小分けにして質問させていただきます。

まずは、夜の森の桜、県内の桜の名所として名高い夜の森桜並木ということで、インターネットにちょっと掲載されておりましたので、まずちょっと読ませていただきます。「明治から昭和にかけて活躍した実業家の半谷清寿さんが息子の六郎と2代にわたって夜の森地区の開拓を手がけていました。その際、桜の木を植樹したのをきっかけに、現在は約420本、全長約2.2キロ続くこの桜並木が出来上がった」と書いてあります。県内で有数、指折りというのは、本数はどうのこうのより、やっぱり町の中にこれだけの桜がある。また、町の中に夜の森公園というすばらしい公園があるということが一つの有名になった要因なのかなと私は思っております。そういうことで、先人がつくり上げた大事な観光資源ですので、ソメイヨシノの寿命は70年から80年と言われておりますが、行政の手入れの下で、いまだにきれいに咲き誇っています。手入れの仕方に問題はないのか、太枝を伐採し過ぎと思

いますが、その辺をどのように考えておりますか。震災で6年間入ることも、許可を取らないと入れなかつたということで、6年間かなり桜の木が傷んだのかなと思うのですが、その後、手入れ始まつて、もうかなり太い枝といいますか、本元まで伐採してあるのがすごく目立つのです。そういう状況があつて、桜の木がますます弱つていているのかなと私は思うのですが、その辺は町で業者とどんな手法で手入れを細かくしたらいいか、検討している経緯があれば教えてください。

○議長（高橋 実君） 答弁する前に、1から3、複数課にわたると思いますので、複数になるときは代表で話をできるようにしてください。複数の課がまたぐときは、ウエートの多いほうが答弁に回ってください。内容が異なるときには複数で答弁するように。

都市整備課長。

○参考兼都市整備課長（竹原信也君） 桜の管理につきましては、今街路樹がメインということで、都市整備課でお答えさせていただきたいと思います。

議員おっしゃるように、現在、夜の森だけではなくて、西原も桜がありまして、町としては約700本の桜を管理しているところでございます。この管理につきましては、震災前より樹木医のご意見を聞きながら、長寿命化を図るための施肥を行つてあるところでございます。お話をありましたように、震災で入れない時期もありました。そのために枯れ枝が発生し、そちら我々道路管理者も行つてはいるので、桜と、あとは通行に支障になる枯れ枝も伐採しなくてはいけないところまで来ております。大きな意味で太いところまでもう枯れていますので、そちらについては交通の支障上、どうしても切りざるを得ないというところもございます。ただ、今年も3,700万円ほどの予算を令和3年度に計上しながら、施肥、あと薬剤散布、あとはウメゴケ、こちらの状況も含めて今行つてあるところでございます。今後とも桜、議員おっしゃるように町のシンボルとなっておりますので、まずは街路樹でございますが、こちらについてはそんな形で専門家の意見を聞きながら進めているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。今年度3,700万円をかけて桜の手入れをするということですが、まさに観光資源である桜、お金がかかるのです。ただ、先ほども言ったように、先人が立派につくり上げた観光名所ですので、我々もそれはもうついていって、それ以上に伸ばしていくというのが我々の使命かと思うのです。そういった中で、今答弁あったように、すごく太い枝というより、もう本元、本元まで交通の支障とか、あと上の電線、電話線の支障木になって切り落とされている部分もあるのかなと思うのです。ただ、夜の森の場合は、街路樹の場合は、桜のトンネルということで、すばらしい夜になるとライトアップして、トンネルのようすばらしく咲き誇っているということがやっぱり名高くなつた要因だと思うのです。そういうことを考えると、もう少し手入れの手ではないのかということで、非常に私も思いはつかないのですが、一番は桜の木てんぐ巣病、てんぐ巣病とモンクロシャチホコ病が一番厄介だということで、それはなぜ厄介かというと、花より先に葉

っぱが出てしまうと、桜の意味がなくなってしまうと、そういうことですので消毒にはすごくお金をかけなくてはならないのかなと。そういうことによって、その病気は何とか免れるのかなと。また、交通の支障木は、当然交通事故起きると困りますので、それは当然もう切るしかないのかなと思うのですが、電線の支障木、その辺をうまくあまり太い枝は切らないように、枝というか、もう幹、本元です。インターネットなんか見ますと、桜の木は非常にデリケートで、五百円玉より大きくなった枝を切り落とすときには、かなりやっぱり気をつけなくてはならないと。切った後の手入れ、そういうものをきちんとしなくてはならないなんていうやり方もインターネットには載っておりますので、その辺を十分気をつけていただきたいと思うのですが、その辺は今後どうなのでしょうね。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

伐採というか、木を枝を切ったところについては、当然消毒剤を塗りながら、そこからまた感染しないように心がけているところでございます。あとてんぐ巣病、議員おっしゃるようにてんぐ巣病が桜としては一番致命的なことになるかと思います。そのてんぐ巣病につきましては、てんぐ巣病にかかると、その部分から、それを直すってなかなか難しくて、そのてんぐ巣病がほかの枝まで行ってしまうというと、またそれが枯れ枝になることがあるもので、てんぐ巣病からないように今消毒を行っていたところでございますが、先ほどお話しさせてもらったように、避難指示のために数年間入れなかつた。それで、てんぐ巣病が点在するような形になりまして、それで切りざるを得ないという、我々も桜のトンネル残しておきたいというのは心にはあるのですけれども、そちらでどうしても安全面で最低限のところは切らせていただいているところでございます。今後につきましては、また町長答弁にありましたように、桜を増やしていくという形で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。まず、富岡の桜、当然先人が植えた以上に増やしていくかなくてはならないと思いますので、ぜひ細かい維持管理をすれば本当の細い枝のてんぐ巣病を早くに見つければ管理もしやすいかと思いますので、ぜひ太い枝まで行かないうちに病気は退治するということで、町としては大変かもしれないですが、細かい管理をお願いできれば。また、当然町で管理から消毒するのではなくて、当然業者にもお願い、大半はお願いするのだと思いますが、そういう業者にやっぱり月に1回くらい見回ってもらうのも一つの方法かなと。ただ、見回ってもらうといつても、1年、12か月見回ってもしようがないと思いますので、やっぱり葉っぱの出る時期くらいから花の咲く、花が咲いて終わる時期くらいまでが一番重要なのかなと思うのです。その辺にも予算を少しかけるのも一つの方法かなと思いますが、町としてはどう考えますか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） ありがとうございます。町でも管理、こちらの事業につきま

しては、国の補助金使ってやっているところもございまして、発注時期というのもそれに縛られるところも多々あるもので、あとは道路パトロール、我々も注意しながら感染しないように、それを早期に見つける、そういうところを心がけていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。我々で見て分かるものであれば、我々も幾らでも手はお貸しできるのかなと思うのですが、花の咲く時期になれば、花より先に葉っぱが出るということで分かるのですが、そのときはもう既に遅し、その枝はもう駄目になるというような状況なのかなと思いますので、ぜひ私が言ったように業者に早めに見てもらうというのも一つの方法ですので、発注時期の問題もあろうかと思いますが、ぜひその辺をご検討方お願ひしたいと思います。

それでは、お願ひにして、次、（2）の民有地に点在する街路樹、これ震災前も随分こういう話はあったかと思うのですが、先ほど町長の答弁のように、なかなか民有地に点在している街路樹は、この民地側の人たちの協力を得て、いまだに70年も80年もすばらしい桜並木の一端を担っているということは、富岡町民であれば誰でも分かっていることです。ただ、民有地に点在している桜はいろいろやっぱりその持ち主から言うと、花の咲いた時期は人混みで大変だ、また葉っぱになると虫で大変だ、秋になると葉っぱが落ちて大変だと、いろいろ不平不満出ますが、民有地に植わっている桜の持ち主は不平不満を言いながら、町のすばらしい観光資源だということで、協力を得て今までできたというのが現状かなと思うのです。私もどのくらい民有地に植わっている桜あるか、はっきりした数字は分からぬのですが、6号線から入ってきて、西側ですか。西側は、ほとんどが民有地にあるのです。夜の森公園近辺だけが町道沿いにあるということで、四十何本、40本以上が民有地にあるのです。あと、夜の森公園の東側ですか。東側は、ほとんど民有地なのです、あれ。そういうことで、かなりあの数数えると、きっちと数えると今、桜の調査、街路樹の調査も今年度したかと思うのですが、かなりの数があるのかなと。ましてや、メインの夜の森公園近辺、全国に発信されている桜のトンネルとか夜の森公園というものを考えると、その場所に全体で100本くらいはあるのかなと思うのですが、その辺は今年度、調査多分かけたと思いますので、本数くらい分かっていればちょっとお答えください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ご質問のありました街路樹調査につきましては、今年度実施をさせていただきました。こちらは、町内全域のちょうど315路線中313路線、夜の森の自由通路等々がありますが、そちら除くと313路線、総延長176キロを徒步で全てチェックさせていただいたところでござります。街路樹としての本数を認識しているのが全部で1,390本、うち桜、こちらはソメイヨシノやカワヅサクラ等々ありますが、928本という形が分かってございます。公園周辺につきましては、既に都市整備課において消毒等々の管理ということもありますので、本数は都市整備課で把握しておりますが、町全体の街路樹としてはそのような形でございます。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 植栽しているその桜の根っここの部分、それがちょうど敷地なのか、民有地なのかということは、そこまでは把握してございません。時には民有地と道路にまたがるところもあります。やはり根が広がるということがありますと、そういう形になっておりますので、その土地の所有については令和3年度以降にちょっとしっかりと突き止めていきたいなと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。富岡町全体で313路線で176キロ、1,390本ということで、町内そんなに広くないですから、富岡町。すばらしい街路樹として景観を保っているものが富岡町の財産として1,390本、うち桜が928本ということは、やはり全国に誇れる桜の名所なのかなと、街路樹の名所なのかなと。これに夜の森の駅舎のツツジが入れば、すばらしいやっぱり桜の町であったのだと私はつくづく今になって思います。ツツジに関しては、去年あたりから切り株から花が咲いているようですから、いずれ追いつけ、追い越せで、花を持たせる、全体に花を持たせる時期も遅かれ来るのかなと思います。まずそういうことで、今の本数をいいますと、町としても非常に管理していくのは大変なのかなと思いますが、まずは桜の928本、これを本気になって維持管理に努めていただきたいと。その先には、民地にある桜どうするのだということをまた思い起こして、方法を考えていかなくてはならないと思うのですが、老木になっているものは思い切ってやっぱり切るか何かして、新しいものを植えていくしかないのかなと私は思いますので、その辺は3番でやっていきたいと思いますが、ぜひ管理をしっかりとしていただきたいと。桜の調査もできましたので、当然町内の街路樹の樹木カルテを今年度はつくるということですので、その辺が明確になると思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

次、（3）番に入ります。観光の目玉になっておりますということで、今言ったように街路樹が民有地にある場合には、やっぱり何らかの形で考えていかないと、これから持続させていくには、まだいろんな問題が起きようかと思いますので、ぜひ真っ先に民有地にある桜を考えていただきたいと。というのは、一つの方法としては、土地を買い取るか、買い取る方法しかないのです、現実的に。そういう方法を取るか、また借り受けて、きっちとした賃貸契約の下で借り受けるという方法になろうかと思うのですが、その辺はどう考えていますか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 町長答弁の中でも一部触れさせていただきましたが、やはり桜というのは多くの方々に見ていただきたい、自由に見ていただきたいという形になります。となれば、スポーツセンター周辺に、今年、産業振興課で植栽いたしましたが、土地に入ることの制限のない場所とい

うのが前提だと思っています。となりますと、民有地関係になれば、その方の財産の一部となつておりますので、その方々のご協力なしではいけないと思っていますし、古木に対して思い切つて伐採するということは当然必要になってくるかと思っています。伐採というのは、かなりもう60年、70年以上培われてきた桜ですので、心が痛む部分がありますが、時をつないでいくという部分については必要なことと考えておりますので、多くの方々が見ているところにこれから桜を植えていく。そして、民有地に関してはしっかりとその所有者の方々とお話しをしながら、伐採ということも考えていかなければいけないと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 町長答弁にあったように、新聞にも出ていました。桜の植樹ということで、つつみ公園に植えたということで新聞にも掲載されておりました。また、曲田の河川敷にも四、五本植えられたのかな。あとは体育館。体育館にも植えたということで私も確認しております。そういう自由に入って見られるところ、当然桜いっぱい植えれば、また桜の名所につながっていくのかなと思います。ただ、今ある桜をどうするのだと考えた場合に、民有地にある桜は、その民地側の所有者の貴重な財産です。それはもうごもっともな話です。ただ、これから両側に桜を植えて桜のトンネルを守つていくには、では民有地側に植わっているものはどうなるですか、どうするのですかということなのです。町所有の道路敷とか歩道敷とか、そういうところに植わっているものに関しては、間に若木を入れて、ある程度育ってきたら、あまりもう先がないものは切つて、今度若木をぐんぐん大きくしていくことができますが、民有地は多分できないと思うのです。また新たに間に、民有地のは間に若木を植えるということになると、やっぱり所有者から土地を借り受けるとか何らかの方法を取らなくてはならないのかなと思うのですが、その辺をどう町で今後考えていくのかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 既に桜の知見ということで、根の張り方ということになると、中心から半径2メートルぐらいは根が張るということは分かっています。また、下の部分についても2メートル入つていくということも分かっています。この2メートル、直径で言うと4メートルですが、その分の植栽の幅が取れるというところになつてくるかと思いますが、民有地を借り上げたらどうだというご提案という形になれば、理想はそうだと思っています。理想はそうだと思うますが、現実にそういう道路幅員を広げていくというのが可能かどうかということも考えなければいけないと思っています。こちらについては、来年度予算で産業振興課において中長期的な計画もありますので、そこら辺も見ながらしっかりと検討させていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の件ですが、今まで富岡町で民有地に桜を植えさせてくれというようなことでお願いをしてご協力をいただいたというものはないのです。そういう意味では、私のと

ころも植えたいから、苗木くれるなら俺植えたいのだけれどもなというから、そうやって提供してきたという経緯がございます。そういう意味をもっても、なかなか民有地にあるものを植え替えをしたりということは難しい状況だと思います。そして、民有地の桜が、例えば大木になって、老木になり、そして枯死するような状況であれば、それを民有地の方に伐採をしていただき、そしてその後はその方が植栽するなり、もう桜は植えないというようなことであれば、町としてそれ以上の関与、その土地を提供していただいたり、それからそれを買収したりというようなことは、現在のところは考えておりませんので、ご了解を賜りたいと思います。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 町長の言うこと、私も了解もしているし、納得もします。ただ、両側に植わって桜のトンネルになっているからすばらしいというのもあるのです。そういう部分は、10年後、20年後、30年後にどうなってしまうのですかということなのです。それは、町は民有地に関しては関与はしませんよと。また、伐採して、その持ち主が伐採して、持ち主が植えるのであれば、それは非常にありがたいことですがということだと思うのですが、なかなかいないと思うのです。私が何でそういうことを言うかというと、原発事故があって、皆さん、うちも解体して、なかなか町民が戻らないと。そういう中で、夜の森は今拠点整備やっている最中ですから、当然あと2年たたないと実際分からないうわけですが、なかなか全体的に戻ってくるというのは難しいのかなと私も考えていますので、今だったら2メートルなり3メートルなり、土地の購入はできるのではないかって、私の考え甘いかもしれないですが、今までだったら絶対無理ですよね。もう庭がなくなってしまう、うちがぶつかってしまうという感じで。ただ、今だったら私はできるのかなと思いますので、こういう質問出したのです。そうすることによって、夜の森公園、6号線から入ってきて夜の森校園の近辺の桜のトンネルは、半谷清寿さんが望んでやったことが半永久的につながっていくのではないかと私は思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 議員からご意見いただきました。まず、観光資源にお金がかかるということは十分ご理解いただいている部分がありまして、今ならその土地購入、拡幅部分について買えるのではないかということも常々お聞きさせていただいております。それも含めまして、全体的な調査はしておりませんが、そこの地権者の方と場があったときにちょっとお話をさせていただいたところ、道路を拡幅する分、例えば2メートル土地をいただきたいと。その中でどうですかなんて話をさせていただいたら、買うなら全部買ってくれという形になっております。となると、道路だけを求める部分が、実はそこの全体という形になってしまふおそれもあるということもあります。それらも含めますと、現時点ではその拡幅部分の道路というのはなかなか交渉することは難しいかなと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 70坪とか100坪ある土地を2メートルとか3メートル町に協力しますよということになると、なかなか残り少なくなるので全部買ってくれ、当然そういう話は出ますよね。ただ、そういう話になるということは、かなり柔軟性になってきたのかなと。今までだったら、そんな話は絶対できないような状況だったのかなと思うのです。それだけ柔軟性になってきておりますので、そういう方向も一つの方向性として町も頭の中に入れて、折衝方お願いできればありがたいと思うのですが、どうでしょうね。改まってのお願いというより、そういう今企画課長が言ったように、何かの機会に会ったときに、どう考えますかくらいからまず始まればいいのかなと思いますので、ぜひお願いできればと思いますので。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ご提案ありがとうございます。まず、その柔軟性というのは、やはり震災以前と今の現状では町民の受け止め方、地権者の考え方方が変わっていることは十分分かってございます。話合いということも必要ですし、それから夜の森周辺の桜並木を生かしたという部分で、しっかりと地元の方と強めていかなければいけないと思っています。一方で、拡幅するとなれば、やっぱり道路という形になってきますので、町道の在り方ということもしっかりと議論しなければいけないかと思っております。幅を広げることでいいこともあれば、またマイナスももしかすると出てくる可能性もあるし、一方通行にしなければいけないということももしかすると出てくるかもしれません。その点も含めまして、しっかりと検討させていただきたいと思います。なかなか今、では買いますとか、買いませんとか、なかなか言い切れない部分がありますが、その一つの方向性としてということでご提案いただきましたので、それを頭の中に入れながら進めさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 方向性ということで、方向性は理解いただいたと思いますので、よろしくお願ひいたします。

あと、今民有地にある桜を議論しておりましたが、今方向性は見えたということで私も理解します。次、（3）の同じような質問になるのですが、今民有地の議論していましたが、今度は町有地にある桜をどうするか。つつみ公園とか曲田の河川敷、体育館に、今年度は本数で15本くらい植えたのかな。とすれば、そちらは桜の名所にだんだん近づいていくのかなと思うのです。毎年計画的に植える場所もいっぱいあろうかと思いますので、計画的に植えれば桜の名所に近づいていくと。ただ、何回も言うように、富岡夜の森の桜が何で有名になっているかというと、桜のトンネルなのです、やっぱり。そうすると、今度民有地にある桜も、道路敷にある桜も、かなり老木化しているということで、中に若木を入れていくのか、それとも夜の森公園、野球場近辺は、今ある桜の今度は野球場とか夜の森公園の敷地の中に取りあえず若木を植えて、ある程度見れるようになったら老木の桜を切り倒すか。その2つの方法しかないのかなと思うのです、守っていくには。これからどういうふうな方向づけしていくのか、考えがあればお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まず、本年度の取組についてご紹介をさせていただきます。議員からもありましたが、本年度は富岡河川敷にカワヅザクラを5本植樹しております。また、体育館周りにつきましてはしだれ桜を20本ほど、あとつつみ公園が7本ということになっております。

今後の計画であります、基本的には公共施設の中で、まずさくら通りですが、そちらにつきましては悪いものについては抜根しまして、新しいものを植えていきたいという考えを持っております。あと、並木となっております二中脇につきましては、現在植栽ますに植えられておりますので、その植え替えで育つかというようなちょっと検討もしなくてはいけません。もし育たない場合は、道路改良と、そういうところも検討が必要になりますので、そこにつきましては来年度検討委員会を立ち上げますので、その中で専門家の意見なんかを聞きながら、そちらについて桜を守っていくということ、そちらについては取りまとめをして、随時、議会には方向性についてご説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 夜の森公園、また二中の脇ですか、の今答弁いただきました。まさにそのとおりだと思うのです。もう駄目なものは思い切って伐採して、土を土づくりをして、若木を植えていくということをしないと、一回に桜がばっさりなくなってしまうような時期がいずれかには来ます。だから、年度、年度の計画の中で、やっぱり1本置きとか3本置きに、まず先に植えるとかしていかないと、本当に一回に桜、桜並木の桜が一本もなくなってしまうような状況が生まれてきますので、ぜひ計画的にそういうことをしていただきたいと。

あと、今年度かなりの本数、全部で何本ですか。32本ですか。すばらしい本数植えていますが、周りに桜、夜の森公園の桜のトンネル、また二中の脇の桜のトンネルを考えた場合に、別な方向に桜の名所が移っていってしまうような勢いになっているのかなと思うのです。その辺は、どんなことあっても夜の森の桜のトンネルは守るのだよという意気込みでやっていただきたいと。植え込みに植わっている桜に関しては、当然植えるときには5センチとか10センチくらいのを植えていますので、十分間に合う大きさだったのかなと思うのですが、今はもう70センチも80センチもなっていますので、当然足りませんよね。だから、そういうことを考えれば、例えば二中の敷地だとすれば、これは教育委員会なのでしょうけれども、学校側に植えさせてもらうとか、いろいろ方法はあろうかなと思うのです。先ほど言ったように野球場とか、夜の森公園はそちら側に植えて、いずれ老木になって駄目になったら伐採すると。道路敷にはしなくとも、別に公園とか野球場だから、それでいいのかなと思うのです。

あとは、体育館近辺の桜を見ますと、やっぱりもう少し土づくりをして、きちんと植えないと、か

なり下が岩で、表土が20センチくらいのところに植えても、やっぱりある程度根づくのは根づくけれども、ある程度たつと芯枯れして枝しか残らないという感じになりますので、よっぽど土をつくって、土の厚さを厚くして植えないと、同じような状況になってしまうと思います。皆さんも見て分かるとおり、もうほとんど芯枯れしています、植えた桜が。今年度植えた桜ではなくて、今までの桜が。そういう部分を十分考えてやっていただければいいのかなと思うのですが、どうでしょうね。

○議長（高橋 実君） この質問は、産業振興課長と都市整備課長からいただきますので。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） まず、今後、町内に桜の植樹計画しております。その中で、やはり植栽場所によってそれぞれ違いますので、やはり下の土のところ、土づくりのところが重要だというような認識を持っております。そこについては、樹木医等の意見を聞きながら、今後そういうところを反映させて植えていきたいと考えております。

また、先ほどありました二中脇の桜でございますが、そちらについては議員からいただいた意見と同じような意見を町でも検討しております。そこについては、枯れ枝が大分多くなっておりますので、いずれ駄目になってしまいというような認識は一緒でございます。そこで、中学校敷地についてはスペースがありますので、今の桜を抜根して、あそこに将来的に並木ができればいいのではないかなんていうようなことも考えておりますので、いろいろとご意見をいただきながら進めていますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） 街路樹絡みのことでお話しさせていただきますと、相反するものがありまして、道路の街路樹になりますと土づくりをして、根を横だったり下に張らしていくという話になってきますと、歩道のところに街路樹が、植樹ますがある。車道は、それなりに車が乗るということで、十分堅牢につくらなくてはいけないということもございます。そういう意味で考えていきますと、植樹ますを全体的に大きくしていかなくてはいけない。先ほど企画課長の答弁にもありましたように、その道路を今の幅員が確保できるかというところも検討していかなくてはいけないところがございまして、全体的に検討していかなくてはいけない。また、今の桜がある程度の間隔で道路に縦断方向に桜が立っております。その間に植えていくというのも一つかなとは思うのですけれども、そちらが一般家庭の出入口も考慮しながら、今桜の植樹があるということもありまして、なかなか難しいところがございます。将来的には、やはり富岡の二中前の桜トンネル、これは残していくとは思うところでございますが、なかなか厳しいところがありまして、それを来年度検討しながら、どのように残していくのかということを模索していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。大半にわたっては理解はしました。

二中に関してはということで、いい答えいただいたなと思っています。ただ、二中だけではなくて、技専校跡とか、先ほど言った夜の森公園、また野球場とか、あとはリフレもあります。さくら通りに面して町の所有する土地があれば、道路側にそういった計画を立てていただければありがたいと思います。ちょっともう一つあるものですから、これ永久課題になってしましますので、また機会があればやらせてもらいます。よろしくお願ひいたします。

次、大きな2番になります。新型コロナワクチン接種についてということで、先ほど佐藤啓憲議員の質問の中で大半は見えたのですが、ちょっと細かい点、気づいた点、ちょっとお聞かせ願えればと思います。高齢者が4月頃から接種開始できるよということで、国では、新聞、テレビ等で大きく取り上げてやっていましたが、まず先ほどの答弁だと4月中旬からはできるような答弁でしたが、それは全く間違いないかと、あとは町内に1,500名いると。多分震災前の町民が半分くらいの、新たに来た町民が半分くらいというイメージなのかなと思うのです。としますと、町外にいる人たちも接種券を頂いて、町がきちんと準備して、どこでもできるような接種券を多分配布するのだと思うのですが、町外にいる人も町内に来て受けますよという人、私はかなり出てくるのかなと思うのです。先ほど町内の医療機関2か所ということですので、緊急医療センターは抜けるのかなと思うのです。そうした場合に、接種を処理できるのかどうか。1,500だけを町は考えているのか、町外に行っている人も皆さん来れば、町内の2か所でやりますよということなのか、それはできないのか、その辺ちょっとはつきりお教えてください。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

まず、スケジュールについてですが、町長答弁にもありましたとおり、国は4月12日以降、高齢者の接種を開始するということになっておりますが、国から県にワクチンが供給されるのが数量が限定的というところで、それが福島県から富岡町にどの程度がいつ配分されるのかというのは今のところ明確になっていないというところですので、こちらについて正確にいつから始まりますということはまだ申し上げられないところであることはご理解いただきたいと思います。

それから、町内での接種についてでございます。接種券に併せまして、町外に住んでいる方に対しては、先ほども申し上げましたとおり、届出済み証というものをお送りいたしますが、これには接種券も併せまして避難先がどこであるかというふうな表示をしてございます。この方たちにつきましては、基本的には避難先で、基本的といいますか、避難先で接種をしていただくということを考えております。この方たち、中には町内に戻ってきて接種を受けたいと考える方もいらっしゃるかもしれません、その方については町内に戻ってきての接種というのはしないでいただきたいと町では考えております。これなぜかといいますと、まず1点目としましては、移動についての危険性がある、負担があるということ、それからこれ県内だけでなく県外にいらっしゃる方もいらっしゃいますの

で、例えば感染が拡大している地域から町に来ることに対しての不安があるということ、さらに一番大きな点としましては、先ほども申し上げましたとおり、ワクチンの供給量に不透明な部分があるということから、これが富岡町で接種を受けるのか、避難先で受けるのかというのを町民の方が選択をすることになってしまふと、どこがワクチンを用意していいのかが分からなくなってしまうという点がございます。何度も言って申し訳ないのですが、ワクチンの量に、限定期に供給量に不安があるというところから、できるだけどこで受けるか分からぬという状況は避けたいと考えておりますので、現段階では富岡町では町内で受けられる方については町内に居住届を出されている方だけ、避難先にいる方については避難先で受けていただくということで考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今の中身に関しては分かりました。ただ、今でも町内に居住届出していくなくても、やっぱり今村病院、前の町の診療所で診察しています。また、井坂先生も自分の診療所で診察しています。町外からかなりの人数、多分来ているのだと思うのです、先生を慕って。そういう人たちも、では町外で受けなければならぬということになつてしまふと、かなり不平不満が出てしまうのかなと。あと、近間にいる人たちも町外の医療機関ではやっぱりいろんな人の目もあるから、町に行って受けるという人も私はかなりいるのかなと思うのです。ただ、ワクチンが富岡町には1,500人分しか来ないのだよということになれば、これは何とも方法ないですから、町民に理解してもらうしかないとは思うのですが、その理解してもらう手立てを一日も早くきちっと何かで知らせないと、多分町民全体はそういうことは理解していないと思います。そういう理解してもらう方法としてはどうすることをお考えですか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

まず、広報の仕方というところでありますが、町の広報、それからホームページも併せて、先ほど申し上げましたとおり、接種券などにつきましては今月中に発送する予定でありますので、その中でどういう形で接種を受けるかという部分については分かりやすいような形で、紙で広報したいと考えております。

また、先ほど原則的な部分として、町外に避難されている方については町外でというお話をしましたが、国ではかかりつけの先生がいるところで受けることについては認めている部分もあります。この部分につきましては、かかりつけの先生の判断が入ってきますので、そこについては柔軟に対応できる部分はしていきたいと思いますが、繰り返しになりますが、ワクチンの供給量によりますので、その点につきましては十分な確保ができるかどうかも含めまして、今後調整をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） かかりつけ医がある場合には柔軟な対応をするということで、かかりつけ医がある人はクリアできたのかなと思うのですが、かかりつけ医がいわきとか郡山とか、町外の病院だったり、医院だったりする人は、もう町内で受けられないということですから、その接種券を発送したときに、多分その理由をきっちと書いてあるのだと思うのですが、失礼な言い方になってしまふかもしれません、年配者にとってはなかなか理解できないのかなと思うのです。俺は富岡町の人間だということで。だから、そういうことだとすれば、もっと早めにやっぱり広報とか何かで2回なり3回なり4回なり広報しておくことによって、ちょっとでも理解者が増えたのかなと思うのですが、なかなか国もはっきりしなかったものですから、町ではなかなかそれに対応し切れなかったというのが現実なのかなと思うのです。ただ、そういうことは町民あまり理解してくれませんので、何らかの方法で早めに、接種券を配布する前に何かがあれば、また何かの集まり事があれば、そういうところで理解を深めるためにそういう話はじゃんじゃんしていっていただければ、1人でも2人でも理解者が増えるのかなと思うのですが、どうでしょうね。私も今初めて、どこにいても富岡町に来ればできるものと思っていましたので、私は安心していたのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） 議員からもありましたとおり、なかなか制度が走りながらというところで、国からも例えば届出済み証の様式がまだなかなか示されなかったりとか、広報できる情報が少ないという部分もありながら、皆さんのご理解を迅速にいただいていかなければいけないというところはご指摘のとおりだと思っております。先ほど接種券をお送りする際に、案内の紙を入れるというふうなお話をいたしましたが、ホームページ等の広報も含めまして、どういった形で皆様にお知らせするのがスムーズなのかというところも含めまして、十分検討させていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の件ですが、私も復興庁、そして環境省、厚労省に、避難先でまだ避難を継続している方については、スムーズにワクチン接種ができるように、3回も4回も重ねて要望してございます。そういう私だけではなくて、県でも知事はそれらをしっかりと要望しておりますから、これはスムーズにいくのだと思います。ただ、自分の考えだけで、富岡町に行けばやってもらわれるのだということではないので、それについてはこれから接種券をお配りする際に、町民の町外にお住まいの方にはしっかりと分かるような文章で差し上げたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。知事はじめ町村長の人たちが努力して、避難者は日本全国どこでも受けられるように接種券を出すようになったこと、非常にありがたく思っています。

ただ、一部の人が町内に戻ってきて打ちたいというような人もいますので、ぜひその辺をお分かりいただければと思います。

長時間、一般質問をさせていただきました。ありがとうございます。今後ともひとつまちづくりのためによろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君の一般質問を以上で終わります。

続いて、6番、遠藤一善君の登壇を許します。

6番、遠藤一善君。

〔6番（遠藤一善君）登壇〕

○6番（遠藤一善君） ただいま議長から発言の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。大きく2つ、質問をさせていただきます。

まず1つ目であります、定住促進施策についてということであります。町内の居住者は、徐々に増加はしてきているわけですけれども、なかなか急激に増えていくということはない。これからもそういうことはないということで考えていけば、もう一歩一步、一人一人というか、1世帯1世帯、そういう富岡に住みたいという人を増やしていくしかないと考えております。

その中で、（1）でありますけれども、復興、創生ということで、10年を区切りに、また新しく進んでいかなければいけない10年が来てしまいました。そういうところを考えていったときに、まずは交流があって、そこから今度は移住があって、そして最終的に定住をしていただくという3つの段階を踏まえて、町の居住者、定住者を増やしていくという考えを長期的に持つのが必要かと考えております。そう考えていく中で、やはり今の富岡町の現状を見ておりますと、さきの質問の方々のところでも出てきておりましたけれども、住居の確保というのが非常に難しくなっていると感じております。家賃が高いということも含めてなのですけれども、やはりこの辺の住居を確保するための独自の支援、お金を、住居に対しての現金の支給というか、そういうのは難しいということですけれども、それ以外にも住居を確保する支援というのはいろいろ考えていくのかなと思っております。そういうことで、やはりほかの町も同じように移住の話は出てくると思うので、富岡町がほかの町とちょっと差がつく、富岡町に来るところがいいのだというようなことで、最終的に富岡を選んでいただけるような、そういう施策が必要と考えておるのですけれども、町ではどうこの先考えているのかお聞かせください。

続きまして、同じく（2）でありますけれども、これは富岡町の誇りである桜並木ということですけれども、桜並木というのは、もう今までずっと何年も何年も出ているのですけれども、やはり皆さん避難されていても、富岡というと、思い出すというか、誇りに思うのは桜というのがあって、実際に震災以前も富岡の便利のいいところに住むのか、ちょっと静かで、買物とかに若干の不便はあるけれども、環境のいい夜の森方面に住むのかというのは、住む方々が選んでいたと思います。そう考えていったときに、やはり桜並木の居住を選んでいる人が多かったということは、やはりそれだけの

自然の環境が整っていたということだと思います。これからやはり富岡に来ていただいて、定住を図っていただくときに、やはりこの夜の森地区のさくら通り、夜の森公園があって、つつみ公園があって、リフレ富岡は壊されてしまいましたけれども、リフレ富岡の跡地というのが一体的に計画的に進められていって、それぞれの役割があって、こういう環境のいいところだ。だから、あなた、どこに住んでいるのですかって言われたときに、桜の並木のところに住んでいるのですって堂々と言えるような環境をつくっていくというのが非常に重要だと思っております。この桜並木は、ただ単なる定住促進だけではなくて、心の復興の一つの足がかりになると思っておりますので、ぜひともこの大きなくくりの中で、それぞれの役割をどうやって次年度以降進めていくのか、町の考えをお聞かせください。

それから、大きな2番目は、ふるさと納税についてであります。人口が少なくなってきて、税収もだんだん厳しいというのはあるのですけれども、一歩一歩進めていくわけですけれども、ただ富岡町に興味を示して、富岡町を何とか応援したいという方はたくさんいると思います。今年度の決算の報告にもふるさと納税、このぐらい入っていますという金額は実際出ているのですけれども、何千万円単位の中で進んでおります。このふるさと納税は、やっぱり富岡町の応援団を増やすということを考えていけば、今は富岡町のホームページに入って、サイトを見てということなのですけれども、全国的にふるさと納税をする方々は、どちらかというとふるさと納税の専用のサイトを見て、そこで選んで納税をするという方が増えてきていると思います。いろんな意味で負担を減らすことも含めて、やはりこういう外部のサイトを積極的に利用して、ふるさと納税の額を、応援団を増やしていくということが必要だと考えているのですけれども、町はどう考えているのか。

大きくその2つについて質問をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 午後1時まで休議をします。

休 議 （午前1時51分）

再 開 （午後 零時55分）

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

6番、遠藤一善君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 6番、遠藤一善議員の一般質問にお答えいたします。

1、定住促進施策について。（1）、復興・創生の新たなステージに向け、交流から移住へ、そして定住者増への取組として、町独自の移住者への居住確保支援策が必要と考えるが、町の考えはについてお答えいたします。私は、これまで申し上げているとおり、帰還や移住に限らず、町に関わる全ての方々の活力が、復興やその先にある町の創生につながってくるものと信じ、復興は人の考えの下、

町内における生活環境の充実や、帰還や移住定住へとつながる事業に取り組むとともに、これらを加速的で進める財政的支援を国や県に継続的に要望してまいりました。報道のとおり、政府は第2期復興・創生期間の初年度となる令和3年度予算において、帰還に加え、当町を含む被災12市町村への新たな人材を呼び込む財政支援の予算措置を進めており、これまで要望し続けてきた結果が見えつつあると考えております。ただいま、国会での予算審議と並行して、移住者によるリフォーム費への個人支援や、自治体が行う空き家を活用した住宅の確保などに関する実施要領等を定めていると伺っております。町は、こうした新たな財源を十分に活用しながら、移住定住の促進に努めてまいります。

次に、(2)、震災前は富岡町の誇りである桜並木の周辺を居住地に選ぶ人が多くいました。特定復興再生拠点の避難指示解除が間近に迫った今、さくら通り、夜の森公園、つつみ公園、リフレ富岡跡地の整備を早急に進め、優良な住環境を整えることが必要と考えるが、町の考えはについてお答えいたします。町は、特定復興再生拠点区域における避難指示解除目標を令和5年春とし、除染や解体工事、上下水道等のインフラ整備はもとより、当該区域における再生、発展の姿として掲げた、暮らし、新たにぎわい、健康づくりに関わる事業を各担当課などがそれぞれの役割を持って取り組んでおります。また、帰還に向けた準備行為となる準備宿泊の円滑な実施に向け、国や県、関係機関との協議も同時に進めております。優良な住環境は、個々の生活拠点となる住宅を豊かな自然が取り巻き、交通や買物環境などが重なり合って形成されるものであり、当該区域では行政及び民間における住宅整備に、町のシンボルである桜を生かした環境づくりや人々が通い合える交流の場を整備していくことが大切なことと考えております。ご質問のさくら通りや夜の森公園、つつみ公園、リフレ富岡跡地の早急な整備については、ふくしま緑の百景にふさわしい景観を後世に渡って受け継いでいけるように、桜の植樹や公園内緑地の保全、復興シンボルとなり交流を深める健康増進施設の検討等に取り組んでおります。今後も、議会に逐次相談しながら、将来的な町の財政運営とにぎわいづくりのバランスを考慮しつつ、優先すべきこと、段階的に取り組むことを見極め、適宜、良好な住環境の提供に努めてまいります。

次に、2、ふるさと納税について。(1)、富岡町をより多くの人に知ってもらい、町の応援団を増やすために、ふるさと納税サイトを積極的に利用すべきと考えるが、町の考えはについてお答えいたします。ふるさと納税制度の活用につきましては、歳入増加以外にも様々な効果があるものと認識しており、ご質問にあるように、本町を知っていただき、本町の応援団となっていただくとのことは、ふるさと納税制度の本質のところではないかと考えております。ふるさと納税ポータルサイトの積極的な利用につきましては、これまで私が度々申し上げてまいりました本町への関心から交流を生み出し、交流からまちづくりに参画をいただくという流れを生み出すための一つの入り口となるものと考え、積極的に利用してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 答弁ありがとうございます。

基本的に大きな流れは、私の考え方も町の考え方と同じだと認識しております。その中で、移住の確保なのですが、今町長の答弁では、新たな予算が国会、そして県、それは国の予算も大枠大体通ったということで、県の新聞等でも読んでおります。やはりこの移住政策、国、県の移住政策は、どうしても富岡だけということではなくて、周辺町村一緒、同じになってくると。当然富岡だけが突出することではなくて、周辺と協力して、まずこの郡内の居住、そして富岡の居住となっていくわけだと思うのですけれども、やはり選んだときに、富岡を選んでもらうというような、何か特徴がないといけないのかなと感じております。県のままだと、どうしても新たな移住者ということで、既に富岡は新たな人たちが来て、いろんな形でこっちに住んでいるというのがあるのですけれども、何か大きな条件をつけた上で定住をしていただけるような施策をしていかなければいけないのかなと思っているのですけれども、例えばということではなくて、震災前、富岡に住んでいた人たち、住んでいた若い人たちが、大熊にぐわっと住宅を建てて住み出したことがまだ記憶にあろうかと思うのですけれども、そういうこと考えると、やはり……ぽつぽつはいろいろ空いているのですけれども、やはり今荒れ放題になっていたりとか、計画がなかなか難しかったりしている中で、やはり連動して、ある程度の住宅地を、安価な住宅地を、安心した住宅地を提供していくということも、紹介していくとともに必要かなと思うのですけれども、町としても民間の空いているところをうまく埋めていくよりは、ある程度どこかに住宅のそれなりの確保するエリアというのがあってもいいのかなと思っているのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 大きな考え方、住宅確保に関しての大きな考え方ということにつきましては、3番、佐藤議員の一般質問において町長はじめ企画課長がお答えしていますので、まず私からは現時点で取り組んでいることについてお話をしたいと思います。

1つ直接的な話となれば、移住定住を促進するとの観点から、公営住宅法の縛りを受けないという形で借上型の町営住宅を運営していると。このことについては、現在67%ぐらいの入居があって、全体で18世帯入っておりまして、その半分が町外から今移住というか、来ていただいている方ということになります。これ非常に効果があったと自負しているところです。

加えてですが、加えて住宅取得や改修の費用を助成する制度ということで、定住促進化対策住宅助成事業なんていうのもしっかりやっている。これらの組合せの中で、これらの組合せ、それから例えば借上型町営住宅に一度入っていただいて、町の様子をつかんでいただく、その先に独自で住宅を確保するといった場合に、低廉な住宅用地の提供が必要ではないかというご質問だと思いますので、新たに整備するという観点も必要だとは思いますけれども、現段階において住宅用地非常に、言い方はおかしいですけれども、取得の可能性のあるところが広がっておりますので、ここにどういう町とし

て手当ができるかというところはしっかり検討していかなければならない。具体的な話には今なりませんけれども、ここは認識として同じだと思っていると思っていただいて結構だと思います。

今後になりますが、今後、国はじめ県の制度を活用しながら、それから移住定住に関する相談会も町で定期的にやっていかなければならないと思います。そのような相談会の中で、やはりそういうご要望が強かったり、大きかったりというところになれば、そこに焦点を置いた事業というのもしっかりと組み立てていかなければならないと思うところであります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 私としても基本的な考えは同じなのですけれども、やはりちょっと住宅を取得しようと思ったときに、昔だと何となく住宅地があつたりとか、商売をするところとかという大枠の町の中に流れがあったのですけれども、今見ていると、やはり種類が、建物の用途の種類がいろんなものが空いていたところとが、持ち家だったところにどんどん、どんどんできてしまったがために、ちょっと住宅的に住むところがなくなっているような雰囲気が町なかにあるので、ぜひとも富岡のこちらのところもそうですし、これから新たなステージに向かっていく特定復興の中もそうですし、そういうことも含めて、少し大枠で住宅地というところをやはり整備していくという考えが必要かなと思って、改めてちょっと質問させていただきました。

あともう一点ちょっと気になっているのが、国と県の中で、多分通常の状況でいければ遡及というのには多分ないと思うのですけれども、町としてはいろんな、今総務課長や町長の答弁があったように、今までの施策でやってきたわけですけれども、今までの施策に合致しなくて、今度の県、国の移住のメニューにちょうど合致しないような人が出てきたときに、出てくるか出てこないかが分かっていない状態では申し訳ないのですけれども、そういうようなところ出てきたときに、なるべくそういうちょっとしたはざまの人が不利にならないような検討も考えていただければなと。多分今から、もうどんどん、どんどん出てきてしまつてからだと、次の話だと遅くなってしまうので、ぜひとも新年度に向けて新しいメニューが出てきたときに、その部分をクリアできるような、何か助けられるような何か施策を考えていきたいと思うのですけれども、町としてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 真っすぐのお答えにならなくて恐縮なのですが、我々いろんなものが懸念されるだろうというところも確かに思っているところでございまして、移住定住については総合施策でございますから、まずは町の中で、町というか、町執行部の中で、各担当、これ福祉だったり、教育だったりというところは非常に重要なところもありますし、今お話しの住宅の話も当然ですが、これらの情報共有と、それから課題の整理、課題に対しての対応策というところを全体的に話し合つていけるような会議体をちょっと設定していきたいというところを今検討しております。その会議体の中で、今おっしゃったようなことも含めて様々検討差し上げて、可能な限り早急に移住定住に対す

る案内パンフレット、冊子を作成しながら相談会を重ね、そこでの聞き取りをまたフィードバックしていくというようなやり方をしていきたいと考えているところです。具体的な話にならなくて大変恐縮ですが、考え方としてはそのように考えているとお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ぜひともスムーズに次年度以降、受け入れられる体制が整っていくことをお願いいたしまして、まず（1）は終了いたします。

それから、（2）、これは特定復興拠点の話になるわけですけれども、特定復興の解除が、大枠でいうと2年先を目標にということで動いているということなのですけれども、やはりどうしても今回の夜の森地区の特定復興は、桜という一つの大きな拠点はあるのですけれども、なかなかそれ以外の拠点が表にすっとなかなか出ていない状況にあるのかなと思います。計画はいろんな形で出ているのですけれども、それが計画があるのですけれども、やっぱりもうこれで、こういう、こういう、こういうので、この拠点は一つ町としては、行政としてはつくる。あとはもう民間の人たち、住民の人たち、そういう人たちに頑張れるところは頑張っていただきたいというところがあると思うのですけれども、富岡が解除になるときには、やはりさくらモールという大きな一つの流れがあったわけですけれども、やはり特定復興の中にも、行政としてできることは一つの、町長の答弁の中にも交流の拠点とかいろいろあったわけですけれども、そういうことをきちっと、ここに整備していくのだという情報を、住民に対する情報発信が必要かなと思うのですけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 特定復興再生拠点区域内の情報発信という意味合いでございますが、まずは計画の段階でアクションプランでお示しをさせていただきました。3つの柱の下でしっかりと自然豊かな環境を整えていくという部分でございます。現在、移住定住関係でいろいろとインターネットを介して移住された方々のご意見を聞くと、主に出てくるのが、都会から移住されている方々のご意見だと、田舎がそもそも好きというわけではなくて、自由な自分を見いだす、発見していくところが大事なのだという形で伺っております。そうすると、自然というものは心地よさ、豊かさよりも心地よさという部分に通ずるものがありますので、当然リフレ跡地もしかり、夜の森公園しかり、自然というものをいかにアピールしていくことが大事かと思っています。今後もそうでございますが、広報としてしっかりと町としてPRさせていただきますし、そのよさというものは私たち町民、それから福島県民の皆さん之力をいただかないといけないと思っております。県に対しては、富岡町が移住定住進めることは当然してられるし、ほかの自治体も進んでいるのは分かっているので、浜通り、もしくは双葉郡全体で移住定住に取り組んでいきましょうというタッグを組みましょうということは申し上げて、県もそれを納得して、今後動いていくという話を伺っております。しっかりと情報という部分は、行政のみならず、民間の力も借りながら一生懸命PRさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 話がちょっと大きいということは、各いろんな課に分散しているということで、今企画で大枠をしているわけですけれども、実際には現実的にリフレの跡地は、もう健康的な、健康づくり課、公園は先ほども都市整備課だったり、観光の係だったりとか、もうすごくラップしながら動いているのはよく理解しています。それが縦割りがあるということも、当然あるのですけれども、事こここの夜の森の桜の周りに関しては、縦割りの中でどこか一つの課がやるということではなくて、やはりがっちりスクラムを組んでいただいて、我々町民に、本当に準備宿泊が始まる。準備宿泊が来年ということは、もう来年度しかないわけですので、この時点である程度大枠、こんなふうな構想で動いているのだと。だからこそ準備宿泊も含めて戻ってきて、戻ってくるなり、新しい人なりに選択肢として特定復興の中を選んでほしいというような体制づくりをしていただきたいのですけれども、そういう全町的というか、今までいろいろな計画はあるのです。しているのですけれども、そういう一つ一つの今ばらばらの計画をみんなでまとめていくというような体制づくりというのは、来年度以降、予定としてはあるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 町長答弁のとおりでございますが、担当課の役割を持って、しっかりと歯車としてがっちり組んでいくことによって、町の姿勢というのが見えてくるかと思います。今、議員からご指摘いただいたということは、我々そのように感じてはいたものの、まだそれが見えていないということでございますので、しっかりとその調整をさせていただき、PRをさせていただければと思っております。ご提案として承りたいと思います。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） それから、桜並木の件に関しては先ほども一般質問でありましたので、私からはちょっと省略させていただきますけれども、それからもう一つ大きなところとして、夜の森公園があるわけですけれども、震災以前にも夜の森公園は、実はいろんなこと、野球場になったりとか公園になったりとかいろんなことであそこは結構その時代、その時代で使われてきた公園だと思うのです。当然もともとの状況があるわけですけれども、この後やはり復興拠点になっていく上に当たって、今いろんな形で必要なもの除染したりとか始まっているようなのですけれども、公園の位置づけというのは、都市公園なわけですけれども、どういうふうな考えで今進んでいるのか。どうしても公園のところがなかなか見えてこないので、その辺ちょっと担当で教えてください。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参考兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

先ほども企画課長からありましたように、リフレ、あとこの夜の森公園、あとつつみ公園、こちらの総合的な拠点を結んで、総合的にぎわいをつくるというのがアクションプランだったと思っています。その中で、夜の森公園につきましては、議員ご存じのように今お話しありましたように、いろん

な形で変わってきております。面積的には約2.4ヘクタールの、位置づけ的には近隣公園になっております。東側ですか、こちらに松林がありまして、そちらで野鳥の観察とか、あとはさくら通りに面したところには遊具があつたりというのが当時だったと思います。今はアクションプランにありますように、こちらでぎわいづくりをつくっていくための下ごしらえという形で、野球場あったところとかを芝生あたりにいけたらなど。あとは松のあったところ、今枯れているのもあります。危ない枝もあります。そういうのを今年度、あくまでも今年度そちらを調査させていただきまして、アクションプランに沿った形で全体的な方向を見据えながら進めていきたいと考えております。近隣公園ですので、将来的には段階を踏んで、また昔のような形で使えるまでは全体的に考えていかなくてはいけないものと考えております。今年度、令和3年度予算において、こちらの松の状況を見たり、あとは現況を把握し、次の今年度設計に行きたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今年度いろいろ計画が出てているのは資料とかにも出ているのですけれども、やはり時間的なことを考えると、非常にやはり準備宿泊が始まっていくということを考えると、確かに急ぎ過ぎるのはよくないのですけれども、少しやはりちょっとギアを入れ替える時期に来ているのではないかなと思います。やっぱりするする、するする行ってしまうと、もう10年過ぎてきたわけで、やはり10年というのは思い返すと短いのですけれども、家に帰るとかいろいろ考えるとやっぱり相当長い期間です。なので、あと2年待つためには、やはり目標がきちつとないといけないということで、ぜひともその辺の情報発信を的確に早い段階でしていただきたいと思います。

それから、リフレの跡地ですけれども、議会にも日々中間で報告をいただいているのですけれども、なかなか進めるところのゴーが出ていないというのが現実だと思うのですけれども、リフレの跡地というのは半谷さんのもともとの土地だったのですけれども、あそこに富岡の、ごめんなさい、夜の森に半谷家が開発始めたときにつくった松の木がありました。今回、随分傷んでいたのもあって松の木も切ってしまいましたけれども、やはり象徴はあそこの土地なのです。夜の森の開発の象徴はあそこの土地なので、ぜひともやはり帰還困難区域になって、特定復興になって、これからまた夜の森地域、特定復興の地域の中を行くためには、やはりあそこからスタートするというのは非常に歴史的に見ても、夜の森のいろんな計画から見ても、意義深いものがあるので、ぜひとも早い段階で方向性を発表していただきたいのですけれども、まだちょっと大きな流れを発表するまでには時間がかかるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

リフレ跡地に造る健康増進施設につきましては、町長の答弁の中にもありますとおり、復興のシンボルとなり、交流を深める施設の検討ということで今行っているところであります。先ほどから議員

からもおっしゃられておりますように、今どういった施設を造るかということについてしっかりとした検討を行っている状況でございますので、この状況につきましては逐次、議会の皆様にもご報告、ご相談をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） すみません。最終的な目標は、議会の中でも完成は解除後にずれますという話は理解しています。ただ、やっぱりスタートが始まらないと、いろんな検討、検討は確かに重要なのですが、十分検討を尽くしているのですけれども、やはり目標がないとあれなので、実際には例えば次の6月の定例会ぐらいまでにはちゃんと方向性とあれが出てくるのか、それとも先になるのかなのですけれども、できればもう6月というか、年度明けたら進めていくようなスケジュール感を持って進めていただきたいと思うのですけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

私どもとしましても、早い時期にお示しをしたいと思っておりますし、何とかお示しできるように努力をしてまいりますので、ちょっと時期についての明言は今のところできないところですが、早いうちにまとめていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘のリフレの跡地の再整備でございますが、これ特定復興再生拠点と位置づけたときに、国に、ここはしっかりと再整備をして、そして町民を迎えるのですよということで了解を得ています。そういう意味もありまして、私としてはできる限り早い整備をしていきたいと思うのですが、何といっても議員の皆様の中には、前のリフレのイメージで、持ち出しがかなり高くなるのではないかとか、そういうことだと思います。それをやっぱり理解していただきながらうちに執行部側でどんどん進めていくということもできませんので、これは議員の皆様と我々執行部がしっかりとスクラムを組んで前に進めていきたいと思っています。何といっても健康増進センターですから、今このように長寿の時代になって、どうしても介護あるいは国民健康保険等々の出費が多くなります。これが5,000万円でも幾らでも圧縮することが、このリフレを利用して健康を少しでも長く保てて、そのために圧縮することができれば、考えてみればプラス・マイナス・ゼロというようなことにつながっていくと思いますので、これらについては議員の皆様にもしっかりとご理解を賜りたいと思います。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今、町長から話があったように、急げ、急げと言うばかりではなくて、きっとこちら側も話を詰めていった話をして、なるべく早く決めて、我々の、我々のというか、やっぱ

り特定復興の目標を1つつくっていただきたいと思いますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

続いて、ふるさと納税についてですけれども、ポータルサイトの利用を進める方向でいますということだったのですけれども、ぜひともポータルサイトは使っていただきたいと思います。というか、当然ホームページも必要ですし、ポータルサイトも必要ですし、いろんな形は必要だと思うのですけれども、やはり必ずしもみんながみんなホームページに来て、あのホームページの中から資料を引っ張り出して、あそこにふるさと納税あるからというわけではないので、ポータルサイトはそれなりに費用もかかるとは聞いておるのですけれども、返礼品のことも含めて、ちょっとお金がかかってくるのですけれども、返礼品はどう考えていて、2つになっていて申し訳ないのですけれども、ポータルサイトにどのぐらいの費用が実際運営にかかるのか、ちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） まず初めに、返礼品の現在の状況についてご説明いたします。

返礼品につきましては、町の観光協会にお願いしまして、町の産品等の取りまとめを行っております。現在、ある程度名簿出ておりますが、一例申し上げますと、今作っている日本酒でありますとか、また農産物としましてお米、タマネギ類、タマネギですね。あと、パッションフルーツなんかも上がっております。また、加工品、あと町のキャラクターグッズなどが上がっております。そういうものを組合せをしながら、返礼品として準備をしていきたいということで現在進めております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 今ほど産業振興課長より返礼品については検討が進んでいると。これが固まった段階でポータルサイトの活用というところになるのだと思いますが、ふるさと納税ポータルサイト数多くありまして、現時点で特定のポータルサイトを活用すると選定しているわけではございません。現段階では、利用者の多いサイトであることや、それからサイト自体が使いやすいと評価されていること、自治体PRがしっかりと行われていること、ふるさと納税制度の情報が充実しているポータルサイトであること、また不正決裁行為の検知が行われているなど、安全性の高いサイトであるというところの観点から選定を今しているといったところでございます。ポータルサイトにおいては、サイト独自のポイントサービスだったり、それからポイント制のふるさと納税サービス、それからギフト券がもらえるなんてサイトもございますが、これらというよりは、先ほど申し上げました観点でしっかりと選定していきたいと。どのような費用負担が発生するかについては、ポータルサイトそれぞれで様々差がございますので、そのところについては今お話はしないようにします。くどいようですが、今ほど申し上げた観点でこれから選定をしていくといったところでございますので、よろしくご指導いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） いろいろ段取りだとは思うのですけれども、ぜひとも今年、ごめんなさい、年度で言えば来年度ですけれども、ふるさと納税の場合はもう年内に決まってくるので、今年のところにはきっちと事前にある程度PRができて、納税も含めた形で富岡を応援していくと。

それから、返礼品なのですけれども、あまり物とかグッズにこだわらずに、例えば富岡に来て何かをするとか、最近はそういう体験をすることも返礼品に入っているようなものもあると聞いておりますので、ぜひともそういうことも含めて考えていただければ、観光だけではない部分も含めて考えていただければと思うのですけれども、そういう物以外のものというのも、町では少し計画って考えてはいるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

観光協会からの提案におきましては、町内の宿泊券ですとか、またちょっと変わったものになりますが、福島市でやっているようなのですが、お墓参り代行というふうなものを提案されております。本当に全国的にはいろいろと体験ツアーというものはサイトで見ておりますので、富岡で何ができるのか、議員の皆様にご意見をお伺いしながら進めていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 様々ご提案をいただきました。産業振興課のみならず、やはり町執行部全体で返礼品についてはアイデアを出していきたいと思いますし、一番最初からフルで全部そろった形でということではなくて、用意できたものから一つ一つご案内していくという態度で臨んでいきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 答弁ありがとうございました。今一つ一つのものがあるのですけれども、結局の目指すところは、富岡町の現状をきっちと理解していただいて、富岡のいいところを理解していただいて、やはり富岡の人口を、定住人口を増やしていくというところにあると思います。それの一環としていろんなパターンがあるわけですけれども、ぜひとも富岡の人口を増やしていくというところがぶれずに、いろんな政策を来年度4月から進めていっていただければと思いますので、10年、丸10年過ぎて、11年目に入るのでありますけれども、私も頑張ってまいりますので、ぜひとも人口が少しでも多くなるように努力していただけるようにお願いいたしまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第1号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、報告第1号 専決処分の報告について内容をご説明いたします。

本工事請負契約は、令和2年12月17日第9回定例会で議案第99号、第2回変更契約として工事契約の同意をいただき進めておりました富岡町カントリーエレベーター敷地造成工事の内容に変更が生じましたので、町長の専決処分について第4項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により報告するものであります。

別紙資料1ページ、報告第1号別紙資料を御覧ください。資料右側に第3回変更内容を記載しております。まず、下水道工事、土工数量が設計数量より増え、土工計画の修正により変更をしております。

続きまして、敷地造成箇所を掘削したところ、現在は使用されていない用水の塩ビ管が出ており、その数量を実績で産業廃棄物処分しております。

第2回変更請負金額は1億1,293万1,500円であり、181万600円を増額し、1億1,473万3,100円に変更しております。増減率1.6%かつ500万円以下の増額であるため、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

説明は以上となります。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

〔「すみません」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 戻します。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 申し訳ありません。ただいまの説明の中で、変更後の契約でございますが、私のほうで「1億1,473万3,100円」と申し上げましたが、申し訳ありません。「1億1,474万2,100円」ということで、こちらの資料のとおりとなります。大変申し訳ありませんでした。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号 専決処分の報告についての件を終了いたします。

次に、報告第2号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、報告第2号 専決処分の報告についてご説明をいたします。

本工事請負契約は、令和2年12月17日第9回定例会、議案第98号、第1回変更契約として工事契約の同意をいただき進めておりました大原地区基盤整備工事の内容に変更が生じましたので、町長の専決処分事項についての4項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により報告するものであります。

別紙資料2ページ、報告第2号別紙資料を御覧ください。資料左下に変更数量、右側に変更理由を記載しております。1つ目の基盤材の投入が増えた理由でございますが、資料の青着色部の箇所で基盤に石が多く確認され、耕うん等に影響があることから、購入土にて現地対応をしているものであります。

2つ目としまして、湛水均平につきましては、地権者の意向変更により、実施確認を要することから、来年度作付箇所を優先実施し、今年度は実施しないこととしております。

第1回変更請負金額は2億216万200円であり、116万4,900円を増額し、2億332万5,100円に変更しています。増額率0.6%、かつ500万円以下の増額であるため、指定事項に基づき専決処分したものであります。

説明は以上です。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 大原地区の基盤整備ということで、大分きれいに仕上がってきたのかなと思うのですが、当初基盤材投入、石が出るということで、基盤材投入が一番の目的だったと思うのですが、基盤材投入がいきなり減りまして、あと減った分を違った方向に進んでいったのかなと思うのですが、我々見ると、この湛水均平ですか、この部分が何を目的でやったかってちょっと不思議に思っているのですが、ただ上の良質土をむいて、また引き流したという工事になってしまったのかなと思うのですが、その辺はどういったお考えだったのかお教えください。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐（大森研一君） お答えいたします。

湛水均平のあるところなのですけれども、確認しましたら、それほど耕土がしっかりととしていて、そんなに購入土必要としないというふうなところでございまして、それで今回のところはそういった数量は入れていないところでございます。こちらにつきまして、地権者の意向なんかもございまして、湛水均平は抜いているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

〔何事か言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 答弁補足させていただきます。

基盤整備事業の目的でございますが、こちらにつきましては基本的に所有者を変更しないで区画を拡大したり、また水はけの悪いところについては暗渠管などを入れまして、そちらについて整備を進めております。

また、先ほどありました湛水均平ですが、こちらにつきましては代かき等を最終的にやりまして、石を沈めるということで、今後の農業の支障がないというところで、そういうところを総合的に整備するというような事業となっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 全体的には理解はしているのですが、この湛水均平の場所、最終的に代かきやって石を沈めると言いましたが、その前段の説明では掘削調査したところで表土が十分あって、石は出なかつたと。何にもやらないで、最終的に湛水均平むいて、また引きならして、最終的に代かきということなのですが、ちょっと何か答弁が合わないような気がするのですが。地権者の意向で、地権者2枚続いている田んぼは1枚にしたり、そうやっていじつた部分あるのですよね。一部の地権者から、何で基盤材投入ということで、自分たちは了解したのに、何で基盤材入れないのだなんていう苦情も来ていますよね、執行部にも。その辺が地権者の意向でどうなって、どういうやり取りをしたのか、私ちょっと不思議なのですが。本来だったら石が出なくて基盤材投入する必要なかつたら、別にむく必要もないのだね。代かきやって石を沈めてやればいいわけですから、無駄と言つたらちょっと語弊ありますが、そういう分かりにくい作業をし過ぎたのではないかと思うのです。この施工面積ってかかっている面に関しては、この赤字の部分はずい分暗渠排水入れたり、随分工事もいろいろやっていたのかなと思うのですが。この湛水均平の部分がちょっと理解、私はちょっと理解しづらいところあるのかなと思いますので、もう一度ちょっと答弁してください。

○議長（高橋 実君） どっち。

産業振興課長補佐。

○産業振興課課長補佐（大森研一君） お答えいたします。

こちらにつきまして、議員がおっしゃるとおり、耕土がしっかりとしていれば何もしなくていいのではないかというところなのですが、大区画化はさせていただいておるところでございます。そのほか、先ほど言われたような地権者からこのところ基盤材の投入がないよなんていうふうなことを一部の方でお話がありました。ですので、もう一度確認させていただくというふうなことをさせていただくことで、今回減らしてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。地権者の意向に沿わない部分は、もう一度話し合って検討するということで理解していいのですね。検討した結果、地権者の意向に沿ってやっていただけるということでお話しいただけるかな。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課課長補佐（大森研一君） ありがとうございます。

令和3年度の予算におきまして、こちらの地区において補完工事というふうなことで予算を計上させていただいてございます。ですので、そのところで対応させていただくというふうなことで、もう少しコミュニケーションを図りながらやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 工期のことできちんとお聞きしたいのですけれども、令和3年3月19日となっていますが、これは完了するということでよろしいのでしょうか。

それと、今年は作付はやるのでしょうか、稲作の。よろしく。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 工期でございますが、今ほど説明した作業につきまして、全て3月の工期内に完了するということでございます。

また、現在整備を進めている中でも、一部4月から水稻始まるところもありますし、既にタマネギの苗が植わっているところもあるのですが、大原地区において作付を予定している箇所が何か所かあります。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしということで、これをもって報告第2号 専決処分の報告についての件を終了いたします。

次に、議案第1号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税等の減免に関する

る条例についての件を議題といたします。

この件についてはさきの全員協議会で説明を求めておりますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） 初めに、提出議案に一部誤りがありましたことをおわび申し上げます。

それでは、議案第1号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税等の減免に関する条例についてご説明いたします。

東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者に係る町税等の減免については、避難生活での負担を軽減し、生活再建に寄与することを目的として、震災以降、国からの通達に基づき、毎年度減免条例を制定し、実施しておるところでございます。令和3年度におきましても、今年度とほぼ同じ内容で減免を実施するため、本条例を制定するものであります。

それでは、条例案についてご説明いたします。

第1条は、本条例の趣旨を、第2条は用語の意味を定義しております。

第3条は、固定資産税に係る減免規定であり、震災及び原発災害等の影響により、帰還困難区域内において使用不能等の状況にある償却資産については申請により全額を免除するものです。

第4条は、軽自動車税に係る減免規定であり、避難指示区域内に放置され使用不能等の状況にある軽自動車については、申請により全額を免除するものです。

第5条は、国民健康保険税に係る減免規定であり、同条第1項は、国民健康保険税の納税義務者である世帯主が被災者である場合、国民健康保険税の全額を免除するものです。第2項は、避難指示が解除された区域の世帯のうち、令和2年中の基準所得額を合算した額が600万円を超えた世帯については減免対象から除くものです。

なお、帰還困難区域の世帯については、基準所得額にかかわらず全額を免除するものです。

第6条は、介護保険料に係る規定であり、同条第1項は第1号被保険者が被災者である場合、介護保険料を全額免除するものです。同条第2項は、避難指示が解除された区域について、減免対象者の合計所得金額が633万円以上の者については減免対象から除くものです。

第7条は、この条例の施行に関して町長への委任規定です。

附則として、施行日は令和3年4月1日とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税等の減免に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 富岡町共生型サポート拠点施設の設置等条例についての件を議題といたします。

この件についてもさきの全員協議会で説明を求めておりますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 議案第2号 富岡町共生型サポート拠点施設の設置等条例について、その内容をご説明いたします。

現在、富岡第二小学校跡地に整備を進めております富岡町共生型サポート拠点施設につきまして、高齢者が穏やかに楽しく過ごせる特別養護老人ホームと町民が自由に分け隔てなく生き生きと交流できるトータルサポートセンターから成る施設構成や、当該施設設置に係る基本事項について定めるため、本条例を制定するものです。

本条例につきましては、5章立てとしており、第1条から第3条までを第1章、総則、第4条を第2章、業務の範囲、第5条から第13条までを第3章、拠点施設とし、うち第5条から第8条までを第1節、特別養護老人ホーム、第9条から第13条までを第2節、トータルサポートセンターとしております。

続く第14条から第17条を第4章、拠点施設の管理、第18条を第5章、雑則と位置づけしております。

第1条において、施設の設置目的を規定しており、老人福祉法第15条第3項及び地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、地域共生社会及び健康長寿社会の推進と町民の福祉向上を図るためとし

ております。

第2条において、施設の設置位置を富岡町大字本岡字王塚36番地と規定しております。

第3条において、施設の構成を規定し、第1号を特別養護老人ホーム、第2号をトータルサポートセンターとして、2つの施設から構成することとしております。

第4条では、各施設への業務を規定し、第1号を特別養護老人ホームとして、その主たる業務をアからウ、第2号をトータルサポートセンターとして、その主たる業務をアからエとしております。

第5条では、特別養護老人ホームの入所定員を、第1号で短期入所生活介護を受ける者を2名、第2号で施設入所介護を受ける者を48名としております。

第6条では、入所資格を規定しており、第1号から第3号まで関係法令の規定による者とし、第4号で関係法令に合致しない者で施設入所が必要な方のために町長が特に必要と認めた者とする特例規定を設けております。

第7条においては、特別養護老人ホームの入所の際の入所制限を規定しております。

第8条では、入所者負担について、関係法令に基づいた介護サービス費を納入する者と規定しております。

第9条では、トータルサポートセンターの利用者の範囲を各号で規定しております。

第10条では、トータルサポートセンターの利用料を無料とすることとしております。

第11条において、トータルサポートセンターを利用する際の遵守事項として、施設、設備を毀損しない、ほかの利用者らに危害や迷惑を及ぼさないなど、一般的な事項に管理運営上必要となった場合に備え、町長が指示する事項を併せて規定しております。

第12条において、トータルサポートセンターの利用の制限について指定しており、第1号で施設内秩序を乱す、迷惑を及ぼす、またはそのおそれがある者、第2号で施設整備を損傷、汚損する、またはそのおそれが認められる者について利用を拒否し、退去を命ずることができることとしております。

第13条は、損害賠償についての規定であり、利用者が施設、設備等を損傷させるなどした場合に生じた損害を賠償しなければいけないこととしており、ただし書において、特別な理由がある場合に減免や免除できることとしております。

第14条から第17条までは、指定管理に関する規定で、第14条では施設の管理を指定管理者に行わせることが能够することとする管理規定を、第15条では指定管理者が行う業務の範囲を第1号から第6号で定めております。

第16条では、指定管理者が行う管理の基準を、第17条では指定管理者の指定の手続について、それぞれ規定しております。

第18条においては、条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が規則で定めるものとする委任規定を設けております。

なお、附則において、施行日を規則で定める日からとすることとしております。

説明については以上となります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号 富岡町共生型サポート拠点施設の設置等条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時20分まで休議します。

休 議 (午後 2時04分)

再 開 (午後 2時16分)

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

次に、議案第3号 とみおかアーカイブ・ミュージアム条例についての件を議題といたします。

この件についてもさきの全員協議会で説明を求めておりますので、内容の朗読を省略し、提案理由の説明のみとしてください。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） それでは、議案第3号 とみおかアーカイブ・ミュージアム条例について内容をご説明申し上げます。

今回の条例制定は、町のアーカイブ施設、とみおかアーカイブ・ミュージアムを設置する条例の制定となります。

第1条で、複合災害の教訓や富岡町の歴史や地域性を継承していくことなど、施設設置の目的を位置づけております。

第2条で、施設の位置を定めております。

第3条では、施設における業務範囲を定めてございます。

第4条で、円滑な施設運営と内容充実のための諮問機関の設置について定めております。

第5条で、施設の利用上遵守事項を定めております。

第6条で、規定の違反者等への入館制限など、施設の秩序維持に関するなどを定めております。

第7条で、施設、備品への毀損等に係る賠償義務を定めております。

第8条で、教育委員会への委任事項について定め、附則において条例の施行日を教育委員会規則で定める日とするものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 とみおかアーカイブ・ミュージアム条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 富岡町役場支所設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君）

それでは、議案第4号 富岡町役場支所設置条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

本件は、郡山支所の移転に伴い、富岡町役場支所設置条例の一部を改正しようとするもので、条例第2条表中の富岡町郡山支所の位置を福島県郡山市大槻町字西ノ宮48番地5から、福島県郡山市大槻

町字原ノ町49番地1に改めるものでございます。

なお、議案第4号別紙資料で富岡町役場支所設置条例新旧対照表をお示ししておりますので、ご確認をくださるようお願いをいたします。

内容の説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号 富岡町役場支所設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 富岡町公告式条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第5号 富岡町公告式条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

本件は、郡山市所の移転に伴い、富岡町公告式条例の一部を改正しようとするもので、条例別表中の富岡町郡山支所掲示場所所在地を福島県郡山市大槻町字西ノ宮48番5から、福島県郡山市大槻町字原ノ町49番地1に改めるものでございます。

なお、議案第5号別紙資料で富岡町公告式条例新旧対照表をお示しいたしますので、ご確認をくださるようお願いをいたします。

内容の説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号 富岡町公告式条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件についてはさきの全員協議会で説明を求めておりますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第6号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての内容をご説明いたします。

今回の改正は、令和3年度から5年度までの3年間の介護保険料について改正をするものでございます。

現在、富岡町介護保険運営協議会において、令和3年度から5年度を事業期間とした高齢者福祉計画並びに第8期介護保険事業計画の策定作業を進めていただいております。その中で今後の介護保険サービス料を見込み検討した結果、介護保険基準額につきましては、現行の7,500円から7,000円へ引き下げるこことされたため、これに基づき、本条例において令和3年度から5年度までの介護保険料を改正し、令和3年4月1日より施行するものであります。

富岡町の介護保険料は、被保険者本人や本人の属する世帯の所得並びに課税状況により、9つの段階に分けられ、このうち基準額としている第5段階の額を月額7,000円、年額にいたしますと8万4,000円とするものでございます。ほかの段階につきましては、この第5段階の基準額に対する割合で介護保険料が決まり、第1段階の割合は0.5、第9段階の割合は1.7となっております。

新旧対照表にてご説明いたしますので、議案第6号別紙資料を御覧ください。3ページとなります。

第14条中、現行、「平成30年度から令和2年度」までとなっているものを、「令和3年度から令和5

年度」までと改め、第1段階から第9段階までの介護保険料の年額をそれぞれ新たな基準額に対する割合で改めるものです。

また、国における低所得者軽減対策により、第1段階から第3段階の保険料につきましては、条例で定める額にかかわらず、それぞれ年額2万5,200円、4万2,000円、5万8,800円とすることを定めています。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件につきましては内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 議案第7号 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、その内容をご説明いたします。

今回の改正は、上位法である平成11年厚生労働省令第38号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

議案第7号別紙資料に基づきご説明いたします。5ページをお開きください。目次におきまして、第5章、雑則（第33条）を加えております。

第3条中第5項として、高齢者虐待防止の推進のための規定を、同条第6項として介護保険等関連情報を活用するための規定を、それぞれ追加しております。

6ページをお開きください。ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保を図る観点から、第6条第2項において、事業者は全6月で全体のサービス中、同一事業者によって提供されたサービスの割合について利用者へ説明することとする規定を加えております。

第15条におきましては、ICTの活用を図るため、会議においてテレビ電話装置その他情報通信機器を活用することができることとする規定を第1項、第9号に加えております。

7ページを御覧ください。訪問回数の多い利用者のケアプラン作成事務所に対して、町から点検、検証ができる規定を同条第1項第18号の3として加えております。

第20条におきましては、運営における重要事項に虐待の防止のための措置に関する事項を加えるため、第6号を第7号とし、第6号にその内容を規定し、省令との文言整理により、第1項において「として次に掲げる事項」を削っております。

第21条におきましては、見出し中、「確保」を「確保等」に改め、8ページになりますが、ハラスマントにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の措置を同条第4項として加えております。

感染症や非常災害の発生時において、業務継続に向けた取組の強化を図るため、第21条の2として、第1項において計画の策定、第2項において研修及び訓練、第3項において計画の見直しをそれぞれ実施することとする規定を設けております。

加えて、感染症対策の強化を図るため、感染症の予防及び蔓延の防止のための規定を第23条の2として追加しております。

9ページを御覧ください。運営規程等の掲示の柔軟化を図るため、重要事項を記載した書面を事業所で縦覧させることで、その掲示に代えることができるとする規定を第24条第2項として追加しております。

高齢者虐待防止の推進を図るため、虐待の防止として第29条の2を追加しております。

9ページから11ページとなりますが、第5章、雑則として、利用者への説明、同意及び記録の保存などの電磁的対応を図るため、第33条電磁的記録等の規定を追加しております。

附則につきましては、この条文の施行日を令和3年4月1日とし、第15条第1項第18号の3の規定については令和3年10月1日からの施行としております。

なお、虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延の防止に係る規定については、3年間を努力義務とする経過措置を設けております。

説明につきましては以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件につきましても内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第8号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての内容をご説明いたします。

今回の改正は、上位法である平成18年厚生労働省令第34号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、改正の主な内容といたしましては、介護人材の確保、介護現場の業務効率化及び負担軽減、感染症や災害への対応力強化、地域ケアシステムや自立支援、重度化防止のための取組の推進、高齢者虐待防止の推進等が追加されております。また、語句の修正や条項の追加等に伴う修正も併せて行っております。

議案第8号別紙資料に基づきご説明いたします。11ページをお開きください。目次において、第9章、雑則（第183条）を加えております。

11ページから13ページになりますが、第1条において追加等となった条項を加える等の改正を行っております。

次いで、第3条第3項において高齢者虐待防止の推進のための規定を、同条第4項において介護保険等関連情報を活用するための規定を追加しております。

14ページをお開きください。第1章の2、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護についての規定でございます。第3条の4におきまして、追加等となった条項をそれぞれ加える改正を行っております。

15ページを御覧ください。第3条の29におきまして、運営における重要事項に虐待の防止のための措置に関する事項を加えるため、第8号を第9号とし、第8号にその内容を規定しております。

第3条の30におきまして、ハラスメントにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を、同条第5項として加えております。

16ページをお開きください。感染症や非常災害の発生時において業務継続に向けた取組の強化を図るため、第3条の30の2、業務継続計画の策定等として、第1項において計画の策定、第2項において研修及び訓練、第3項において計画の見直しをそれぞれ実施することとする規定を設けております。

第3条の31におきましては、感染症の対策強化のため、ＩＣＴの活用や指針の整備、研修及び訓練を実施することとする規定を同条第3項として追加しております。

17ページを御覧ください。第3条の32におきましては、運営規程等の掲示の柔軟化を図るため、重要事項を記載した書面を事業所で縦覧させることで、その掲示に代えることができるとする規定を同条第2項として追加しております。

第3条の37におきましては、協議会においてテレビ電話装置その他情報通信機器を活用することができるとする改正を行っております。

18ページをお開きください。高齢者虐待防止の推進を図るため、虐待の防止としての規定を第3条の38の2として追加しております。

第2章、夜間対応型訪問介護につきまして、19ページをお開きください。介護人材の確保、介護現場での業務効率化及び負担軽減のため、第6条第1項第1号及び第3号のただし書を削り、他業務との兼務を認めるなどの人員配置基準を緩和する規定を新たに第3項から第7項として加えております。

21ページから22ページの第15条におきましても、第2項、第3項で人員配置基準を緩和する改正をしており、ハラスメントの防止の規定を同条第5項として加えております。

第16条におきましては、指定夜間対応型訪問介護事業者に適正なサービス提供の確保を図るための努力義務を第2項として加えております。

23ページをお開きください。第18条におきましては、追加等となった条項をそれぞれ加える改正を行っております。

第2章の2、地域密着型通所介護につきましては、第29条において運営における重要事項として、虐待防止のための措置に関する事項を第10号として規定し、24ページにかけて第30条において認知症介護基礎研修受講の義務づけを同条第3項に加え、ハラスメント防止の規定を同条第4項として新たに規定しております。

第32条におきましては、避難訓練等への地域住民の参加と連携義務づけを同条第2項として加え、第33条第2項では感染症の対策強化のため、ＩＣＴの活用や指針の整備、研修及び訓練を実施するこ

ととする規定を第1号から第3号として加えております。

25ページを御覧ください。第34条におきましては、協議会においてテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用することができるとする改正を行っており、第37条及び26ページになりますが、第37条の3におきましては、追加等となった条項をそれぞれ加える等の改正を行っております。

27ページを御覧ください。第2章第6節、指定療養通所介護につきましては、第40条の12におきまして、運営における重要事項として虐待防止のための措置に関する事項を第9号として規定しており、第40条の14におきましては、委員会においてテレビ電話装置を活用することとする改正を行っております。

27ページから28ページの第40条の16におきましては、追加等となった条項をそれぞれ加える等の改正を行っております。

第3章、認知症対応型通所介護につきましては、第45条及び第46条におきまして、追加となった条項を加える等の改正を行っております。

30ページ、第47条におきましては、管理者の他職務との兼務を認めるなど、人員配置基準を緩和する規定を加えております。

第54条におきまして、運営について重要事項として、虐待防止のための措置に関する事項を第10号として規定しております。

31ページにかけての第61条におきましては、追加等となった条項を加える等の改正を行っております。

31ページをお開きください。第4章、小規模多機能型居宅介護につきましては、第63条第6項において施設等の表の改正を行っております。

32ページをお開きください。第64条第3項において、追加となった条項を加える改正を行っております。

33ページを御覧ください。第68条におきましては、会議においてテレビ電話装置等を活用することができるとする改正を行っており、第81条におきまして、運営についての重要事項として、虐待防止のための措置に関する事項を第10号として規定しております。

第82条におきましては、過疎地域等で町が認めた場合、定員を超えてのサービス提供を可能とする規定を同条第2項として加えております。

34ページをお開きください。第88条において、追加等となった条項をそれぞれ加える等の改正を行っております。

第5章、認知症対応型共同生活介護につきましては、35ページを御覧ください。いわゆるグループホームでございますが、こちらの業務効率化のため、第90条第1項及び93条においてユニット数を3まで認めることとする改正を行い、36ページをお開きください。サテライト型事業所の基準を同条第9項及び37ページにかけての91条第2項として加えております。

97条第7項において、委員会においてテレビ電話装置等を活用することができることとする改正を行っており、38ページになりますが、第8項において、事業者は外部の者等に評価を受ける規定を加えており、第101条におきましては、事業者の負担軽減措置を規定しております。

第102条におきまして、運営についての重要事項として、虐待防止のための措置に関する事項を第7号として規定しております。

第103条においては、39ページでございますが、認知症介護基礎研修受講の義務づけを同条第3項に追加し、ハラスメント防止の規定を同条第4項として新たに規定しております。

第108条におきましては、追加等となった条項をそれぞれ加える等の改正を行っております。

40ページをお開きください。第6章、地域密着型特定施設入居者生活介護につきましては、第118条におきまして、委員会においてテレビ電話装置等を活用することができることとする改正を行っており、第125条におきましては、運営における重要事項として、虐待防止のための措置に関する事項を第9号として規定しております。

41ページを御覧ください。第126条において、認知症介護基礎研修受講の義務づけを同条第4項に追加し、ハラスメント防止の規定を同条第5項として新たに規定しております。

第129条におきましては、追加となった条項等をそれぞれ加える等の改正を行っております。

42ページをお開きください。第7章、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につきましては、第131条第1項及び第8項におきまして、管理栄養士の配置を位置づけるとともに、支障がない場合には置かぬことができるとする緩和規定も加えております。

44ページをお開きください。第137条及び第138条におきまして、会議等においてテレビ電話装置等を活用することができることとする改正を行っております。

45ページを御覧ください。栄養管理を計画的に行うことの義務づけする規定を第143条の2として加え、口腔衛生の管理体制を整備し、口腔管理を計画的に行うことの義務づける規定を第143条の3として加えております。

第148条におきまして、運営についての重要事項として、虐待防止のための措置に関する事項を第8号として規定しております。

第149条については、46ページをお開きください。認知症介護基礎研修受講の義務づけを同条第3項に追加し、ハラスメント防止の規定を同条第4項として新たに規定しております。

第151条第2項第1号におきましては、委員会においてテレビ電話装置等を活用することができることとする改正を行っており、同項第3号において感染症の予防及び蔓延の防止のために訓練することを加えております。

47ページを御覧ください。第155条におきましては、委員会においてテレビ電話装置等を活用することができることとする改正を行っており、157条におきましては、追加等となった条項等をそれぞれ加える等の改正を行っております。

48ページをお開きください。第160条におきましては、ユニットの居室の定員を緩和する等の改正を行っております。

49ページをお開きください。第162条におきましては、テレビ電話装置等を活用することができるのこととする改正を行っております。

第166条におきまして、運営についての重要事項として、虐待防止のための措置に関する事項を第9号として規定しております。

50ページをお開きください。第167条において、認知症介護基礎研修受講の義務づけを同条第4項に追加し、ハラスメント防止の規定を同条第5項として新たに規定しております。

52ページにかけての第169条及び第182条におきましては、追加等となった条項を加える等の改正を行っております。

53ページをお開きください。利用者への説明、同意等及び記録の保存などの電磁的対応を図るため、第9章、雑則として、第183条電磁的記録等の規定を追加しております。

附則につきましては、この条文の施行日を令和3年4月1日としております。

なお、虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延の防止、認知症に係る基礎的な研修の受講、栄養管理、口腔衛生に関する規定については、3年間を努力義務とする経過措置を設けております。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件につきましても内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第9号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての内容をご説明いたします。

今回の改正は、上位法であります平成18年厚生労働省令第37号 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正するものです。

議案第9号別紙資料に基づきご説明いたしますので、54ページをお開きください。目次におきまして、第6章雑則（第36条）を加えております。

第4条において、第5項として高齢者虐待防止の推進のための規定を、第6項として介護保険等関連情報を有効活用するための規定を、それぞれ追加しております。

55ページを御覧ください。第20条におきましては、運営についての重要事項に虐待の防止のための措置に関する事項を加えるため、第6号を第7号とし、第6号にその内容を規定しております。

第21条におきましては、見出し中、「確保」を「確保等」に改め、ハラスマントにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を同条第4項として新たに規定しております。また、感染症や非常災害の発生時において業務継続に向けた取組の強化を図るため、第21条の2として、第1項において計画の策定、第2項において研修及び訓練、第3項において計画の見直しをそれぞれ実施することとする規定を設けております。

56ページをお開きください。感染症対策の強化を図るため、感染症の予防及び蔓延の防止のための規定を第23条の2として追加しております。

第24条におきまして、運営規程等の掲示の柔軟化を図るため、重要事項を記載した書面を事業所で縦覧させることで掲示に代えることができるとする規定を第24条第2項として追加しております。

高齢者虐待防止の推進を図るため、虐待の防止として第29条の2を追加しております。

57ページを御覧ください。第33条第1項第9号におきましては、会議においてテレビ電話装置等を活用することができるとする規定を加えております。

58ページをお開きください。利用者への説明同意等及び記録の保存などの電磁的対応を図るため、第6章として36条電磁的記録等の規定を追加しております。

附則につきましては、この条文の施行日を令和3年4月1日としております。

なお、虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延の防止に係る規定については、3年間を努力義務とする経過措置を設けております。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件につきましても内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第10号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての内容をご説明いたします。

今回の改正は、上位法である平成18年厚生労働省令第36号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設

備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、改正の主な内容といたしましては、介護人材の確保、介護現場の業務効率化及び負担軽減、感染症や災害への対応力強化、地域ケアシステムや自立支援重度化防止のための取組の推進、高齢者虐待防止の推進等が追加されております。また、語句の修正や条項の追加等に伴う修正も併せて行っております。

議案第10号別紙資料に基づきご説明いたします。59ページをお開きください。目次において、第5章雑則（第90条）を加えております。

第3条において、第3項として高齢者虐待防止の推進のための規定を、同条第4項として介護保険関連情報を有効活用するための規定を、それぞれ追加しております。

60ページをお開きください。第2章、介護予防認知症対応型通所介護についての規定でございます。

第8条におきましては、第10条第1項における略称を追加しております。

61ページを御覧ください。第9条につきましては、追加等となった条項を加える改正を行っております。

続く第10条につきましては、62ページとなりますが、他業務との兼務を認める等人員配置の基準を緩和する規定を加えております。

第27条におきましては、運営についての重要事項に虐待の防止のための措置に関する事項を加えるため、第10号を第11号とし、第10号にその内容を規定しております。

63ページにかけての第28条におきましては、認知症介護基礎研修受講の義務づけを、同条第3項ハラスメントの防止の規定を同条第4項に規定しております。

第28条の2といたしまして、感染症や非常災害の発生時において業務継続に向けた取組の強化を図るため、業務継続計画の策定等として、第1項において計画の策定、第2項において研修及び訓練、第3項において計画の見直しを、それぞれ実施することとする規定を新たに設けております。

第30条におきましては、避難訓練等への地域住民との連携義務を同条第2項として加えております。

64ページをお開きください。第31条第2項では、感染症の対策強化のため、ＩＣＴの活用や指針の整備、研修及び訓練を実施することとする規定を第1号から第3号として加えております。

第31条におきましては、運営規程等の掲示の柔軟化を図るため、重要事項を記載した書面を事業所で縦覧させることで掲示に代えることができるとする規定を同条第2項として追加しております。

高齢者虐待防止の推進を図るため、虐待の防止としての規定を65ページにかけての第37条の2として追加しております。

第39条におきましては、協議会においてテレビ電話装置等を活用することができることとする改正を行っております。

66ページをお開きください。第3章、介護予防小規模多機能型居宅介護につきましては、第44条第6項において施設等の表の改正を行っております。

67ページを御覧ください。第45条第3項中において条項の整理のための改正を行っております。

68ページをお開きください。第49条におきましては、会議においてテレビ電話装置等を活用することができるとする改正を行っております。

第57条におきましては、運営についての重要事項に虐待の防止のための措置に関する事項を加えるため、第10号を第11号とし、第10号にその内容を規定しております。

58条におきまして、過疎地域等で町が認めた場合、定員を超えてサービスを提供することができる規定を同条第2項として加えております。

69ページを御覧ください。第64条につきましては、追加等となった条項を加える等の改正を行っております。

70ページをお開きください。第4章、介護予防認知症対応型共同生活介護につきましては、第70条におきまして、いわゆるグループホームの業務効率化のための改正を行い、71ページ、第9項としてサテライト型事業所の基準を加えております。

72ページをお開きください。第71条第2項におきまして、業務効率化のため管理者の兼務を可能とする規定を加え、第73条におきましてユニット数を3まで認めることとする改正を行っております。

73ページをお開きください。第77条におきまして、委員会においてテレビ電話装置等を活用することができるとする改正を行い、第78条におきましてはサテライト型事業所の管理者の兼務を可能とする規定を加え、第79条におきましては運営についての重要事項に虐待の防止のための措置に関する事項を加えるため、第7号を第8号とし、第7号にその内容を規定しております。

第80条においては、74ページになりますが、認知症介護基礎研修受講の義務づけを同条第3項に、ハラスメント防止の規定を同条第4項に規定しております。

第85条におきましては、追加等となった条項を加える等の改正を行っております。

75ページを御覧ください。第86条におきまして、事業者は外部の者に評価を受ける規定を加え、利用者への説明、同意等及び記録の保存などの電磁的対応を図るため、第5章として第90条電磁的記録等の規定を追加しております。

附則につきましては、この条文の施行日を令和3年4月1日としております。

なお、虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延の防止に係る規定については、3年間を努力義務とする経過措置を設けております。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（高橋 実君） 本日はこの程度にとどめ、明日9日午前9時より会議を開きます。

それでは、これにて散会いたします。

散 会 (午後 3時18分)

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

議長 高橋 実

議員 安藤 正純

議員 宇佐神幸一

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和3年第1回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和3年3月9日（火）午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第11号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第12号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について

議案第13号 富岡町文化交流センター条例の一部を改正する条例について

議案第14号 富岡町交通災害共済等に関する条例を廃止する条例について

議案第15号 富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計設置条例を廃止する条例について

議案第16号 富岡町総合福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めるについて

議案第17号 富岡町地域交流館の指定管理者の指定につき同意を求めるについて

議案第18号 富岡町共生型サポート拠点施設の指定管理者の指定につき同意を求めるについて

議案第19号 工事請負契約の変更について

議案第20号 工事請負契約の変更について

議案第21号 工事請負契約の変更について

議案第22号 工事請負契約の変更について

議案第23号 工事請負契約の変更について

議案第24号 動産の取得について

議案第25号 動産の取得について

議案第26号 不動産の処分について

議案第27号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第6号）

議案第28号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第29号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第30号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第31号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第32号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
議案第33号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第34号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第35号 令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第36号 令和3年度富岡町一般会計予算
議案第37号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
議案第38号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
議案第39号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
議案第40号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算
議案第41号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計予算
議案第42号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
議案第43号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第11号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第12号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について
議案第13号 富岡町文化交流センター条例の一部を改正する条例について
議案第14号 富岡町交通災害共済等に関する条例を廃止する条例について
議案第15号 富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計設置条例を廃止する条例について
議案第16号 富岡町総合福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めるについて
議案第17号 富岡町地域交流館の指定管理者の指定につき同意を求めるについて
議案第18号 富岡町共生型サポート拠点施設の指定管理者の指定につき同意を求めるについて
議案第19号 工事請負契約の変更について
議案第20号 工事請負契約の変更について
議案第21号 工事請負契約の変更について
議案第22号 工事請負契約の変更について
議案第23号 工事請負契約の変更について
議案第24号 動産の取得について

議案第25号 動産の取得について
議案第26号 不動産の処分について
議案第27号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第6号）

○出席議員（10名）

1番	堀 本 典 明 君	2番	佐 藤 教 宏 君
3番	佐 藤 啓 憲 君	4番	渡 辺 正 道 君
5番	高 野 匠 美 君	6番	遠 藤 一 善 君
7番	安 藤 正 純 君	8番	宇佐神 幸 一 君
9番	渡 辺 三 男 君	10番	高 橋 実 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	宮 本 皓 一 君
副 町 長	高 橋 保 明 君
副 町 長	滝 沢 一 美 君
教 育 長	岩 崎 秀 一 君
会 計 管 理 者	猪 犬 力 君
総 務 課 長	林 紀 夫 君
企 画 課 長	原 田 徳 仁 君
税 務 課 長	志 賀 智 秀 君
住 民 課 長	植 杉 昭 弘 君
福 祉 課 長	杉 本 良 君
健康づくり課長	遠 藤 博 生 君
生活環境課長	黒 澤 真 也 君
産 業 振 興 課 長	坂 本 隆 広 君
参 事 兼 都市整備課長	竹 原 信 也 君
教 育 総 務 課 長	飯 塚 裕 之 君
参 事 兼 生涯学習課長	三 瓶 清 一 君
郡 山 支 所 長	齊 藤 一 宏 君

参 事 兼 いわき支所長	三 瓶 直 人 君
總 務 課 主幹兼課長補佐	猪 狩 直 恵 君
産 業 振 興 課 課 長 振 興 課 佐	大 森 研 一 君
代表監査委員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	小 林 元 一
議 会 事 務 局 長	猪 狩 英 伸
議 会 事 務 局 長	杉 本 亜 季

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長 (高橋 実君) 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長 (高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長 (高橋 実君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

9番 渡辺三男君

1番 堀本典明君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長 (高橋 実君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第11号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長 (高橋 実君) 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長 (遠藤博生君) おはようございます。それでは、議案第11号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本条例は、昨年6月の第5回定例議会において議決をいただきました、国民健康保険条例の一部改正において規定されました、国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルスに感染した際に支給する傷病手当金に関連いたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が本年2月3日に公布されたことから、所要の改正をするものであります。

従前、新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけは感染症法に基づく政令の規定による指定感染症でしたが、今回の法改正により新型インフルエンザ等感染症の類型に追加されました。これにより、従来は政令で定める期間しか対策ができなかったものが期限の定めなく、必要な対策が実施できるとともに、蔓延防止等重点措置が新たに規定されております。

それでは、本条例の改正内容につきまして、資料77ページ、新旧対照表によりご説明いたします。制定附則第2項におきまして、現行「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を改正案「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改めるものであり、改正附則におきまして本条例は公布の日から施行することとするものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。
教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） おはようございます。議案第12号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、昨年の3月議会以降に受けた3件の指定寄附金13万5,000円を奨学資金貸与基金として積み立てするため、所要の改正をしようとするものです。

78ページ、議案第12号別紙資料、新旧対照表を御覧ください。表の右側、現行の第2条第1項中、基金の額、「原資3億4,780万697円」を改正案「原資3億4,793万5,697円」に改め、同条第2項中、現行原資のうち「1,930万697円」を改正案「1,943万5,697円」に改めるものです。

続いて、別表、篤志家寄附金の内訳を説明いたします。79ページ、下から2段目を御覧ください。その他篤志家奨学基金の現行「130万697円」を改正案「143万5,697円」に、計の欄中、現行「1,930万697円」を改正案「1,943万5,697円」に改めるものです。

附則において、この条例の施行日を公布の日からと定めるものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 富岡町文化交流センター条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○参考兼生涯学習課長（三瓶清一君） おはようございます。それでは、議案第13号 富岡町文化交流センター条例の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げます。

議案第3号において決議いただきました、とみおかアーカイブ・ミュージアム条例の制定に伴い、とみおかアーカイブ・ミュージアムに機能、業務を移行する富岡町歴史民俗資料館の業務について定

めている富岡町文化交流センター条例の一部を改正するものであります。

議案第13号別紙資料を御覧ください。新旧対照表でございます。現行目次より、「第4章富岡町歴史民俗資料館」を削り、第5章雑則を第4章に改めます。

また、歴史民俗資料館に関わる第3条第3号と第4章第14条、第15条を削り、第5章中、第16条を第14条とし、第17条から第20条までを2条ずつ繰り上げ、第5章を第4章といたします。

附則としてとみおかアーカイブ・ミュージアム条例の施行の日から施行するものとするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 富岡町文化交流センター条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 富岡町交通災害共済等に関する条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を生活環境課長より求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） それでは、議案第14号 富岡町交通災害共済等に関する条例を廃止する条例について、その内容をご説明申し上げます。

本条例は、富岡町民が協働して交通災害の絶滅を期し、併せて交通災害を受けた住民の共済制度を確立し、町民の福利増進を図ることを目的として昭和42年3月に制定されました。本制度の制定以降、保険業法に基づき、責任保険を営む保険会社が販売する市民交通傷害保険を保険約款に基づき、町と取扱い保険会社とが特約を結ぶことで町の制度としてこれまで続けてまいりましたが、現在は民間保険会社の取り扱う各種共済制度が充実した状態となっております。このため、多くの保険事業者が市

民交通傷害保険を社会情勢に合った商品ではないと判断し、保険商品統廃合の過程で廃止としており、本町の契約先である保険事業者が唯一該当商品を扱う事業者でしたが、こちらも本年度をもって商品廃止となりました。こうしたことから、本条例に基づく交通傷害保険制度を廃止するものです。

なお、附則として施行日は令和3年4月1日とするものです。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 富岡町交通災害共済等に関する条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計設置条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） おはようございます。それでは、議案第15号 富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計設置条例を廃止する条例についての内容をご説明申し上げます。

本特別会計設置条例の廃止につきましては、下水道事業の将来的な維持管理費の削減に向けて取り組んでおりました類似施設の統合について、浸水区域の除外などの事務を進めていた公共下水道事業の事業計画の変更において、当該特別会計予算で賄っていた蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業区域の全域を公共下水道事業の処理区として追加、統合できることとなったため、富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計設置条例（昭和62年富岡町条例第4号）を廃止することとしたものであります。

なお、条例廃止の期日につきましては、附則において施行期日を令和3年4月1日から施行するものとし、また経過措置としまして、この条例による廃止前の富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計設置条例の第1条に規定する、富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計の出納は令和3年3月31日をもって閉鎖し、令和2年度の決算に関しては、なお従前の例によるものとしております。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 私も前から言っているように経費削減になるのかなとは思うのですが、統合することによって処理場が1か所だということでどのくらい経費削減になるか、試算していれば教えてください。経費削減になつても公共下水に持っていくためにはかなりの工事費が絡むと思うのですが、工事費は一時的なものですから、その辺の年間の経費削減、どのくらいか教えていただければ。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） あくまでも試算でございますが、現在処理場の更新を考えず維持管理だけを考えていきますと、蛇谷須地区で約1,340万円ほど減額になる予定でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号 富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計設置条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 富岡町総合福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めるについての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） おはようございます。それでは、議案第16号 富岡町総合福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めるについてご説明いたします。

富岡町総合福祉センターは、広く町民の福祉を増進するための場を提供し、町民生活の福祉の向上に資することを目的として現在の場所に設置されたものであります。この富岡町総合福祉センターの管理、運営に係る指定管理者の指定につき議会の皆様の同意を求めるものであります。

指定管理者の業務の主な内容といたしましては、総合福祉センターの管理、運営、総合福祉センターの維持管理に関する業務、総合福祉センターの使用許可に関する業務、総合福祉センターの使用料徴収に関する業務、その他、町長が特に必要と認めるものなどがあります。

このたびの指定管理者の募集につきましては、富岡町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、富岡町総合福祉センター指定管理者募集要項を定め、令和3年1月18日から同2月8日まで公募を行ったところ、社会福祉法人富岡町社会福祉協議会から申請書の提出がなされました。

申請書の内容について、提案審査会で審査を行った後、富岡町指定管理者選定委員会要綱に基づき、令和3年2月15日に開催された選定委員会での審査の結果、指定管理者として質の高い福祉サービスを提供しつつ、安定した管理、運営が期待できるものとされ、施設の設置目的、利用者への安全確保や管理上の責任など認識も深く、かつこれまで本施設を管理、運営してきた実績と築き上げた町民との信頼も高く評価されました。これらの評価により、富岡町中央1丁目8番地の1、社会福祉法人富岡町社会福祉協議会、会長、宮本皓一が指定管理予定候補者に選定されたことから、今回お諮りするものであります。

なお、指定管理の期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となります。

説明は以上です。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 富岡町総合福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めるについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 富岡町地域交流館の指定管理者の指定につき同意を求めるについての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 議案第17号 富岡町地域交流館の指定管理者の指定につき同意を求めるについてご説明させていただきます。

富岡町地域交流館は、子育て世代が子供の遊び場、保護者の交流の場として利用し、不足しがちな子供の運動機会の確保と子供同士、保護者同士、さらには子供と大人が交流できる地域の拠点として今月28日の開館を予定し、現在整備を進めてございます。この富岡町地域交流館の管理、運営に定める指定管理者の指定につき議会の同意を求めるものでございます。

指定管理者の業務の主な内容といたしましては、来場者が安心して施設を利用することができるよう、施設利用者への受付、利用案内に関する業務、子供への運動支援、指導に関する業務、事故、危険行為防止のための見守りに関する業務、その他、施設管理、運営に関する業務、また施設を活用した自主事業としております。

指定管理者の募集につきましては、富岡町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、富岡町地域交流館指定管理者募集要項を定め、令和3年1月18日から同2月8日まで公募を行ったところ、公益社団法人富岡町さくら文化・スポーツ振興公社から申請書の提出がなされました。

申請書の内容について、提案審査会で審査を行った後、富岡町指定管理者選定委員会要綱に基づき、令和3年2月15日に開催された選定委員会において、子供の体力向上に資する運動支援や世代間交流事業の計画、有資格者職員の配置等が高い評価を受け、当該組織の成り立ちや活動実績、さらに現在町内の社会体育施設を指定管理にて運用しており、その実績も良好であると認められ、富岡町小浜481番地、公益社団法人富岡町さくら文化・スポーツ振興公社、代表理事、堀川章仁が指定管理予定候補者として選定されたことから、今回お諮りするものでございます。

なお、指定管理の期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間であります。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号 富岡町地域交流館の指定管理者の指定につき同意を求めるについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 富岡町共生型サポート拠点施設の指定管理者の指定につき同意を求めるについての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第18号 富岡町共生型サポート拠点施設の指定管理者の指定につき同意を求めるについてご説明いたします。

同施設は、町民が自由に分け隔てなく生き生きと交流できるトータルサポートセンターと、高齢者が穏やかに楽しく過ごせる特別養護老人ホームの2施設から構成され、子供から高齢者まで安心して生活できる環境づくりを目指す当町の社会福祉の核となる施設として来年春の開館に向け、現在整備を進めています。この富岡町共生型サポート拠点施設の管理、運営に係る指定管理者の指定につき議会の皆様の同意を求めるものであります。

指定管理者の主な業務といたしましては、トータルサポートセンターにおいては交流サロンの運営業務、介護予防教室等の運営業務、各種福祉に関する相談業務、特別養護老人ホームでは介護保険制度に基づく介護サービスの提供業務、さらに2施設の共通業務として福祉避難所の運営業務などとなっております。

指定管理者の募集につきましては、富岡町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、富岡町共生型サポート拠点施設指定管理者募集要項を定め、令和2年10月19日から同11月9日まで公募を行ったところ、社会福祉法人光美会から申請書の提出がなされました。

申請書の内容について、提案審査会で審査を行った後、富岡町指定管理者選定委員会要綱に基づき、令和2年11月17日に開催された選定委員会において、特別養護老人ホームにおける利用者への対応やトータルサポートセンターでの障がい児、障がい者並びに子育て世代の施設活用の具体的な提案がな

されていること、医療機関との連携方針が明確に示されていることなどが評価されたことに加え、他類似施設での実績も良好であると認められたことから、福島県いわき市内郷高野町五合田36番地の1、社会福祉法人光美会、理事長、常盤峻士が指定管理予定候補者として選定されたことから、今回お諮りするものです。

なお、指定管理の期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となっております。
説明は以上となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号 富岡町共生型サポート拠点施設の指定管理者の指定につき同意を求めるについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、議案第19号 工事請負契約の変更について内容をご説明申し上げます。

今回提出をいたしました工事請負契約は、令和2年6月18日、第5回定例会で議案第52号として工事契約の同意をいただき進めておりました、富岡町カントリーエレベーター整備事業建築工事の変更契約であり、完成期日を延長するものであります。

資料5ページ、議案第19号別紙資料1を御覧ください。工事の番号、名称は、第20-0610-15024号、富岡町カントリーエレベーター整備事業建築工事です。契約相手方は、株式会社サタケ、代表取締役、佐竹利子です。本変更契約書における条項につきましては、第1条で工事の完成期日を令和3年3月31日を令和3年9月30日とするものです。中ほどに特約条項を記載しております。第1条中、ただし

書としまして、令和2年度福島再生加速化交付金の繰越承認を得られなかった場合は、富岡町議会において可決された日から本契約として成立とあります、農林水産省より連絡があり、今月3日に繰越承認の内諾を得ていることを申し添えます。

資料7ページ、議案第19号別紙資料2を御覧ください。契約変更内容でございますが、工期の延伸として末工期を令和3年3月31日から令和3年9月30日にするものであります。変更理由の1つ目としまして、開発行為許可の遅れから造成工事の一時中止命令をかけたことに伴い、その間の一切の準備行為や施工が中断したことにより、建築予定地造成工事に2か月の遅れが生じております。

2つ目としまして、造成工事完了前に着手を予定しておりましたが、造成工事時に資機材の仮置場を要したことにより、建築工事との並行作業が困難となり、2か月間の遅れが生じております。

3つ目でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による感染防止対策を講じた作業環境の確保など、工事期間の見直しをしております。

今回の工期である9月末時点におきましては、一部水稻の刈取り作業が始まっている農業者もいることが予想されますが、乾燥機を所有する町内農家との調整を図り、解決策を図りながら請負者の株式会社サタケには安全第一で早期完成をお願いしてまいります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今の説明だと、造成工事で2か月の遅れが生じたということで、今回加速化交付金の繰越し認められて、6か月工期延ばしてきたということなのですが、2か月の造成工事の遅れで工期延長で6か月延ばしたというと、ちょっと4か月余計に取っているような気がするのですが、もう1か月ぐらい詰まらないのですか、これ。とすれば、刈取り時期に十分間に合ってくるのです、1か月詰まれば。その辺は、検討課題に上がりましたか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 今回工期の設定につきましては9月末ということで、先ほど説明でも刈取り時期が一部入ってくるというようなことを申し上げました。当然町としましては、それより前に完成をさせて米を入れるというようなことも検討してまいりましたが、今回当初財源確保によりまして、やはり3月末までのまでは申請をさせていただいて、その後工期について大変厳しい状況であるということから、今回9月末ということで調整をしております。工期につきましては、今のところ厳しい状況でありますが、サタケに米を入れられるような形で施設の整備をお願いするということで現在進めているところでありますので、ご理解をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。財源確保のために無理無理工期をつけて3月31日まで持つて

きたということとの説明だと思うのですが、こういうことは手法としてあまり良くないのかなと思いますので、これからあまりこういうことないようにお願いできればと思うのですが、どうでしょう。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） これまで産業振興課では、加速化交付金を活用しまして整備を進めています。事業としましては、基本的に年度内完成というのが基本となっておりますので、どうしてもその申請時期によってなかなか工期が取れないところでの当初契約というのもあると思います。国と調整をして、延伸承認をいただきながら事業を進めているところでありますが、できるだけこのようなことがないように、当初のスタートのところをしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。工期ちょっとでも詰められればという話もしましたが、安全第一が一番優先ですので、その辺は十分考慮しながら進めていっていただければありがたいと思います。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ありがとうございます。まず、9月の刈取りの収穫のときに施設に搬入できるようなところで工事を進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今の課長の答弁なのですけれども、万が一刈取り間に合わなかったような場合に、今までのよう例えれば稲葉のカントリーを借りるとか、地元の農家が困らないような、最悪の場合を想定したことまで考えているのか、稲葉のカントリーエレベーターにまだ枠があるのかどうか、その辺を含めて見通しはどうか、お願ひします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 9月の完成が間に合わなかった場合、地元の米が入れられなくなるということですが、そこにつきましては町内の乾燥施設を有する農家の方がいますので、まずはそちらの調整をさせていただきたいと思っております。

稲葉町につきましては、まだ町として協議はしておりませんが、こちらについては稲葉町とも協議をして、入れられるものは入れていただくということで考えております。また、JAで最終的には販売していくと思いますので、稲葉だけではなくてJA管内の施設等についても調整をしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） というのは、例えば生産組合なんかは、去年は稲葉借りてあそこでやっていましたけれども、今の課長の答弁では何とかなりそうとか、何とかなりますとか、そういう考えでよろしいのですか。それは、農家と調整はしてあるのですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） こちらにつきましては、これから調整となります。稲葉のカントリーエレベーターですが、こちらにつきましては飼料用米ということで、家畜の餌となるような飼料用米については当町からの受入れができるということで確認を取っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。これ先ほど9番の質問の中で工期なかなか厳しいものがあるというようなお話をしたが、これ出来上がってしまえばもうすぐ使えるというものなのでしょうか。工期の中に試運転的なものが入っているというふうな考えでよろしいのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 9月末の工期につきましては、建物、中の設備が完成しまして、末につきましては機械の試運転等も含んでの完成となっておりますので、そこを調整しながら地元のものを入れていくことを業者と調整をしていきます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時15分まで休憩します。

休 議 (午前 9時57分)

再開 (午前10時10分)

○議長 (高橋 実君) 再開いたします。

次に、議案第20号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長 (高橋 実君) 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長 (坂本隆広君) それでは、議案第20号 工事請負契約の変更について内容をご説明申し上げます。

今回提出いたしました本工事請負契約は、令和2年12月17日、第9回定例会で議案第93号として工事契約の同意をいただき進めておりました、サケふ化施設建築工事の変更契約であり、完成期日を延長するものです。

資料9ページ、議案第20号別紙資料1を御覧ください。工事番号、名称は、第20-0610-15055号、サケふ化施設建築工事であります。契約相手方、桂建設株式会社、代表取締役社長、渡邊正義です。本変更契約書における条項につきましては、第1条で工事の完成期日を令和3年3月31日より令和3年7月30日とするものです。中ほどに特約条項を記載しております。第1条中、ただし書としまして、令和2年度福島再生加速化交付金の繰越承認を得られなかった場合は、富岡町議会において可決された日から本契約として成立とありますが、前議案同様、農林水産省より今月3日付で繰越しの承認の内諾を得ていることを申し添えます。

資料11ページ、議案第20号別紙資料2を御覧ください。契約変更内容でございますが、工期の延伸として末工期を令和3年3月31日から令和3年7月30日にするもので、変更理由といたしましては国庫財源との調整により、年度内の完成となるよう工期を設定しましたが、作業工程を見直した結果により、工期を延伸するものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長 (高橋 実君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番 (渡辺三男君) これも先ほどと同じで、工期に関しては先ほどで理解はしていますが、7月30日工期ということで、まず秋にはここでサケの卵のふ化が始まるのかどうか。始まるとすれば、7月30日工期で、多分セメントの槽になろうかと思うのですが、多分あく抜きしたりまつたり時間を要するのかなと思うのですが、秋にふ化するとすれば、それ間に合うのかどうか。

あと技術的な指導も多分必要になると思うのです。今の組合で全て技術的な問題はクリアできるのかどうか、その辺を教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） まず、現在7月30日ということで工期の延伸をさせていただいております。工期につきましては、国との調整の中でこの7月30日までの延伸ということが今のところ最大限の延伸ということになっております。工期については、多少厳しいところもあると聞いておりますが、まずは秋のふ化作業ですか、そちらに間に合うような工程で事業を進めていきたいと考えております。

また、組合の技術ということですが、基本的に隣の樺葉町などを参考にしまして、施設整備をしておりますので、場合によりましては樺葉町の組合の方のご協力なんかをいただきながら、最初のスタートのところは進めていくようなことになると思います。十分に組合と調整をしまして、ふ化事業がうまくいくように調整をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。10年止まっておりましたので、ぜひサケの稚魚を富岡でふ化させることができるように祈っていますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、議案第21号 工事請負契約の変更について内容をご説明申し上げます。

今回提出いたしました本工事請負契約は、令和2年12月17日、第9回定例会で議案第94号として工事契約の同意をいただき進めておりました、サケやな場整備工事の変更契約であり、工事内容の変更と完成期日を延長するものであります。

資料13ページ、議案第21号別紙資料1を御覧ください。工事の番号、名称につきましては、第20-0610-15068号、サケやな場整備工事であります。契約相手方、株式会社高葉建設、代表取締役、高橋大樹です。本変更契約書における条項につきましては、第2条で工事請負代金1,812万4,700円を新たに増額するものであり、第3条で工事の完成期日を令和3年3月31日を令和3年7月30日とするものであります。

先ほど追加資料としまして配付いたしました資料14ページを御覧ください。特約条項を記載しております。こちらにつきましても、第1条にただし書としまして、令和2年度福島再生加速化交付金の繰越承認を得られなかった場合は、富岡町議会において可決された日から本契約として成立とあります。こちらも同日、今月の3日に繰越承認を農林水産省よりいただいているところでありますので、申し添えます。

資料15ページ、議案第21号別紙資料2を御覧ください。契約変更内容につきましては、工期の延伸として末工期を令和3年7月30日とするもので、変更理由としましては福島県相双建設事務所との河川協議による仮締切り計画に形状の変更が生じ、福島県発注の河川改修工事との事業間調整に期間を要し工期を延伸するものであります。工事施工内容の変更内容につきましては、当初設計において仮締切りし、河川水の浸入を極力減らして、締め切った中の水を排出しまして施工していくこととしております。当初設計図のように川の流れに対しまして、直角に計画していましたが、川の流れを極力阻害しない変更設計図のように河川占用許可権者からの指導があったことから、仮締切りに使用する大型土のうの数量が変更となっております。また、河川協議の結果、安全性を考慮し、右岸側からの施工の指導があり、福島県富岡土木事務所との再度協議により、本年4月より右岸側からの施工をすることとなり、仮設道路設置の数量を計上しているものであります。現場における諸問題を解決しながら早急に着手できるよう努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 課長の説明である程度納得はしているのですが、まずこの末工期の終了時期を7月30日と設定していますが、これは入梅時期と重なりますので、説明の中でこの河川の締切り云々という工法の変更というのはその入梅時期の水量、雨量の増加に伴って河川水量の増加等を加味しているのか、その辺もう一度答弁いただきたいのと、あとこの理由の中にどうしても、読んでいくと福島県発注の河川改修工事との事業間調整に不測の期間を要したためと記されていますが、当然この事業に関しては急に始める事業でなくて、前年度より事業計画等々はなされていましたので、その辺の

県との調整の不手際という理解でいいのか、その辺をもう一度詳しくご説明ください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） まず、7月30日ということで梅雨時期に入るということで、当然雨が降りまして雨量の増加というのも見込まれております。今回その時期だけといいますか、通年の川の流れについて、県からの指導としましては図面の下のような大型土のうの設置ということで指導を受けているところであります。また、河川工事につきましてはこれまで継続して実施されてきているところであります。当然その工程等についても町でも把握していたところであります。こちらにつきましては、やはり町として県との調整不足というのではなくたと考へております。まずは、ふ化施設同様ですが、こちらについてもサケのふ化事業を早急に進められるように調整をしていきますので、ご理解をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 課長の答弁である程度理解します。ただ、今の答弁の中にありました、県との調整不足は否めないというようなお答えがありました、今後もある程度数多くの復興事業といいますか、富岡町の将来を左右するような事業があるわけですから、その辺の上位といいますか、県、国との調整は今後そつなく事業の遅れを来さないような調整、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ありがとうございます。産業振興課におきましては、今後多くの農業施設等の整備を計画しております。それぞれの計画に当たっては、関係機関との調整というのが大事になってきますので、そちらをしっかりと進めまして、計画どおり事業が進むように調整をしていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） この議案ですけれども、国、県との調整不足ではないのかなと私思うのです。というのは、全くの設計ミスなのではないかなと思うのです。仮縫切りの大型土のうの数なんか見ますと、当初設計308袋、増の袋が291、当初設計の数字くらいいってしまっているのです。逆に反対側になると、当初設計が192袋ですか。増が273でもう増が多いのです。全く当初設計でやれと言ったら工事できないですよね、これ。変更設計数量が出てきたわけですが、これは全く私は設計のミスだと思うのです。その辺を本当にしっかりとしないといかないと、こんなこと言つては申し訳ないですけれども、国からの大半の補助ですから、まだ町の持ち出しないですから、あまり。これ本当に震災前の補助率でやっていったら、お金なんか幾らあっても足りません。だから、設計段階で図面を見て、きちんと工事できるような内容になっているかどうかはやっぱり執行部できちっと管理しなくてはならないのかなと思うのですが、その辺はどうでしょう。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ありがとうございます。まず、今回大型土のう、数量がかなり増えていますが、こちらにつきましては富岡土木事務所と調整をさせていただいて、まず当初設計どおりのところで進めておりました。こちらにつきまして、実際河川協議進む中で下の指導をいただいているところでありますと、こちらにつきましてはやはり県との調整不足というところもありますので、これからいろいろと事業進める中で、まず基本となる当初の設計の部分でしっかりと調整をして、工期に遅れを生じないようなところでスタートのところをまずしっかりとやっていきますので、ご理解をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。事業課においては、このほどの数の事業、本来であればもう不可能のような状況の中で事業課で事業を行っていくことを私も非常にありがたいと思っていますのですが、やっぱり震災前のことを見て今からもうだんだん戻っていくわけですから、そういうことを十分考慮しながらやっていただければありがたいと思います。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 先ほどの繰り返しになりますが、これからもいろいろと施設の整備ありますので、その中で後戻りないようにしっかりと進めていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第22号 工事請負契約の変更について内容をご説明申し上げます。

今回上程いただきました工事請負変更契約は、令和2年8月12日、第6回臨時会で議案第59号として工事契約の同意をいただき進めておりました、曲田都市計画街路4号線整備工事に係る変更契約であります。変更の内容としましては、工事請負代金及び工事の完成期日の変更であります。

別添資料17ページ、議案第22号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の変更に係る工事請負変更契約書です。工事の番号、名称は、第20-1303-15093号、曲田都市計画街路4号線整備工事であります。請負者は、株式会社高葉建設です。本契約書における条項につきましては、第1条においては設計書、仕様書を別紙のとおり変更することとし、第2条においては工事請負代金1,454万900円を新たに増額することを記載し、第3条においては工事の完成期日、令和3年3月30日を令和3年4月30日に変更することを、また第4条においてはその他については原工事請負契約書に変更はないことを記載しております。

同資料19ページ、議案第22号別紙資料2を御覧ください。今回の工事請負契約の変更に係る工事内容の変更説明資料となります。資料右側中央を御覧ください。今回工事の主な変更内容を記載しております。まず、1点目の土工量の増加につきましては図面左下の断面図を御覧ください。本路線の盛土箇所が軟弱地盤だったため、その対策として余盛り工法という計画高さ以上に盛土を行い、必要以上の荷重を載せ、強制的に沈下を促進させた後に余盛り分を取り除く工法で施工しておりましたが、沈下量が想定よりも少ない段階で終息、安定したことにより、取り除かなければならない余盛り分の土量が増加したことで掘削土量及び残土処分量が増となったものであります。

2点目の残土運搬距離の変更につきましては、発注時において近くに処分先が見つからなかったため、仕様書において運搬距離を5キロとし、実績により変更することとしており、実際に受注者が手配した処分先への運搬距離が6.2キロメートルであり、町の残土置場より近かったことから、残土運搬距離を6.2キロメートルとし、この距離の延長に要する運搬費用が増となったものであります。

3点目の暗渠排水管設置につきましては、道路のり尻掘削時において湧水が確認されたことから将来的な盛土安定性を考慮して、同じく図面左下の横断図の両端に記載しているように、道路の縦断方向に新たに暗渠排水管を設置することとしたものであります。

以上の3点の主な工事内容変更により、契約金額が1,454万900円増額となったものであります。

また、工期の変更につきましてはこれらの工事内容の変更に伴い、土工量が増加したことで作業日数が増加したこと、また本路線が接続する県道広野小高線との工事の調整に日数を要したことによるもので、その不足日数として本工事の完成期日を1か月延長し、令和3年4月30日までとするものであります。今後とも安全第一に工事を進めてまいりますので、議員の皆様のご理解をよろしくお願ひ

いたします。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 説明は分かりました。一般的に余盛りをして計算したほど下がらなかつたということで、地盤は安定していたのかなと思うのですが、湧水が見られるということで暗渠排水を入れたと。この暗渠排水の抜け場所は、どこにこれ抜けていくのですか。この断面、この辺の場所から見ると、あまり引く意味がないのかなと思うのですが、多分低いますかU字溝で抜いたのだと思うのですが、どこに抜けたかちょっとこの図面で教えていただければ。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） 図面で平面図に記載していなくて大変申し訳ございませんでした。こちらの排水につきましては、県道ののり尻にも側溝がありまして、そちらのままで抜いていくような形で計画しております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。これ当初発注のときに、3月末工期ということで3月末に供用開始になるかということをお伺いして、そのような計画で進んでいたというお話をしたが、工期延長やむなしかと思いますが、これ県道と調整もあったということなのですが、県道も7月末で供用開始になると見てよろしいのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

県の状況につきましても、現在盛土工事は2月中旬に完成しましたが、舗装工事についてやはり若干工期を延長すると町でも聞いておりまして、そちらで調整させていただいた結果、1か月では大丈夫だろうということで今回工事の変更をさせていただきました。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参考兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第23号 工事請負契約の変更について、内容をご説明申し上げます。

今回上程いただきました工事請負変更契約は、令和2年1月22日、第1回臨時会で議案第1号として工事契約の同意をいただき進めておりました、六反田2号線整備工事に係る変更契約であります。変更内容としましては、工事の完成期日の変更であります。

別添資料21ページ、議案第23号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の変更に係る工事請負変更契約書です。工事の番号、名称は、第3-2-33号、六反田2号線整備工事であります。請負者は、株式会社丸東です。本工事契約書における条項につきましては、第1条において工事の完成期日を令和3年3月26日から令和3年7月30日に変更することを記載し、第2条においてはその他については原工事請負契約書に変更はないことを記載しております。

同資料23ページ、議案第23号別紙資料2を御覧ください。今回の工事請負契約の変更に係る工事の完成期日を変更する説明資料になります。資料右下、変更の内容を御覧ください。今回工事の完成期日を変更することとなった3つの要因を記載しております。まず、1番目としましては受注者による現場確認時に左図の①と記載した山林部で表土の放射線濃度が高いことが確認されたため、その取扱いについて工事の依頼先である環境省と協議を行い、結果、別途環境省負担においてこの表土除去を行うこととなったため、本工事の現場着手が遅れたこと、2番目としましては1番目でご説明申し上げました現場着手の遅れにより、左図に②と記載した河川区域内での作業が出水期にずれ込んだため、7月から10月期の大雨や台風の影響により、作業を中止せざるを得ない日が多かったこと、3番目としましては本工事の資材運搬用として左図に③と記載した県道広野小高線を使用しておりましたが、本工事の遅れにより、橋梁上部工の資材搬入の時期が県道広野小高線の舗装工事の施工時期と重なり、運搬が3月上旬に遅れたこと、これらの大体3つの理由により、当初の施工計画、工程に約4か月の不足日数が生じたため、本工事の完成期日を4か月延長し、令和3年7月30日までとするものであります。今後とも安全第一に工事を進めてまいりますので、議員の皆様のご理解をよろしくお願いい

いたします。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 変更内容のところの①、山林部の表土の放射能濃度が高いことが判明、こんなのは最初からもう分かっていることではないでしょうか。計画を立てるときにある程度調査すれば、工事始まってから分かったというのはちょっとこれおかしいのかなと思うのだけれども、これが1点。

あともう一点は、その②なのだけれども、大雨や台風による影響と書かれていますけれども、おととしだったら分かるのだけれども、去年はそんなに台風とか大雨ってあまり私も記憶にないのだけれども、何か理由が少し当てはまらないのではないかと思うのですが、その辺ちょっと説明してください。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

前の工事等でもあったかと思うのですけれども、山林部については除染が土を取り除くということを行っておりませんので、ましてや私たち、環境省がモニタリング道路として使っていたところだったので、そちらについて実際には線量大丈夫だろうと思っていたところでございますが、やはり山林部の土について今回5点ほどサンプリングしたところ、500ベクレルから1万5,000ベクレルの土が確認されたということだったので、当然環境省でそちら除染ということを話したところでございますが、環境省はご存じのようにそちらの山林は除染しないということだったので、別途工事として環境省の負担によりそちらの除去を行ったということでございます。

もう一点、出水期でございますが、こちらの河川、かなり川幅が狭いということもありまして、ちょっと雨降られると橋台のコンクリートを打設したり、そういうところで不足の日数が生じてしまっているということでございます。あくまでもスタート時期が遅れたもので、その時期に重なって大雨という、台風もおととしみたいな台風はなかったのですが、多少なりとも雨降られるところの川、増水する事があるもので作業を中止せざるを得なかったという理由でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 大丈夫と思っていたが、測ったらば1万5,000ベクレルあったと、そこに計画の甘さが私があったと思うのです。ですから、大丈夫だと思っていたところに点検ミスというか、チェックミスというか、そういうのがあったと思うのですが、課長、どうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） ご指摘されればそのとおりだとは思いますが、山林の工事につきましては除染されたものということで我々考えていましたので、今回そちらのような形で土を剥

ぐという工事が発生しましたので、当然そのベクレルを測ってみたという。着手前には確かに測っていないなかったというのは申し訳ございませんが、山林を工事する場合については今後ともこの工事のほかにでも考えていかなくてはいけないと反省しているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 課長を責めているのではなくて、例えばたぬき除染のようにいろんな知見が最近、例えば大雨が降ったならば流れてきて、またその線量が上がるとか、いろんなことが後から後から分かってるので、そういうことを想定しながらやはり工事計画というものをやっていかないと、最初は計画したときはこうだったのだけれども、台風来たらこうなってしまったというのが結構見受けられるので、その辺も考慮に入れて計画してください。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） ご意見ありがとうございます。今後は、そういう今までの知見を生かしながら進めていきたいと考えております。また、それに伴う工期の延長も最初から考えながら進めていかなくてはいけないと反省しているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 動産の取得についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） それでは、議案第24号 動産の取得についての内容をご説明

申し上げます。

議案第24号別紙資料1を御覧ください。物品購入契約書です。今回契約しようとするのは、第20-7101-18003号、富岡町アーカイブ施設事務備品購入です。取得する動産は、事務用品等一式です。契約金額は、税込み979万円です。納入期限は、令和3年6月14日であります。契約の相手方は、有限会社シープラス、代表取締役、白石宗生です。

次のページは、入札状況調書となります。

続きまして、別紙資料2を御覧ください。取得する動産の一覧を示しておりますとともに、使用、設置する位置を着色しております。内訳は、来館者が主に利用するタウンギャラリーに15品目、職員業務を行う事務室に6品目、研修室に5品目、来館者が調べ物を行う際に利用する閲覧室に3品目、収蔵資料の整理作業や資料のクリーニングなどを行うバックヤード4室に設置する事務備品8品目となります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） これ落札業者のシープラスなのですけれども、富岡町においては実績なんかはあるのですか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） はい。ごめんなさい。今手元に資料がないので、具体的な実績がございませんという話はちょっと差し上げられないのですが、これまででも備品、その他の入札に参加いただいていると、それから事務用品の実際納入もいただいているといった事業者の方です。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号 動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 動産の取得についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○参考兼生涯学習課長（三瓶清一君） それでは、議案第25号 動産の取得についての内容をご説明申し上げます。

議案第25号別紙資料1を御覧ください。物品購入契約書です。今回契約しようとするのは、第20-7101-18004号、富岡町アーカイブ施設展示等備品購入です。取得する動産は、展示用備品等一式です。契約金額は、税込み1,097万8,000円、納入期限は令和3年7月17日であります。契約の相手方は、株式会社双葉事務器、代表取締役、志賀祐広です。

次のページは、入札状況調書となります。

続きまして、別紙資料2を御覧ください。取得する動産の一覧をお示ししておりますとともに、使用、設置する位置を着色しております。内訳は、企画展示室に展示ケースと附属品など5品目、収蔵庫に展示ケースや作業用テーブルなど4品目となります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号 動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高橋 実君） 起立多数であります。（賛成8名 反対1名）

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 不動産の処分についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） それでは、議案第26号 不動産の処分についての内容を説明させていただきます。

本件につきましては、町が平成9年度に整備しました富岡第2工業団地の工業用地を売払い処分するものでございます。富岡町公有財産審議会の審査を経、答申をもって、大字上手岡字茂手木198番5及び大字上手岡字茂手木198番6の合計7,223.79平方メートルの土地を3,814万1,610円で契約の相手方に住所、福島県郡山市田村町徳定字下河原58番地、氏名、株式会社アメリカ屋、代表取締役、鈴木金一とする土地売買仮契約が整ったことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるべく、議案を提出いたしました。

議案第26号別紙資料1及び別紙資料2を御覧いただきたいと思います。別紙資料1では土地売買仮契約書の写しを、別紙資料2では売払い処分する土地の明細及び土地の位置をお示しさせていただいております。また、本案件のほか、同団地内にある1区画の工業用地についても現在売却に向けた調整を進めており、これらをもって富岡第2工業団地は完売予定であることを申し添えます。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 委員会でもちょっと質問しましたけれども、これで第2工業団地が完売ということで町としてはうれしい悲鳴なのですが、アメリカ屋はタカヤマの敷地を購入して、それで木材を購入し、チップ化にしたりいろいろして販売するという事業なのかなと思うのですが、それでちょっと狭いためにタカヤマに貸していた町の土地を売却するということだと思うのですが、いまだに言われている木材に関しての線量の問題があって、いろいろ流通ルートもまだ難しい状況になっているのかなと思うのですが、富岡なんか考えますと。木材の取引の状況の中で、国の基準値からいえばずっと低いと思うのですが、我々実感する数値でいえばかなり高い数字がもう流通ルートに乗っかっているのかなと思うのです。そういう状況の中で、ここにまたそういう放射線量の高い木材など入ってくるということはないのかどうか。といいますのは、ここ蛇谷須地区もタカヤマで臭いが問題あって随分騒いだ地区だと思うのです。また、隣接の農地なんかともいろいろ問題あったと思うのですが、そういうところから苦情来ないような線量であれば問題ないと思うのですが、その辺の管理はどのようにしてしていくのか。町で管理する状況にはないのだと思うのですが、公害対策で多分やれると思うので、その辺をどのように今後対応していくのか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 2月の24日、それから25日の両常任委員会でもこの件について説明させていただきまして、議員から今ほどご指摘ありました点についてご質問いただきました。早速でございますが、地元に溶け込んでいくということが必要だということもありまして、早速関係する区長、または近隣の地権者の方々にも説明させていただきました。具体的な流通関係の拠点となり得るこのア

メリカ屋でございますが、業に関しては特段異論はないと。ただし、従前同様、やはり公害という部分についてはしっかりとやってほしいということでございました。それらも踏まえまして、木材の流通関係で既に同じような事業をやっている郡山市や、また別な場所等の木材の市場の方に電話をかけさせていただいて、実際双葉郡の森林を流通している上で、線量がどのような変化があるかということを確認をさせていただいたところ、そんな変化はないのだという話の確認はさせていただいております。とはいえたるに、經濟と健康、今の状態とちょっと近いところはございますが、しっかりと森林採取に向かっていくと、双葉地方森林の組合とともに一緒に動いていくという中では、そこはちゃんと温かい目と厳しい目で見なければいけないと思っています。町におきましては、生活環境課の協力いただきまして、可搬型のモニタリングポストをまずそこに設置するということ、それから既に定時の測定地点ということで第2工業団地の入り口にはモニタリングポストを置いているということで、既に今線量は数値把握してございます。その動きを見ながらしっかりと監修しつつ、森林採取に向けてともに歩んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今の説明でよく分かりましたが、では国の基準で例えば8,000ベクレル以下とか、そういう基準を設けていった場合には当然ひっかかるだらうと思うのです。だから、町でどの程度までアメリカ屋と話合いの上、下げていけるかが問題だと思うのです。といいますのは、私、小良ケ浜なですから、一事業者の臭いで大変困った時期があったのです。もういても立ってもいられないような臭いが出ても基準からいうと基準以下なのです。線量もそうだと思うのです。線量も痛くもかゆくもないですから、何にも分からぬうちに健康被害が起きると。これ非常に問題だと思うのです。その辺をどこまで合意できるかが一番のネックだと思いますので、当然今回売却決まるわけですが、締結する話合いの段階でそういうやり取りがあったのかどうか。なかつたとすれば、今後どうするのか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） この件につきましてもしっかりとアメリカ屋と協議をさせていただきました。先ほどの繰り返し答弁となります、やはり流通という部分をしっかりとやっていく。林業再生に向かってやっていくということになれば、今現在示されている県の指針が基準となるかと思います。それを必ずクリアすることというのは当然のこととございますし、公害対策についてはアメリカ屋とも話した中、新しく富岡町に事務所を構えさせていただくということはその覚悟を持って来ているということでございますので、しっかりとその点を温かく見ながら厳しく監視していくという、この両方の目でアメリカ屋を監視していきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。県の基準、指針の数値、ちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 県の基準でございますが、福島県が平成26年度に策定した指針となっております。こちらにつきましては、まず森林内の空間線量でございますが、作業場所について0.5以上であれば持ち出しができないというようなことになっております。また、0.5を超えていても木材の樹皮に、皮の部分につきまして指定廃棄物となる8,000ベクレルというのが基準であります。そちらの2割減としまして、皮の部分が6,400ベクレルということであれば、その森林からの木材の搬出が可能であるということで、この基準にのっとりまして、県内の木材事業者につきましては木材の流通を行っているところであります。

以上です。

○議長（高橋 実君） よろしいですか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 0.5マイクロシーベルト以上であれば持ち出しが駄目だと。6,400ベクレルというのが大変私は問題なのかなと思うのです。決して低い数字ではないと思うのです。皮の部分と言っていますが、一番線量の高くなる測り方はチェーンソーでばあっと切り刻んで、もう切るようにして、その切り刻んだ、出てきたくずを測るのが一番高いのです。だから、これは皮の部分で6,400ですから、多分チェーンソーでばあっと切ってその飛び散った切りかすですか、切りかすを測ればまだまだ高い数字になると思います、私は。その辺を心配しているのです。ぜひ私の言っているチェーンソーで切り刻んで出てきたかすを一回測ってみてください。どれだけ高いものになるか、皮の部分を測ったのと比較して。放射線量に関しては、体に影響いくということで非常に心配しているのです。工業団地の用地売ることは、私、大変いいことだと思っているのですが、3,800万円以上ですから。そういうことで心配しておりますので、今後十分そういうこと、次あれば検討課題にしていただければありがたいと思います。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず、くずが高いという情報をいただきましたので、そちらは私でもさらに調べさせていただきたいと思います。また、その線量に関しては当然この町は全町避難を受けたところでございます。それに対して、しっかりと監修をしながら取り組んでまいりたいと思います。指導を受けながら、また進めていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） まず、チェーンソーで切ったところの粉が高いということで、そちらについては私でもちょっと現場確認をさせていただきます。事業者におきましても、まず先ほどの基準で山からの持ち出しのところ、1つ目の基準としております。

2つ目としましては、工場に受け入れる際にトラックスケール等の線量、こちらを測りまして基準を下回っているというところを確認しております。そのようなことでいろいろと線量についてはチエ

ック体制を取っておりますので、引き続き事業者といろいろと調整をさせていただいて、産業振興課としても林業の振興に向けて調整をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長、補足あれば、線量に関して。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 線量のことということですので、しっかりと各課横断して、我々としても周囲の線量であるとか出てくるものの線量であるとか、そういったものをしっかりとチェックをしていくような体制を取ってまいりたいと考えております。

○議長（高橋 実君） ほかにありませんね。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今の議論は、この売買仮契約についての今質問なのだけれども、その中で例えばこの用途指定なんかでこういった用途でいいのだねというような質問かとは思うのだけれども、林業に関してブレーキとアクセル、アクセルも踏まなければ林業は衰退するし、山を何とかしなければ復興もできないし、かといって手を挙げて賛成だよ、歓迎だよということにもならないし、これはアクセルも必要かなと思うのですが、確かにこの契約では用途をちゃんとしてくださいよと、そのほかに例えば売った後、進出してきた後、その立入り協定のようなものを結んでいただけないと、買ってしまったたらその企業何やってもいいのだ、法に触れなければいいのだではなくて、やはりその用途指定に沿った業務をやっているかどうかのチェック、そしてできれば国の基準を、今2割減、6,400と言いましたけれども、ちゃんとそれが6,400で守られているかどうかとか、そういったブレーキの部分も必要なのかなと思うのだけれども、そういう協定は結ぶ考えはあるのですか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ありがとうございます。これまで産業団地等々もそうでございますが、公害防止協定等々の締結は当然させていただくような形で今調整させていただきます。その中でその立入り関係のことであったり、従前の企業だと住民の方々が気軽に訪問するような形のやつで対応するような形もやっております。やはり厳しい目という部分、ブレーキ、アクセルの話が出ましたが、まさにそのとおりでありまして、町としても今後もそのチェックという部分は忘れず、欠けることなく対応してまいりたいと考えています。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） あともう一点、これは赤木の工業団地で万象のような状態にならないように、やはり24時間工場操業やられて騒音がうるさかったとか、風向きで臭いが来たとかいろいろありますので、その辺も怠りなくやってくれることをお願いしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

赤木の工業団地等々で万象ホールディングスの場合においても同様でしたが、こちらの第2工業団地につきましてもしっかりとチェックを怠らずしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ほかにござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号 不動産の処分についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時半まで休議します。

休 議 (午前11時20分)

再 開 (午前11時30分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、議案第27号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第27号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第6号）の内容についてご説明をいたします。

今回の予算補正は、歳入においては町民税などの徴収見込みや福島再生加速化交付金などの各種交付金等の交付決定状況を踏まえ、また歳出においては各種事業の進捗状況による事業費等の整理を踏まえ行うもので、既定の予算より歳入歳出それぞれ12億3,596万7,000円を減じ、歳入歳出予算の総額をそれぞれ205億6,171万6,000円とするものでございます。

初めに、歳入における補正予算の主な内容について申し上げます。3ページをお開きください。第1款町税1億2,211万円の増額は、徴収実績及び徴収見込みなどにより、第1項町民税964万3,000円

の増、第2項固定資産税1億1,063万8,000円の増、第3項軽自動車税44万円の増、第4項町たばこ税138万9,000円の増によるものでございます。

第2款地方譲与税340万1,000円の減額は、第1項地方揮発油譲与税340万円の減、第3項地方道路譲与税1,000円の減によるものでございます。

第3款利子割交付金、第1項利子割交付金につきましては8万円を増額、第6款法人事業税交付金、第1項法人事業税交付金につきましては583万1,000円を増額、第7款地方消費税交付金、第1項地方消費税交付金につきましては2,000万円を減額、第8款自動車税環境性能割交付金、第1項自動車税環境性能割交付金につきましては205万円を減額するもので、それぞれ交付額の見込みによるものでございます。

第10款地方交付税、第1項地方交付税につきましては、震災復興特別交付税の交付対象事業費の整理などにより6億1,113万6,000円を減額するものでございます。

第12款分担金及び負担金37万7,000円の減額は、第1項分担金1,000円の減、第2項負担金37万6,000円の減によるものでございます。

第13款使用料及び手数料71万8,000円の増額は、第1項使用料において86万4,000円の増、第2項手数料において14万6,000円の減によるものでございます。

3ページ下段からおめくりいただき、4ページを御覧ください。第14款国庫支出金3億2,772万1,000円の減額は、第1項国庫負担金において自立支援給付費負担金や児童手当負担金の減などにより3,211万円の減、第2項国庫補助金において林道施設災害復旧事業補助金や消防防災施設災害復旧補助金などが増となる一方で、福島再生加速化交付金や道路橋梁施設災害復旧事業補助金などが減となることにより2億5,657万9,000円の減、第3項国庫委託金において個人番号カード交付事業補助金などが増となる一方で、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金や福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金などが対象事業の整理などにより減となることなどにより3,903万2,000円の減となったことによるものでございます。

第15款県支出金5,319万1,000円の減額は、第1項県負担金において自立支援給付費負担金や児童手当負担金、また後期高齢者保険基盤安定負担金などの減により749万6,000円の減、第2項県補助金において農業者支援事業補助金や営農再開支援事業補助金、また福島県事業再開・帰還促進事業補助金や福島県避難解除等区域商業機能回復促進事業補助金などの減により4,206万5,000円の減、第3項県委託金において国勢調査委託金や学習支援によるコミュニティ復興支援事業委託金などの減により363万円の減となったことによるものです。

第16款財産収入3,585万3,000円の増額は、第1項財産運用収入において土地建物貸付収入や財政調整基金利子などの増により224万2,000円の増、第2項財産売払収入において福島県が施工する海岸防災林造成事業などの事業用地として町有地を売払いしたことによる土地売払収入などの増により3,361万1,000円の増となったことによるものでございます。

第17款寄附金、第1項寄附金につきましては、一般寄附金、ふるさと納税寄附金、また一般災害支援金の寄附受納実績により3,644万8,000円を増額するものでございます。

第18款繰入金4億9,977万円の減額は、第1項特別会計繰入金において蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計繰入金として120万円の増、第2項基金繰入金において財政調整基金繰入金8億8,659万1,000円などを増とする一方で、事業の整理などにより福島再生加速化交付金基金繰入金や公共用施設整備基金繰入金を減、また財源の調整により特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金繰入金を減とすることなどにより5億97万円の減となったことによるものでございます。

第20款諸収入8,563万9,000円の増額は、第1項延滞金、加算金及び過料において6万4,000円の増、第2項町預金利子において1,000円の減、第3項貸付金元利収入において生活資金貸付金の返済実績により16万6,000円の増、第4項受託事業収入において23万5,000円の減、第5項雑入において原子力事故損害賠償金の収入や特別養護老人ホームサンライトおおくま町村負担金返還金などにより8,564万5,000円の増となったことによるものでございます。

第21款町債、第1項町債500万円の減額は、福島県災害援護資金貸付金の皆減によるものでございます。

以上により、歳入合計12億3,596万7,000円の減額補正となったものでございます。

次に、歳出の予算補正の主な内容について申し上げます。おめくりいただき、6ページ、7ページを御覧ください。第1款議会費、第1項議会費532万6,000円の減額は、議員報酬や手当、議会活動費の減によるものでございます。

第2款総務費1億6,464万3,000円の減額は、第1項総務管理費において災害派遣人件費負担金などが増となる一方で、事業財源の全体調整により町勢振興基金積立金が減となるなどして1億5,580万2,000円の減、第2項徴税費において賦課徴収事務諸経費の減などにより424万5,000円の減、第3項戸籍住民基本台帳費において76万3,000円の減、第4項選挙費において20万6,000円の減、第5項統計調査費において国勢調査経費の実績などにより335万7,000円の減、第6項監査委員費において27万円の減によるものでございます。

第3款民生費1億1,860万8,000円の減額は、第1項社会福祉費において自立支援事業費の減、国民健康保険事業特別会計繰出金や介護保険及びサービス事業特別会計繰出金の減などにより5,458万7,000円の減、第2項児童福祉費において乳幼児等医療助成事業費や児童手当支給事業費の減などにより3,856万5,000円の減、第3項災害救助費において東日本大震災等救助経費や応急仮設住宅維持管理費の減などにより2,545万6,000円の減によるものでございます。

第4款衛生費7,753万円の減額は、第1項保健衛生費において予防接種事業費や環境衛生事業費の減などにより6,709万円の減、第3項上水道費において双葉地方水道企業団に建設改良分として負担する負担金の減などにより1,044万円の減によるものでございます。

第6款農林水産業費4億3,274万6,000円の減額は、第1項農業費において農業集落排水事業特別会

計繰出金が増となる一方で、営農再開支援事業費や農業復興対策事業費の減、また農業基盤整備促進事業費や農業水利施設等保全事業費の減などにより2億3,411万1,000円の減、第2項林業費において福島森林再生事業費の減などにより1,621万1,000円の減、第3項水産業費において水産業振興事業費の減により1億8,242万4,000円の減となることによるものでございます。

第7款商工費1億7,016万9,000円の減額は、第1項商工費において商業拠点施設整備事業費が増となる一方で、中小企業等支援事業費や工業団地事業費などを減とすることによるものでございます。

第8款土木費2億3,993万7,000円の減額は、第1項土木管理費において25万1,000円の減、第2項道路橋梁費において道路維持管理事業費や道路新設改良事業費などの減により3,820万6,000円の減、第3項河川費において河川整備事業費の減などにより789万円の減、第4項都市計画費において都市計画事業費や曲田土地区画整理事業特別会計繰出金の減などにより1億9,301万円の減、第5項住宅費において58万円の減となることによるものでございます。

第9款消防費、第1項消防費601万4,000円の増額は非常備消防一般事務諸経費や防災事務諸経費などが減となる一方で、消防施設維持補修費が増となることによるものでございます。

第10款教育費1,051万4,000円の減額は、第1項教育費において教育委員会事務局諸経費などが減となることにより1,040万8,000円の減、第2項小学校費において162万円の減、第3項中学校費において485万3,000円の減、第4項幼稚園費において292万2,000円の減、第5項社会教育費において歴史民俗資料館事業費や文化交流センター施設管理費などが減となることにより3,197万4,000円の減、第6項保健体育費において障がいスポーツ振興事業費が減となるなどの一方で、先月の地震による被害を踏まえた総合体育館の機能回復費用を体育施設管理費に計上することによる増により4,126万3,000円の増となることによるものでございます。

第11款災害復旧費2,650万6,000円の減額は、第1項農林水産施設災害復旧事業費において被災箇所を他の事業で機能回復するなどとした事業調整により2,500万1,000円の減、第2項公共土木施設災害復旧費において事業精査により150万5,000円の減となることによるものでございます。

第12款公債費、第13款諸支出金につきましては、存目計上予算の整理によりそれぞれ1,000円を減額するものでございます。

第14款予備費、第1項予備費につきましては、先月の地震により町有施設に生じた被害の復旧のために予備費1,400万円を充用することから、今後の不測の事態に備え、念のため400万円を増額補正させていただくこととご提案するものでございます。

以上のことから歳出合計12億3,596万7,000円の減額補正となったものでございます。

おめくりいただき、8ページ、9ページを御覧いただきたいと思います。第2表、継続費補正でございます。継続費の変更ということでございます。第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名、共生型サポート拠点整備事業において、継続費の総額を17億1,188万6,000円から17億5,060万円と変更し、併せて令和3年度年割額を15億6,910万円と変更、また第7款商工費、第1項商工費、事業名、富岡

産業団地整備事業において、継続費の総額を46億8,710万1,000円から45億4,575万円と変更し、併せて令和2年度年割額を15億4,572万円と変更するものでございます。

なお、継続費についての収支額または支出額の見込みなど、事業の進行状況に関する調書を142ページ、143ページに添付いたしておりますので、後ほどご確認をいただくようお願いをしたいと思います。

10ページ、第3表、繰越明許費補正を御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、事業名、新型インフルエンザ対策事業において3,888万7,000円、第7款商工費、第1項商工費、事業名、商業拠点施設整備事業において1,250万円、第8款土木費、第2項道路橋梁費、事業名、道路新設改良事業242万4,000円、第9款消防費、第1項消防費、事業名、防火水槽整備事業2,000万円、第10款教育費、第3項中学校費、事業名、第一中学校施設維持管理事業585万円、同じく第10款教育費、第6項保健体育費、事業名、体育施設管理事業5,700万円について、それぞれ繰越明許費を追加補正するものでございます。

12ページ、13ページ、第4表、債務負担行為補正を御覧ください。債務負担行為の追加といたしまして、広報とみおか印刷製本委託について期間を令和3年度、限度額を1,400万円として債務負担行為を設定するものでございます。また、債務負担行為の変更といたしまして、とみおか診療所管理運営委託について期間を平成30年度から令和3年度までと設定したものを、期間を平成30年度から令和2年度までと変更、町内警備業務委託について限度額を2億8,000万円から4,100万円に変更、防災備蓄倉庫管理業務委託について限度額を200万円から327万3,000円に変更、富岡町内空間線量率測定業務委託について限度額を650万円から528万円に変更、認定こども園給食業務委託について期間を令和3年度と設定したものを、期間を令和3年度から令和5年度まで、また限度額を3,000万円から9,000万円に変更、これらについて債務負担行為の設定をそれぞれ変更するものでございます。

なお、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を144ページ、145ページに添付いたしておりますので、ご確認をくださるようお願いをしたいと思います。

以上が今回の一般会計補正予算の概要でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

〔「課長、13ページの町内警備業務委託、令和3年度4億1,000万円のを4,100万円って」と言う人あり〕

○総務課長（林 紀夫君） 失礼しました。説明1点訂正させていただきます。

債務負担行為の補正の変更の中で町内警備業務委託について、限度額を2億8,000万円から、私、4,100万円と説明を申し上げたようございます。正しくは2億8,000万円から4億1,000万円に変更するというものですのでござりますので、訂正をさせていただきます。大変失礼いたしました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして、歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

午後1時まで休議します。

休 議 (午前11時53分)

再 開 (午後 零時55分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

それでは、歳入の部から入ります。18ページをお開きいただきたいと思います。18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 32、33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 34、35ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 36、37ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 38、39ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 40、41ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 42、43ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。43ページの基金繰入金についてなのですが、こちらの財政調整基金繰入金が8億8,000万円の補正ということで、想定していた交付金等入らなかったのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 今回の補正予算において、実は令和2年度においては25億5,000万円の財政調整基金の取崩しがございます。その中でこれまで既に繰り入れている分から差し引いた額が8億8,000万円程度ということになります。この全体で25億5,000万円ほど基金から取り崩すということにつきましては、平成29年度に再生加速化交付金で整備した災害公営住宅の補助裏分、地方負担分が震災復興特別交付税の交付対象外とされてしまいまして、既に収入しております震災復興特別交付税約5億円を国庫に返還するということになったこと、また富岡産業団地整備事業の地方負担分として平成30年度に収入しました震災復興特別交付税が既に一般財源として基金、その他に積み立てられておりまして、令和2年度において産業団地整備事業費にこれらを10億円ほど充当しなければならないということで15億円ほど通常よりも財政調整基金の取崩しが多いという状況になっています。8億8,000万円が何にということではなくて、全体の調整の中で今回増額という形になっているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。震災復興特別交付税などは、復興事業なんかでは前払いいただいている部分もございますので、こういった国庫返還であったり、事業精算の中で減額であったり、返還しなければいけない部分もあるかと思いますので、そういう部分をしっかりと把握した上で、財政調整基金等管理していただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 議員おっしゃるように、震災復興特別交付税については見込み、それから概算の形で事前に入ってくるという形なもんですから、ちょっと国のルールが時々変わるものですから、そういう形で返還というもの発生しますし、それから事業交付金、福島再生加速化交付金なんていうものも大きなくくりの中で最初交付されて、事業精算の中で精算した上で返還というものも出てきますので、それらを事業担当課、それから我々しっかりと見通しながら基金の管理をしていきたいと思います。ちなみに、令和2年度末における財政調整基金の基金高につきましては50億6,000万円ほどとなっておりますので、ご承知おきいただくようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 44、45ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。45ページ、雑入なのですけれども、毎回聞かせていただいているところなのですけれども、原子力事故損害賠償金の8,500万円について内容をお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 原子力事故損害賠償金でございます。令和2年度の合意分といたしまして、1億7,336万35円という形で合意して収入になるということになります。行政賠償についてでございます。令和2年度合意分の行政賠償につきましては、平成24年から27年にかかる仮設住宅の維持管理費約800万円、それから図書館システムの賃借料、これが1,430万円ほど、それから追加になっている部分、今回追加している分については平成25年、26年分の下水道逸失利益分ということで約530万円ほど収入になります。それから、行政財物賠償につきましては今年度合意したものが公園木や土地に係る分で6,220万円ほど、それから新たに追加になっている部分としまして、分収林などの立ち木に対する賠償で1,760万円ほどが合意したというところでございます。これらの整理の上での補正という形になります。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 46、47ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出の部に入ります。48、49ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 50、51ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 52、53ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 54、55ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 56、57ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 58、59ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 60、61ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 62、63ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 64、65ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 66、67ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 68、69ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 70、71ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 72、73ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 74、75ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 76、77ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 78、79ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 80、81ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 82、83ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 84、85ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 86、87ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 88、89ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 90、91ページ。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 除染対策費の中で除染検証委員会ですか、運営委託費というのがあるのですが、これ今年度どのぐらいの委員会されて、どういった出費だったか教えてください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

今年度の除染検証委員会ですが、新型コロナウイルスの影響もあって6月から7月にかけて書面による開催ということで1度開催をしております。今年度残りなのですけれども、3月の16日、来週なのですけれども、1度開催をする予定でございまして、その中でもまだ首都圏に緊急事態宣言継続しておりますので、首都圏在住の先生方、委員の方に関してはリモートによる参加ということで開催を予定しております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。まだ除染続いておりますので、検証委員会必要かと思います。今年の状況を考えますと、なかなか開催できなかつたというのも理解できるところではあるのですが、ネット会議等を使って実施していただければと思います。

すみません。それで、どのぐらい支出したかというところ、委員会の運営委託費として、そこをちょっとお答えいただいているので、もう一度お願ひします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 今年度でございますが、今回18万7,000円を減額することによりまして、運営委託料が111万1,000円となっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） これどういう契約かちょっと私も存じ上げませんが、書面に1回と今年度最後に、今月中に1度開催ということで111万円はちょっと比較的に高いのかなと思います。来年度も恐らく検証委員会あると思いますので、その辺り本年度できなかつた分等々考慮しながら金額の打合せ、契約内容の見直し等図っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ご指摘ありがとうございます。その辺りも踏まえまして、しっかりと精査して来年度この事業を継続してやっていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 92、93ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 94、95ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 96、97ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 98、99ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 100、101ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 102、103ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 104、105ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 106、107ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 108、109ページ。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。都市計画事業費の定住化促進対策新築住宅助成金、ちょっと減額補正になっておりますが、本年度の実績、ちょっと教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

今年度実績としましては、あくまでも資料作成前でございますが、33件の助成を行っております。そのうち、町外の方が4名ということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。これは、来年度も予算として計上されると思います。これが足りなくなつてプラス補正になっていくのが一番望ましいので、今後ともいろんな周知の仕方徹底していただいて、増えるように頑張っていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） ありがとうございます。定住化促進に向け肅々と事務を進めていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 110、111ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 112、113ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 114、115ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 116、117ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 118、119ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 120、121ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 122、123ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 124、125ページ。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。125ページの歴史民俗資料館事業費の中で今回アーカイブもできますし、基本的に今まであった民俗資料館、学びの森にある資料館自体の対応はこれからどうしていくのか、またあそこに保存されているものをアーカイブに持っていくと思うのですが、どのようにしていくのか、ちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） 歴史民俗資料館は、アーカイブに全て移行するということでございますので、アーカイブで歴史民俗資料館の分も含めて運営されるということでございます。今現在歴史民俗資料館にある資料等につきましては、開館になる前、それからなってからも隨時アーカイブの収蔵庫に運んでいくというようなことで計画しております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。全部移動するということでお答えいただけたのですが、ただ今ある民俗資料館についてはその保温設備、いろんな面で完璧な形を保っている状況下のものの施設を後に壊してしまうのかよく分からないのですが、ただ後にあの場所についてはどういう形で使うのか、ただフロアとして置くのか。また、その入っている施設のものを全部もちろん収納できると思うのですが、そこに置くということはないですね。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参考兼生涯学習課長（三瓶清一君） 歴史民俗資料館にある資料につきましては、ほとんどアーカイブに持っていますので、現在ある歴史民俗資料館につきましては未定ではありますけれども、倉庫等に使うかは、これも今後検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 126、127ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 128、129ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 130、131ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 132ページ、133ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 134、135ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 137ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 138、139ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 140、141ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 142、143ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 144、145ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括であります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号 令和2年度富岡町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（高橋 実君） 本日はこの程度にとどめ、明日10日午前9時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 (午後 1時12分)

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 渡 辺 三 男

議 員 堀 本 典 明

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和3年第1回富岡町議会定例会

議事日程 第3号

令和3年3月10日（水）午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第28号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第29号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第30号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第31号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第32号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第33号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第34号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第35号 令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

議案第36号 令和3年度富岡町一般会計予算

議案第37号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第38号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計予算

議案第39号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算

議案第40号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算

議案第41号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第42号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第43号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第28号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第29号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第30号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第31号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第32号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
議案第33号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第34号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第35号 令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第36号 令和3年度富岡町一般会計予算

○出席議員（10名）

1番	堀 本 典 明 君	2番	佐 藤 教 宏 君
3番	佐 藤 啓 憲 君	4番	渡 辺 正 道 君
5番	高 野 匠 美 君	6番	遠 藤 一 善 君
7番	安 藤 正 純 君	8番	宇佐神 幸 一 君
9番	渡 辺 三 男 君	10番	高 橋 実 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	宮 本 皓 一 君
副 町 長	高 橋 保 明 君
副 町 長	滝 沢 一 美 君
教 育 長	岩 崎 秀 一 君
会 計 管 理 者	猪 獅 力 君
総 務 課 長	林 紀 夫 君
企 画 課 長	原 田 徳 仁 君
税 務 課 長	志 賀 智 秀 君
住 民 課 長	植 杉 昭 弘 君
福 祉 課 長	杉 本 良 君
健康づくり課長	遠 藤 博 生 君
生活環境課長	黒 澤 真 也 君
産 業 振 興 課 長	坂 本 隆 広 君
参 都 市 事 故 兼 課 長	竹 原 信 也 君
教 育 総 務 課 長	飯 塚 裕 之 君

参事生涯學習課長	三	瓶	清	一	君
郡山支所長	斎	藤	一	宏	君
参事いわき支所長	三	瓶	直	人	君
総務課主幹兼課長補佐	猪	狩	直	恵	君
代表監査委員	坂	本	和	久	君

○事務局職員出席者

議事会事務局長	小	林	元	一
議庶務事務局長	猪	狩	英	伸
議庶務事務局主任	杉	本	亜	季

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長 (高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回富岡町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長 (高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長 (高橋 実君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

2番 佐藤教宏君

3番 佐藤啓憲君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長 (高橋 実君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第28号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長 (高橋 実君) 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長 (遠藤博生君) おはようございます。それでは、議案第28号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容につきましてご説明いたします。

今回の補正は、国県支出金の交付見込みや確定などに伴い、既定の予算から歳入歳出それぞれ4,448万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を25億3,474万6,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。149ページを御覧ください。第1款第1項国民健康保険税は、課税実績及び徴収実績により14万3,000円を減額するものであります。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、徴収実績により督促手数料3,000円を増額するものであります。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金1,118万4,000円の増額は、交付決定により災害臨時特例補助金1,450万3,000円が増額となる一方、国保ヘルスアップ事業補助金が県支出金に組み替えられることにより331万円の減額となることによるものであります。

第4款県支出金、第1項県補助金4,727万8,000円の減額は、交付見込みにより普通交付税5,950万9,000円が減額となる一方、特別交付金において国保ヘルスアップ事業補助金や県2号繰入金など1,223万1,000円が増額になることによるものであります。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金825万7,000円の減額は、職員給与費等繰入金及び出産育児一時金繰入金の減によるものであります。

第8款諸収入、第1項延滞金・加算金及び過料7,000円の増額は、国民健康保険税延滞金の実績等によるものであります。

以上により歳入合計4,448万4,000円の減額補正となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。150ページを御覧ください。第1款総務費142万4,000円の減額は、事務事業の精査により第1項総務管理費において130万1,000円、第2項徴収費において10万1,000円、第4項2万2,000円、それぞれ減額することによるものであります。

第2款保険給付費181万4,000円の減額は、第2項高額療養費、第4項出産育児諸費、第5項葬祭諸費において、給付の実績によりそれぞれ減額するとともに、第3項移送費においては支出の見込みがないことから、全額減額するものであります。

なお、第1項療養諸費につきましては財源の更正を行うものであり、予算額に変更はございません。

第3款保健事業費337万円の減額は、第1項特定健康診査等事業費において特定健診委託事業の完了による不用額305万9,000円、第2項保健事業費において医療費適正化対策事業費の不用額31万1,000円によるものであります。

第5款第1項基金積立金4,999万9,000円の増額は、保険給付費支払準備基金積立金の増によるものであります。

第7款予備費、第1項予備費において、財源調整のため8,787万5,000円を減額し、歳出合計4,448万4,000円の減額補正となったものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。154ページをお開きください。154、155ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 156、157ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 158、159ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出。160、161ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 162、163ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 164、165ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 166、167ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 168、169ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 170、171ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 172、173ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 総括で。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参考兼都市整備課長（竹原信也君） おはようございます。それでは、議案第29号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正是、既定の歳入歳出予算額より歳入歳出それぞれ271万6,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出ともに1,346万4,000円とするものであります。

まず、歳入の予算の補正についてご説明申し上げます。177ページを御覧ください。歳入予算の補正につきましては、第2款使用料及び手数料について、収入実績と収入見込みにより第1項使用料1万9,000円を増額、第3款繰入金については一般会計繰入金を歳入歳出の調整により273万4,000円を減額し、第5款諸収入として収入実績の精査により第2項雑入1,000円を減額し、歳入予算の総額としまして271万6,000円を減額補正するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。178ページを御覧ください。今回の歳出予算の補正是各種事業の完了見込みによる最終的な事業費の精査と、今定例会に議案第15号として上程いただき議決いただきました当会計の設置条例を廃止する条例に伴い、本会計を整理するための補正であります。

まず、事業費の精査としましては、第1款下水道事業費、第1項下水道事業費において、特定環境保全公共下水道維持費として光熱水費等の需用費や通信運搬費の役務費で26万円を減額、また管渠の維持管理などの委託料として、処理場などの維持に係る工事費で225万6,000円を減額し、下水道維持管理費として241万6,000円を減額、また特定環境保全公共下水道整備費として公共汚水ますの取り出しなどの予算の精査により、管渠調査設計費の委託料で50万円、管渠工事費の工事請負費で100万円をそれぞれ減額し、下水道整備としては150万円を減額し、第1款第1項下水道事業費として391万6,000円を減額補正したものです。

次に、本会計の整理予算としまして、第4款諸支出金、第1項繰出金で一般会計への繰出金を120万円計上したことにより、歳出予算の総額としまして271万6,000円を減額補正するものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件については項目が少ないことから歳入歳出一括して質疑を承ります。

182ページから185ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項目別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題いたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参考兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第30号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算より歳入歳出それぞれ1,346万4,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出ともに5億6,522万1,000円とするものであります。

まず、歳入予算の補正についてご説明申し上げます。189ページを御覧ください。歳入予算の補正につきましては、第1款分担金及び負担金において収入実績と収入見込みにより第1項負担金を17万7,000円増額し、第2款使用料及び手数料については収入実績と収入見込みにより第1項使用料及び第2項手数料をそれぞれ112万円及び1,000円を減額し、当款で112万1,000円を減額、第3款国庫支出金については事業精査に伴い第1項国庫補助金を1,129万円減額し、第4款繰入金については一般会計繰入金を歳入歳出との調整により141万3,000円を減額、第5款諸収入としましては収入実績の精査により第1項延滞金加算金及び過料を1,000円減額し、一方第2項町預金利子及び第3項雑入でそれぞれ1,000円及び18万3,000円を増額し、当款では18万3,000円を増額し、歳入予算の総額としまして1,346万4,000円を減額補正するものであります。

次に、歳出予算の補正についてご説明申し上げます。190ページを御覧ください。今回の歳出予算の補正は、第1款下水道事業費、第1項下水道事業費の補正であり、各種事業の完了見込みによる最終的な事業費の精査であります。まず、公共下水道維持費としまして環境維持管理委託料で270万円

を減額、医薬材料費で50万円を減額するなどにより維持管理費で323万3,000円を減額、また公共下水道整備費においては国庫補助金の確定に伴い財源更正を行い、災害復旧事業費としましては災害復旧工事費及び給与費で1,023万1,000円を減額し、歳出予算の総額としまして1,346万4,000円を減額補正するものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件についても、項目が少ないとから歳入歳出一括して質疑を承ります。

194ページから203ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第31号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算額より歳入歳出それぞれ446万5,000円を減額し、歳入歳出ともに1億9,898万6,000円とするものであります。

まず、歳入予算の補正についてご説明申し上げます。207ページを御覧ください。歳入予算の補正につきましては、第1款分担金及び負担金並びに第2款使用料及び手数料について、収入実績の精査により第1款分担金及び負担金として第1項分担金を2万円増額、第2款使用料及び手数料として第1項使用料71万2,000円を減額、第2項手数料を1,000円減額し、当款で71万3,000円を減額、第3款国庫支出金としまして第1項国庫補助金において今年度事業に係る補助金の一部が次年度予算からの支出となつたため、次年度措置相当額の3,060万2,000円を減額、第4款繰入金については一般会計繰入金を歳入歳出との調整により2,683万3,000円を増額、第6款諸収入として収入実績の精査により第1項延滞金、加算金及び過料、第2項町預金利子、第3項雑入をそれぞれ1,000円を減額し、当款で3,000円の減額補正を行い、歳入予算の総額としましては446万5,000円を減額補正するものであります。

次に、歳出予算の補正についてご説明申し上げます。208ページを御覧ください。今回の歳出予算の補正は、第1款集落排水事業、第1項集落排水事業費の補正であり、各種事業の完了見込みによる最終的な事業費の精査であります。まず、集落排水維持管理費として管渠維持管理委託料及び処理場維持管理委託料でそれぞれ100万円及び49万8,000円を減額し、光熱水費及び通信運搬費でそれぞれ70万円及び15万円を減額するなどにより、維持管理で246万5,000円を減額、また集落排水建設費においては調査設計委託料及び管路工事費で200万円を減額し、災害復旧事業費としましては今年度事業に係る国庫補助金の一部が次年度予算で措置されることになったため財源更正を行い、歳出予算の総額としまして446万5,000円を減額補正するものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件についても、項目が少ないことから歳入歳出一括して質疑を承ります。

212ページから217ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参考兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第32号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算額より歳入歳出それぞれ8,220万3,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出ともに2億7,585万4,000円とするものであります。

まず、歳入予算の補正についてご説明申し上げます。221ページを御覧ください。歳入予算の補正につきましては、保留地の処分金の精査に伴い第1款第1項財産売払収入の不動産売払収入を26万7,000円減額し、第2款第1項繰入金の一般会計繰入金を歳入歳出の調整により8,193万6,000円を減額し、歳入予算の総額としまして8,220万3,000円を減額補正するものであります。

次に、歳出予算の補正についてご説明申し上げます。222ページを御覧ください。今回の歳出予算の補正は、各種事業の完了見込みによる最終的な事業費の精査であり、第1款事業費、第1項事業費において、土地区画整理事業費で土地区画整理事業諸経費として換地処分に向けた評価委員会の開催に係る費用1万円を新たに計上し、消耗品費を5万円減額することにより、事業諸経費で4万円を減額、土地区画整理事業整備費としましては防火水槽工事の調整などに伴い公園工事の一部を次年度工事としたことより、街路工事費を1,878万円減額し、換地計画図書の作成も次年度業務としたことにより調査設計委託料で530万円を減額したほか、上下水道工事負担金などの精査により整備費で2,771万3,000円を減額、また本事業に係る職員の給与費について精査により79万2,000円を減額し、第1款事業費として2,854万5,000円を減額、第2款予備費、第1項予備費においては、12月補正予算で計上した保留地処分による財産収入を第1款事業費における財源の一部である国庫補助金を含んだ一般財源のうち、国庫補助額を除く町単独費の見込額として振り替えるための予算として5,365万8,000円を減額し、歳出予算の総額としまして8,220万3,000円を減額補正するものであります。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件についても、項目が少ないことから歳入歳出一括して質疑を承ります。

226ページから233ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） おはようございます。それでは、議案第33号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、令和2年度の国、県からの支出金の交付見込額の減などにより、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ5,505万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,667万7,000円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。237ページを御覧ください。第1款保険料、第1項介護保険料では、被保険者の年度途中での移動などに伴い13万7,000円を減額するものです。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料では、督促手数料において4,000円を増額するものです。

第3款国庫支出金における2,370万2,000円の減額は、交付の見込みにより第1項国庫負担金において介護給付費負担金で409万5,000円の減、第2項国庫補助金において調整交付金で2,643万3,000円の減、地域支援事業交付金で1,142万1,000円の減、災害臨時特例補助金で1,569万9,000円の増などによ

るものです。

第4款支払基金交付金では、第1項介護給付費交付金で1,467万4,000円、第2項地域支援事業支援交付金で143万7,000円、合わせて1,611万1,000円を減額するものです。

第5款県支出金の689万2,000円の減額は、第1項県負担金における介護給付費負担金で261万1,000円の減額、第2項県補助金における地域支援事業交付金で445万2,000円の減額によるものです。

第7款繰入金の821万9,000円の減額は、第1項他会計繰入金における一般会計繰入金で介護給付費繰入金258万4,000円の減額、職員給与費等繰入金436万6,000円の減額などによるものです。

以上の内容により、歳入において5,505万6,000円の減額補正をするものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。238ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費では、職員給与費などの精査により295万2,000円を減額、第3項運営協議会費では介護保険並びに包括支援センターの各運営協議会の開催回数の減により8万4,000円を減額、第4項介護認定審査会費ではコロナ禍での自動延長措置に伴い認定審査件数の減により161万円を減額し、合わせて464万6,000円を減額するものです。

第2款保険給付費2,293万2,000円の減額は、各種サービスの提供に伴い事業者らに支出される給付費及び補助金の精査によるもので、第1項介護サービス等諸費において在宅介護に係る9つのサービスの給付費及び補助金で2,096万8,000円を減額、第2項介護予防サービス等諸費において介護予防に係る7つのサービスの給付費及び補助金で21万9,000円を減額、第4項高額介護サービス等費において高額介護サービスと同予防サービスの給付、合わせて74万5,000円を減額、第6項高額医療合算介護サービス等費において高額医療合算介護サービスと同予防サービスの給付費、合わせて100万円を減額したことによるものです。

第3款地域支援事業費718万7,000円の減額は、第1項介護予防事業費において介護予防や生活支援サービス事業の縮小により500万1,000円の減額、第2項包括的支援事業費において各種包括的支援事業の完了や精査に伴い218万6,000円の減額によるものです。

第4款第1項基金積立金は、介護給付費準備基金積立金において2,029万1,000円を減額するものですが、これは歳入において実績により国、県から負担金として交付される見込額が減額となったことから、その分を歳出において同基金積立金を減額し、調整するものです。

以上の内容により、歳出において5,505万6,000円の減額補正をするものであります。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。242ページをお開きください。242、243ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 244、245ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 246、247ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。248、249ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 250、251ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 252、253ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 254、255ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 256、257ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 258、259ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 260、261ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 262、263ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 264、265ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 266、267ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 268ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題いたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、議案第34号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事務事業の精査や一般会計繰入金などの減額などにより、歳入歳出それぞれ569万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を5,321万1,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。271ページを御覧ください。第1款保険料、第1項後期高齢者保険料4,000円の減額は、徴収見込みによるものでございます。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金909万9,000円の減額は、健康診査等事業費分等の減額による事務費繰入金減額及び保険基盤安定繰入金の減額によるものであります。

第5款諸収入、第1項雑入327万1,000円の増額は、保険者インセンティブ交付金及び東日本大震災対応事務費補助金によるものであります。

第6款国庫支出金、第1項国庫負担金14万1,000円の増額は、保険料軽減特例見直しに伴うシステム改修事業負担金によるものであります。

以上により569万1,000円の減額補正となるものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。272ページを御覧ください。第1款総務費512万円の減額は、事業の完了及び事務事業の精査により第1項総務管理費において470万円、第2項徴収費において42万円をそれぞれ減額するものであります。

第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金57万円の減額は、広域連合納付金の見込みによるものであります。

第4款第1項予備費において執行見込みのない1,000円を減額し、歳出合計569万1,000円の減額補正となるものであります。補正後の歳入歳出の総額を5,321万1,000円とするものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件については、項

目が少ないとから歳入歳出一括して質疑を承ります。

276ページから281ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第35号 令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算を歳入歳出それぞれ76万7,000円減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ716万8,000円とするものです。

初めに、歳入についてご説明いたします。285ページを御覧ください。第1款サービス計画収入金、第1項予防給付費収入金において、介護予防サービス計画費収入金の減により76万7,000円を減額し、補正後の歳入予算総額を716万8,000円とするものです。

次に、歳出についてご説明いたします。286ページを御覧ください。第1款介護予防支援事業費、第1項介護予防サービス計画事業費においてサービス計画の作成委託件数の減に伴い、委託料76万7,000円を減額し、補正後の歳出予算総額を716万8,000円とするものです。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件については、項目が少ないことから歳入歳出一括して質疑を承ります。

290ページから293ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号 令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時10分まで休議します。

休 議 (午前 9時56分)

再 開 (午前10時10分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、議案第36号 令和3年度富岡町一般会計予算の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 議案第36号 令和3年度富岡町一般会計当初予算の内容についてご説明を申し上げます。

令和3年度当初予算は、令和3年度が第2期復興創生期間の初年度であることを踏まえ、本町の復興、そして創生に必要な取組を継続しつつも、町内の状況、町民の皆様の状態を見定め、見直すべき

取組や見直し、また新たな取組を模索する1年としなければならぬとの決意の下、「人が生き 町が生き 未来がいきる 富岡町」を創造するとの基本目標の下、人が生きるための施策の取組方針として誰もが安心して生活でき活躍できる地域社会の実現に向けた取組の強化、町が生きるための施策の取組方針として新たな拠点整備と産業再生、創出に向けた取組の強化、未来がいきるための施策の取組方針といたしまして新たな人の流れを創出するための取組の強化と明確にお示しをし、雇用、医療福祉、農業、教育、交流を施策展開のキーワードとして、予算の編成をいたしました。予算の総額は、復興再生の歩みを停滞させないよう、各種事業を継続させつつも、将来にわたり健全な財政状況が確保できるよう、最少の費用で最大の効果を得ることを念頭に細部にわたり調整に努めた結果、対前年度比で40億6,663万8,000円、22.0%減の144億1,330万6,000円となりました。歳出総額に対する財源につきましては、歳入総額の33.1%が国県支出金、町税及び各種交付金が33.6%、繰入金、その他が33.3%となっており、不足財源の補填につきましては、財政調整基金からの繰入れ9億2,950万7,000円を計上し予算の編成を行ったところであります。

それでは、第1表、歳入歳出予算について説明を申し上げます。3ページをお開きいただきたいと思います。初めに、歳入について申し上げます。第1款町税24億9,126万4,000円につきましては、避難指示解除区域においてなされていた固定資産税の2分の1課税が令和3年度より通常課税となることから課税見込額が増となり、前年度と比較いたしまして5億6,554万3,000円、率にして29.4%の増となっております。主な内容といたしましては、第1項町民税において対前年度比2,662万3,000円の増の8億4,482万円の計上、第2項固定資産税において5億2,810万3,000円の増の15億4,896万4,000円の計上、第3項軽自動車税において23万4,000円減の1,968万9,000円の計上、第4項たばこ税において1,105万1,000円増の7,779万1,000円の計上となっております。

第2款地方譲与税につきましては、第1項地方揮発油譲与税において前年度比260万円減の1,380万円の計上、第2項自動車重量譲与税において10万円増の4,100万円の計上、第3項地方道路譲与税において1,000円の存目計上、第4項森林環境譲与税において前年度比同額の650万円の計上となり、譲与税の総額といたしまして前年度と比較し250万円、3.9%減の6,130万1,000円となっております。

第3款利子割交付金につきましては、前年度と比較し2万円、3.8%増の54万円、第4款配当割交付金につきましては、前年度同額の193万円、第5款株式等譲渡所得割交付金につきましても前年度同額の98万円、第6款法人事業税交付金につきましては、前年度と比較し1,799万9,000円増の1,800万円、第7款地方消費税交付金につきましては1,130万円、4.0%増の2億9,170万円、第8款自動車税環境性能割交付金につきましては81万9,000円、16.2%減の423万1,000円、それから第9款地方特例交付金につきましては、第2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の存目計上1,000円を加え、73万1,000円、20.1%増の437万1,000円とそれぞれ見込みにより計上をいたしております。

第10款地方交付税につきましては、見込みにより、普通交付税4億9,342万円、特別交付税1,000万

円、震災復興特別交付税14億9,000万円の計上となり、総額では前年度と比較し7億3,017万6,000円、26.8%減の19億9,342万円となっております。

おめくりいただきまして、4ページ、5ページを御覧いただきたいと思います。第11款交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と比較し2万円、3.6%増の57万円となっており、第12款分担金及び負担金につきましては福島県事業に伴う防火水槽の移転補償負担金の収入などにより1,820万9,000円、148.3%増の3,048万7,000円となっております。

第13款使用料及び手数料につきましては、第1項使用料において、商業施設や町営住宅使用料など8,718万2,000円を計上し、第2項手数料において各種証明書等の交付手数料など531万2,000円を計上したことにより、前年度と比較し516万8,000円、5.9%増の9,249万4,000円となっております。

第14款国庫支出金につきましては、第1項国庫負担金において自立支援給付費負担金や児童手当負担金などで、前年度比2,403万2,000円減の2億9,200万1,000円の計上、第2項国庫補助金において福島再生加速化交付金や被災者支援総合交付金、また電源立地地域対策交付金や原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金などの収入見込みにより前年度比18億6,864万6,000円減の21億2,423万7,000円の計上、第3項国庫委託金において福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金や福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金などで、対前年度比2億402万8,000円増の9億9,843万7,000円の計上、これらにより前年度と比較し16億8,865万円、33.1%減の34億1,467万5,000円となっております。

第15款県支出金につきましては、第1項県負担金において、保険基盤安定負担金、自立支援給付費負担金や福島県災害弔慰金等負担金などで、前年度比2,175万4,000円減の2億2,487万2,000円の計上、第2項県補助金において老人福祉施設等施設整備費及び設備整備負担金、営農再開支援事業補助金やふくしま森林再生事業補助金、また福島県事業再開・帰還促進事業交付金や避難地域復興拠点推進交付金などの収入見込みにより前年度比5億4,953万9,000円増の10億9,666万6,000円の計上、第3項県委託金において、県民税徴収取扱交付金や衆議院議員総選挙委託金などで、前年度比918万6,000円増の3,746万6,000円の計上により、総額において前年度と比較し5億3,697万1,000円、65.3%増の13億5,900万4,000円となっております。

第16款財産収入につきましては、第1項財産運用収入において工業団地、産業団地に係る土地貸付収入や再エネ施設出資配当金などで前年度比268万円増の4,328万円の計上、第2項財産売払収入において6,000円の存目計上により前年度と比較し268万1,000円、6.6%増の4,328万6,000円。

それから、第17款寄附金につきましては、再生可能エネルギー寄附金の計上などにより250万円、7.7%減の3,000万4,000円となっております。

第18款繰入金につきましては、第1項特別会計繰入金において国保会計繰入金など、4特別会計繰入金4,000円を存目計上、第2項基金繰入金において、財源不足補填のため財政調整基金から9億2,950万7,000円の繰入れ計上、曲田土地区画整理事業や農地基盤整備促進事業などの実施のための目

的基金である福島再生加速化交付金基金から計10億1,319万5,000円の繰入れ計上、アーカイブ施設整備事業の財源といたしまして公用施設整備基金から8億4,000万円の繰入れ計上、また共生型サポート拠点施設整備事業などの財源といたしまして、特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金から9億円の繰入れ計上をすることなどにより、繰入金の総額において前年度と比較し28億7,769万4,000円、40.1%減の42億9,676万5,000円となっております。

第19款繰越金につきましては、前年度同額の5,000万円を計上し、第20款諸収入につきましては第1項延滞金、加算金及び過料において前年同額の20万1,000円、第2項町預金利子において前年度比7,000円減の1万8,000円、第3項貸付金元利収入において前年度同額の8,200万1,000円、第4項雑入において中小企業基盤整備機構助成金や電源地域振興みらいを描く市町村等支援事業助成金などの計上により、前年度比8,062万8,000円増の1億4,106万4,000円となり、諸収入の総計において前年度と比較し7,705万9,000円、52.7%増の2億2,328万4,000円となっております。

第21款町債につきましては、福島県災害援護資金貸付金500万円を昨年度同額と計上しております。

次に、歳出の主な内容を申し上げます。おめくりいただき、6ページ、7ページを御覧ください。第1款議会費につきましては、前年度と比較し192万5,000円、2.1%減の8,813万4,000円の計上となってございます。

第2款総務費につきましては、第1項総務管理費において、津波被災住宅再建支援事業の終了に伴う災害復興基金の精算や小中学校プール建設事業の終了に伴う福島再生加速化交付金基金の整理などによる国庫支出金返還金の計上、また公用施設維持基金積立金を約7億3,000万円の皆減とする一方で、公用施設整備基金に9億円を積み立てるなどとすることにより、前年度比3億6,491万2,000円増の28億2,425万5,000円の計上、第2項徴税費において前年度と比較し73万8,000円増の1億1,309万9,000円の計上、第3項戸籍住民基本台帳費において651万6,000円増の7,823万4,000円の計上、第4項選挙費において富岡町長選挙や衆議院議員総選挙の経費の計上により4,224万7,000円増の4,328万8,000円の計上、第5項統計調査費において805万2,000円減の429万円の計上、第6項監査委員費において16万7,000円減の85万6,000円の計上、これらによりまして総務費総額において前年度と比較し4億619万4,000円、15.3%増の30億6,402万2,000円の計上となっております。

第3款民生費につきましては、第1項社会福祉費において、共生型サポート拠点整備事業費の計上による老人福祉費の増などにより前年度比16億5,549万9,000円増の33億2,855万7,000円の計上、第2項児童福祉費においては地域交流館の整備完了により5億3,138万8,000円減の2億6,127万5,000円の計上、第3項災害救助費において3,587万2,000円減の1億7,519万9,000円の計上、これらにより民生費総額において前年度と比較し10億8,823万9,000円、40.7%増の37億6,503万1,000円の計上となっております。

第4款衛生費につきましては、第1項保健衛生費において、新型コロナウイルスワクチン接種に係る各種経費の計上により前年度比7,258万3,000円増の3億5,540万6,000円の計上、第2項清掃費にお

いてし尿処理や斎場に係る負担金が減となる一方で、じんかい処理に係る負担金が増となったことにより1,743万6,000円増の1億5,188万8,000円の計上、第3項上水道費において527万3,000円増の2,840万5,000円の計上、これらにより衛生費総額において前年度と比較し9,529万2,000円、21.6%増の5億3,569万9,000円の計上となっております。

第5款労働費につきましては、前年度比30万1,000円増の30万4,000円を計上しております。

第6款農林水産業費につきましては、第1項農業費において、引き続き総合的農業の再生をしっかりと進めることと、営農再開支援事業などの各種農業者支援事業を重層的に展開するとともに、農地基盤整備促進事業や営農再開水利施設等保全事業などに取り組むための費用を事業の精査の上、各種事業の進捗状況を勘案し、前年度比23億6,338万1,000円減の12億6,511万5,000円で計上、第2項林業費においてふくしま森林再生事業の継続実施などにより3,627万8,000円増の2億5,127万6,000円の計上、第3項水産業費において7億7,553万6,000円減の577万7,000円の計上、これらによりまして農林水産業費総額で前年度と比較し31億263万9,000円、67.1%減の15億2,216万8,000円となっております。

第7款商工費につきましては、町内での新規創業支援など支援事業の拡充による商工総務費の増の一方で、富岡産業団地整備工事の完了による商工業振興費の減などにより前年度と比較し21億5,968万7,000円、76.5%減の6億6,315万9,000円となっております。

第8款土木費につきましては、第1項土木管理費において前年度比12万4,000円増の259万3,000円の計上、第2項道路橋梁費において道路維持費や照明灯費が増となる一方で、橋梁長寿命化事業や道路新設改良事業の進捗に伴う事業費の減などにより2億5,616万円減の6億2,079万9,000円の計上、第3項河川費において1,150万円増の7,358万5,000円の計上、第4項都市計画費において都市計画事業費や曲田土地区画整理事業特別会計繰出金、また公共下水道事業特別会計繰出金の減などにより8億5,497万4,000円減の3億947万1,000円の計上、第5項住宅費において新田団地1号棟、2号棟の機能回復に向けた被害調査実施設計委託料の計上により3,043万3,000円増の6,180万3,000円の計上、これらにより土木費総額で前年度と比較いたしまして10億6,907万7,000円、50%減の10億6,825万1,000円となっております。

第9款消防費につきましては、消防施設費の増などにより前年度と比較し2,277万5,000円、2.8%増の8億4,069万8,000円となっております。

第10款教育費につきましては、第1項教育総務費において前年度比1,938万6,000円増の2億2,290万5,000円の計上、第2項小学校費において1,187万7,000円減の1,964万2,000円の計上、第3項中学校費において3,243万2,000円増の7,617万円の計上、第4項幼稚園費において認定こども園運営費の民生費からの計上替えにより5,464万6,000円増の1億6,012万7,000円の計上、第5項社会教育費において文化交流センター費や図書館費が減となる一方で、歴史民俗資料館費などが増となったことにより9,319万円増の12億3,363万円の計上、第6項保健体育費において学校給食調理場の整備事業実施により5億6,497万6,000円増の9億3,621万7,000円の計上、これらにより教育費総額において前年度と比

較し7億5,275万3,000円、39.7%増の26億4,869万1,000円となっております。

第11款災害復旧費につきましては、第1項農林水産施設災害復旧費において他事業での復旧や復旧年度の調整などにより前年度比7,399万7,000円減の1,300万4,000円の計上、第2項公共土木施設災害復旧費において2,194万8,000円減の1億101万8,000円の計上、これらによりまして災害復旧費総額において昨年度と比較し9,594万5,000円、45.7%減の1億1,402万2,000円となっております。

第12款公債費につきましては、前年度と比較し291万9,000円、3.2%減の8,812万6,000円となっており、前年度からの減額の内訳は元金が212万円、利子が79万9,000円となっております。

第13款諸支出金は1,000円の存目計上、第14款予備費は昨年度同額の1,500万円を計上しております。

以上が令和3年度当初予算の概要でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして、歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。12ページをお開きください。12、13ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 30、31ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 32、33ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 34、35ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 36、37ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 38、39ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 40、41ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 42、43ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 44、45ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 46、47ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 48、49ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 50、51ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。52、53ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 54、55ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 56、57ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 58、59ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 60、61ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 62、63ページ。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 63ページの行政区の助成金についての中で質問させてください。

現在、行政区、従来の行政区の単位は変わっておりませんので、実際的に10年迎えて、行政区の活動として、簡単に言うと総会等どのぐらいの件数やっているのか把握されているのか。パーセンテージどのくらいなのか。

また、できれば富岡地区を使って行政区の総会等やっているのがあるかとか、それだけまず教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） お答え申し上げます。

行政区の役員の皆様、行政区長をはじめ役員の皆様には、行政連絡員として町民皆様との町とのつながり維持にご尽力をいただいているといったところでございまして、各行政区の総会や懇親会などの開催で情報の共有や意見の集約などをしているものと認識しているところでございます。昨年度、一昨年度になりますが、一昨年度においては花いっぱい運動や各種イベントなどに行政区としてご参加いただくなどする行政区もあり、町といたしましてはこのような活動を通して町の現状の一端を感じていただく機会にしていただければと思っているところでございます。

それから、こういう状況ではございますけれども、いろいろと町内において積極的にいろんな活動を行う行政区というところも状況によってはあるものの、大方の行政区においては震災以前からの行政区に加入される方々の相互のつながりといったところに重点を置いて活動をしているといったところでございます。そのようにならざるを得ない状況にある行政区が多いという状況でございまして、まずは先ほど申し上げましたように各行政区に加入される方々と町とのつながり維持のための行政連絡というところを今現在においては主な活動の内容となっていると承知しているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。行政区もおののいろいろな活動ができる範囲でやっているというのは、今のお言葉で分かったのですが、なぜお聞きしたかというと、今本来ですと、各富岡に帰って、行政区の活動があることによってその住民がそれに参画するということの形を本来やっていましたけれども、今現状的に10年になるに当たって、新しい町民、新しい富岡に住んでいなかつた方たちが移住されてきているのも現実であります。ただ、町民の方たちが、本来ふだんの生活の中で聞きたいこととか、この地域の状況とかを知るために行政区ってすごく役割を取っていたと思うのですが、そういう状況が今できない状況において、これから新しい町民に対しての行政区の関わり、また町としての新しい町民に対しての、町に住んでいただくためのご協力というか、支援ではなくご協力というか、そういうのはやっていくのかどうか、それを聞きたい。教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） お答え申し上げます。

新たに住民となられた方々にというところの観点でのご質問と捉えました。新たに住民となられた方々にも、広報とみおかをはじめ情報提供物を毎月お送りいたしておりまして、各種情報サイトの情報発信等についても広報とみおかを通してご案内しているといったところになります。新たに住民となられた方々には、安心して心安らかに新たな土地での生活をしていただくというような観点から、当該地区の行政区へ加入いただきたいということをまずはご案内すべきというのが本来と考えておりますが、まだまだ本来の行政区活動ができない状況にある行政区が多いことから、今のところ積極的にご案内をしているといったところではないというのが実態であります。各行政区の活動につきましては、先ほども申し上げましたが、町内での活動を積極的に行う行政区がある一方で、震災以前からの行政区加入者の相互のつながりを保つとの、そういう活動が主なものとならざるを得ない状態にある行政区も多くあります。行政区により活動内容はまちまちではあるものの、各行政区の役員の皆様には思うような活動ができないということにじくじたる思いを抱いていると聞いておりますし、行政区の再編などの対応が必要との考え方を持つ方が多いと聞いているところでございます。町といたしましては、現在も避難指示が継続される行政区もあることから、今しばらくは従来のくくりの中での行政区活動をお願いしたいと考えているところであります。様々な課題は認識しつつも、再編などの議論につきましては今後の状況や状態を見極めつつ行ってまいるべきだらうと今考えるところでございます。

なお、広報とみおかにつきましては、部数は限られていますけれども、さくらモール、東邦銀行、ふたばいんふお、学びの森などに配備をすることでございまして、住民登録のない方々で町内に居住される方々についても町情報を提供する機会を提供しております。今後においてもこれらの機会提供を拡充に努めてまいりたいと現段階のところの町の基本的な考え方になります。行政区の加入を促進するというところは大変重要なことだと思っておりますし、非常に貴重なご質問だと思っております。しかしながら、現状の行政区活動を考えますと、積極的に今ご案内できる状態にはないというところもご理解をいただきたい。そのような状態に早くなることが一つ一つの課題の解決の基になっていくのだろうと思いますので、我々も様々な活動の促進ったり、活動の仕方を模索、行政区の皆様、行政区の役員の皆様と模索していくところは続けますが、現段階ではそのような状況にあるとご理解をいただきたいとお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 66、67ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 68、69ページ。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 69ページの郡山支所の管理費ということで、郡山支所は立派に移転ができるのかなと思います。新しい支所を新年度から使うということで、我々にも報告ありました。ただ、郡山支所に関しては、今までの大槻より随分手狭なようで、町民が前から言っているようになかなかコミュニティの場がないと。何回か議論していますが、その中で郡山のいろんな集会所なり、そういう集まる場所がありますので、郡山市と話しして、そういうところを利用していただきたいという答弁は何回ももらっています。それは理解しているのですが、やっぱり富岡町民の人たちがいろいろ不平不満言っているのは、なかなかやっぱり借りるほうも思いつきの発想で、すぐ行って貸してくださいの話になるから、実際借りられないような状況が生まれるのだと思いますが、これからやっぱり町民とつながっていくには広報の配布だけでは私は駄目なのではないかなと思うのです。そういうことを考えますと、どこか1か所サロン的な、市内でなくてもいいですから、ちょっと市内から離れた土地の広々としたところを、あとは建物の古くてもいいですから、そういうところを借り受けてコミュニティの場をつくってやるというのも一つ必要ではないかなと私は思うのですが。前からこういう話はしています。毎回なかなかできないという答弁返ってきてますが、今年度も多分予算にはそういうのはないと思いますので、これからどうお考えなのかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 8番さん、総括でできますか。

〔「了承」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） では、総括でお願いします。

70、71ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 72、73ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 73ページ、企業誘致・産業集積促進事業の業務委託ということで結構な額のやつが出てきているのですけれども、具体的にどうということをしていくのか、ちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 73ページ、業務委託料2,729万4,000円と計上させていただきましたが、こちらにつきましては帰還困難区域における土地の利活用の調査という形で計上させていただきました。具体に申し上げますと、以前より議会よりご提案いただいております、早急に帰還困難区域の土地活用についてしっかりと検討を進めよというご意見をいただきましたので、6号から東という形になりますが、当該区域の農地の将来性、それから有効性、実効性、実現性を見ながら、しっかりと利用の利活用に関する調査をしていきたいなということで計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 非常にありがたい計画だと感じております。なかなか難しい計画で、今までいろいろなところで入ってきたのですけれども、この計画の委託先というか、実際に行っていく作業として、どういうところの人に、どういうところの関係の人にそういう業務を委託してやっていくのかというの、大枠、どこということではなくて、どういうところが強い人とか、どういうところがというところはどう考えているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 大枠ということでございますので説明させていただければ、まず農地ということがありますので、大前提となれば水稻作付関係はどうなのだということもあります。それから、こちら企業誘致ということもありますので、産業をどうやって育てていくかという視点も必要かと思っています。また、別な視点でいうと、太陽光関係の再エネという部分もあるかと思います。それらを網羅していきますとかなり複雑な産業構成となります、そうしますと結構大企業というか、コンサル関係になってくるかと思っておりますので、精通した方々の企業と考えてございますが、まだ具体には詰めていないところでございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 本当に複雑なのは十分理解できるのですけれども、それにプラスアルファで住民、あそこの土地を所有している人たちや行政区の人たち、そういう方々もいろんな質問を出して、それに専門家の人たちが答えたり、調べたりしていくという形も必要なのかなと思うのですけれども、住民の方々もこれに参画するというような形になるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず、計画といいますか、こちらは調査という形になりますので、計画段階にはまだ至らないかと思いますが、この土地というのは所有者の思いというものがありますので、しっかり所有者の皆さんのご意見等を賜りながら進めていきたいなと考えてございます。既に仮置場として活用されている土地でございますので、その後ということを皆さんがどのように考えているかということも伺いながら、また例えばこういう業種をやりたいのだというときに、私はそれは反対だということもあるかと思います。様々なご意見があるかと思いますが、所有者の考えをしっかり聞きながら進めさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 74、75ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。町づくり活性化事業についてなのですけれども、町

づくり構想基本調査委託料、こちらにつきまして事業内容等を教えていただければと思います。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今般、町づくり構想基本調査委託料として計上させていただきました3,800万円程度でございますが、こちらは令和2年度に実施しました街路樹調査の結果をデータベース化していく事業でございます。こちらのデータベース化することによって、町内においては都市整備課の街路樹管理、それから観光にも生かせると考えて、各課が共通してできるような形で使えるようデータベース化する事業でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。事業計画の概要の中で、富岡駅前複合交流施設整備に向けた機能や規模感の検討であったり、第2次災害復興計画を具現化する施策、そういうものの実施計画等書いてあるのですけれども、こちらは予算化というのはされていないのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ただいまご質問あった点については、予算化ということはしてございません。今般の3,800万円は、樹木カルテのデータベースというものでございます。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。同じ75ページなのですが、その下の社団法人とみおかプラスの運営補助金の件でお聞きします。今、とみおかプラスは、町の事業を民間に絡む形の中継ぎのような事業をされているのですが、ただ最近、とみおかプラスの事業が、独自性はいいのですが、今のこれから長期にわたっての復興に絡まないような、その場、補助金のみの期間でやるような事業にも見えるようなことがあるのですが、その点で、簡単に言いますと今回やられましたスパークリングワインですか、あれについても一つの項目としても、今まで酒造りを主としている地域ではない状況下において、あと補助金終わったときに、その後継、継続ができるのかどうか、そういうことも考えて発想されたのか。やっぱりこれから町情勢を考えると、無駄なお金を使わないためにも、必要なところに使うという形に考えると、ただ補助金ありきでやってしまう事業がいいのかなということがあるのですが、その点ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 予算に上げているとみおかプラス運営補助金800万円でございますが、この使途と対象となるのはとみおかプラス事業における福利厚生、それから光熱水費等々に充てる補助金でございます。ですので、この補助金をもって今ほどご質問があった復興事業以外ではないかという事業には充ててはいないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。それらを踏まえまして、とみおかプラスが、まちづくり会社が一会社として経営を健全に持っていくということにおいては、各自がもうかる仕事というものをしっかりとやらなければいけないと考えてござい

ます。そう考えておりますので、独自の予算でこちらは事業展開していると町は理解してございます。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 今回、社団法人になりましたから、基本的にはそういうのも考えあるのですが、本来まちづくり会社、前身のまちづくり会社については、富岡の企業が再開するまでの間、中継ぎ、またはそのお手伝いをするという形で始まったものに対して、基本的にこれから今各企業、または団体が自立されている状況下においてダブってくる場合、逆に妨げになる可能性があるのではないかと。ただ、社団法人取っているから、それは構わないのだというはあるかもしれないけれども、簡単に言うと今回民間に行きました観光協会なんかも、今回観光イベント、観光広報等がどうしてもとみおかプラスと同じようなダブった行動が出てくるように感じるのですが、そうなってくるとせっかく民間の勢いができた観光協会等の活動も収縮してしまう可能性があるのではないかと思って、ちょっと今回お話ししたのですが、そういう考えになりませんか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ただいまご質問いたいたいた点については、まさにそのとおりであります、とみおかプラスの本来の趣旨というのは何かというと、つなぐという視点があるかと思います。29年1月に設立してから3年間はつなぐという役目を持って、例えば新聞配達業をやったり、観光協会が設立する前の観光イベント等をやってこられました。今年度、令和2年度からについては、それをシフトチェンジが必要だろうということで、新たな方々を呼び込む、関係人口、交流人口、移住、定住に関する仕事を積極的に取り組んでいこうということでシフトチェンジしてございます。ですので、町づくりには終わりはないと考えておりますので、その点についてはしっかりとまちづくり会社としてももう一度考え方を直しといいますか、皆さんと共通して進めなければいけないと考えておりまし、議員ご懸念の他事業の妨げになるのではないかという部分についてはしっかりと見定めていきたいと思います。当然協力し合うことが必要かと思いますが、同じようなことをやる必要はないと考えてございますので、しっかりとその点については伝えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） すみません。同じ課のところで申し訳ないのですが、移住・定住推進事業のところで、移住・定住推進事業委託料ということで625万7,000円上がっております。こちらのところにも多種多様のことが出ているのですけれども、移住相談体制の構築とかいうところもここに入ってくるのかなと思っているのですけれども、もしそうであればその辺ちょっと内容を教えてください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 移住・定住推進事業委託料で625万7,000円計上させていただきました。こちらは、2つの事業を考えてございます。1つ目は、今年度作成いたしましたとみおかくらしという移住ポータルサイトなのですが、それを充実させるために動画の新しい動画をアップしたり、情報

更新したり、さらにはＳＮＳを新しくつくるという部分がありまして、約430万円ほどそちらを考えてございます。

また、残り200万円でございますが、今般、国、県の動いていく加速化交付金等々もありますけれども、これは既存の福島の支援の補助金をいただきながら、移住相談会等、首都圏が中心になりますが、そちらに行って説明をしたり、また町内の現地案内をさせていただいたり、また一般質問でもありましたが、各種いろいろな支援制度もございますので、その紹介をさせていただく、そのような取組を委託したいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） すみません。今こちらの委託料のところは了解いたしました。

それで、同じ事業の中で相談体制の構築ということで、今いろんなところにやっていくということなのですけれども、具体的にはどういう形で進めていこうということを考えているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 令和3年度からのスタートとなりますと、今、ただいま国や県では帰還、移住等の事業の中心の役割を担う県が派遣する移住相談員を各被災12市町村に配置するということで今進められております。その配置先がとみおかプラスという形になりますが、そちらの方々と一緒に情報収集しながら、移住に関する相談というものをやっていきたいと思います。やはり移住となりますと、大決心となりますので、その地域がどういう地域なのかということもあります。その雰囲気ということもありますし、観光ということもあります。様々な点も含めますので、総合事業的な感じでこの相談を進めていければと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 74、75ページでありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 11時15分まで休憩します。

休 議 (午前11時02分)

再 開 (午前11時10分)

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

76、77ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 78、79ページ。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 79ページの集会所の管理ということの中でお聞きしたいのですが、町は集会所のある程度の解体、整理、または改修等をやっているのですが、町民がこれから戻るに当たって、今まであったところの集会所が解体した場合、行政区と協議しながら集会所等の復旧はあり得るので

しょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 従前のところが解体されて、必要になったということで求めがあり、その必要性が認められる。それから、その区域の方々が従前のように数多く使われるという状況になれば、今おっしゃったような可能性はあります。しかしながら、ある程度の数の使用が見込めないということであれば、近隣の集会所を使っていただく、公共施設、学びの森、その他を使っていただくということもしばらくの間はあるとご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 分かりました。

ただ、さっきもちょっとお話ししたのですが、戻ってきている町民が今少しずつ増えている状況において、近くに集会所があったと。そういう面でコミュニティーが今ない場合においても、そういう集会所の活用というのは何とかできないのかなというお話もいただいた中でちょっと質問させていただいたのですが、そういう状況で、今は検討していないということでよろしいのですね。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） そういう可能性があるかないかということを問われれば、可能性がないことはない、可能性はありますよとお答えは申し上げます。しかしながら、現状において、すぐさま集会所を新たに整備しようというところまでには至っていないという現状にあるというのをご理解いただきたいと思います。その間、では集会、その他、コミュニティーの形成等々をどうするのだという話になれば、申し訳ございませんが、公共施設、学びの森等々の公共施設であったり、近隣の集会所であったりというところを様々お話をいただきながら、我々もその問い合わせがあればご案内をしながら使っていただくというのがしばらくの間の対応になるだろうというお話を先ほど申し上げたところですので、そこのところはご理解いただきたい。

以上です。

○議長（高橋 実君） 78、79ページですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 80、81ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 82、83ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 84、85ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 86、87ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 88、89ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 90、91ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 91ページ、投票所の件で聞きたいのですけれども、投票所に関しては仮設住宅がなくなったわけですけれども、郡山とか、いわきとか、どういうような方向で進んでいくのか。投票所の借上料とか上がっているのですけれども、そんなに金額上がってないので、その辺教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 投票所経費として予算を計上しておりますのは、前回の町の選挙において設定しました投票所、期日前投票所も含めたことで計上しているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 前は、例えばいわきだと玉露の仮設の中の集会所を使っていたりとかしていたわけですけれども、もうなくなつていった中で、今度はいわき支所とか郡山支所だけということになつていくのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 投票所ということでございましたらば、富岡町町内における投票所が1か所、それからいわき市内における投票所が、従前玉露もございましたが、代替、その他が必要であれば数的には同じような形になろうかと思います。予算を計上する数としては、従前のとおりの数で計上をしているといったところです。投票所の設置につきましては、今後の選挙管理委員会でお決めいただことになりますので、基本的に予算は従前の数のとおり設置をしておりますし、場所についても、様々な想定はしているところですが、今のご質問に正確にお答えできる段階にはないというところをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 90、91ページでありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、92、93ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 94、95ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 96、97ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 98、99ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 100、101ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 102、103ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 104、105ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 106、107ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 108、109ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 所管で大変申し訳ありませんけれども、改めまして健康増進センター事業費の機能回復工事についての予算計上につきまして教えていただければと思います。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

健康増進センター事業費の機能回復工事につきましては、健康増進施設について現在温浴施設を有する設備、施設ということを念頭に整備の検討を進めているところであります。この温浴設備につきましては、旧リフレ富岡にありました温泉井戸の活用というのも含めての検討を行っているところであります。このリフレ富岡の温泉井戸につきましては、震災後、維持管理等が行われておりませんでしたので、今年度、令和2年度におきましてカメラを入れまして、活用が可能かどうかを調査したところですが、その結果、可能であるという結果が出ております。しかしながら、井戸の途中で閉塞などが生じております、温浴の温度が低下していることが確認されたことから、この閉塞部分の解消などを行って機能回復を図るということから、今回機能回復工事の費用として計上させていただいたところであります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。所管の委員会、全員協議会でも健康増進施設における検討状況につきましては報告をいたしております、その都度質問はさせていただいたところなのですけれども、事業化へ向けて温浴にするか、沸かし湯にするかなどの事業内容であったり、どういった事業者に入っていただけるかというような事業主体であったり、事業を行うに当たって何がその地域に必要とされているのかとか、そういうような事前のマーケティングや事業を行うことによる

リスクの検討、そういうしたものもどうなっているのかということでもお聞きしました。さらにライフサイクルコストの算出についても聞かせていただいたところではあるのですけれども、昨日総務課長からも答弁ございましたが、財政調整基金、今年度80億円から五十数億円になってしまいます。そういうものも財政状況等を踏まえた財務計画、こういったものをまだ事業計画として決まっていない中で、この温泉機能回復工事への予算計上というものは時期尚早ではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ありがとうございます。議員ご指摘のとおり、現在、健康増進施設の整備に当たりましては様々検討の途上でありまして、温泉を活用するか沸かし湯にするかという点も含めて検討を行っているというところでございます。この温泉の機能回復工事につきましては、現在想定として工期を7か月程度見込んでおりますが、この工事費用の財源といたしましては長期不稼働分について避難解除等区域生活環境整備事業を見込んでおりまして、こちら制度上、単年度の事業ということで、年度をまたぐことができないというふうな制約がございます。健康増進施設整備に当たりましては、財源の確保や町の持ち出しの低減化等につきまして様々ご意見をいただいているところでございますので、こういったところも含めまして、施設整備の検討の結果、この温泉を活用となつた場合にスムーズに発注につなげていくためということで今回計上させていただいたところでありますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。時期的に補助金等の交付のためには検討と並行して進めなければならない。当初予算から予算を計上しなければならないと間に合わないという事情は察するところではございますが、このまま当初予算通つてしまふと、議員や町民の皆様のまだ理解を得られないまま予算が執行されてしまうのではないかというような懸念がございますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） 議員のご懸念につきましては、ごもっともの部分だと思います。先ほど来健康増進施設の整備については検討を進めているという話をさせていただいておりますが、この温泉につきましても検討の結果、この温泉井戸を活用しないということになった際につきましては、補正予算におきましてこちらの計上しました費用について適切に減額することを考えておりますので、ご理解いただきますようお願いしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 関連なのですけれども、委員会でも私も議論いろいろ言いまして、どうしても納得いかない部分があるのです。といいますのは、今大部分2番さんの質問で答弁を受けたかと思うのですが、間に合わないからといって予算を前倒しにじょんじょん持ってくるというのは本来のや

り方ではないと思うのです。検討委員会やっているのですから、検討委員会を早めに進めて、早めに答え出して、例えばこの工事が3か月かかるとすれば、10月、11月に発注すれば間に合うわけでしょう。6か月かかるとすれば、9月で間に合うわけです。だから、何で検討委員会を早く進めないのでしょうか。検討委員会の検討課題は、どういうことを検討課題になっているのか。我々、温泉施設も検討課題になっているのかどうか分からぬのです。あそこに造るのは温泉施設だって誰も決めているわけではないでしょう。ただ、温泉井戸はありますよと。震災前は、あそこは温浴施設とかホテルとかいろいろ、もうコミュニティーの場もあったし、健康づくりの場もあったし、メインが健康づくりでしたから。それと同じの造るの。検討委員会で何検討しているのか分からぬですよ、我々。それで井戸だけ優先して直しますよという予算上げられても、なかなか理解できないのです。温泉は絶対使いますと、検討委員会には温泉絶対使いますから、これはもう入れてくださいねという要望があるのであれば話は別ですけれども、その辺がどうしても理解できないのです。どういうことで検討しているのですか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

先日の全員協議会におきましても検討の状況については中間ということでご報告をさせていただいたところですが、その中でまず町の政策と、それから基本計画とアクションプラン等々の政策とのすり合わせ、それから集客の目標、さらにはどういった機能、設備が必要かということからいきまして、その後どの程度の費用がかかるかというふうな検討を順次進めていくというところであります。現在のところ、先日の全員協議会におきましては、集客目標の点まではご説明をさせていただいたところであります。こちらの今回計上させていただいた予算につきましては、温泉の機能回復ということですが、昨年12月に町に答申をいただきました施設整備検討委員会の整備計画案といしましては、温泉を活用した施設を造るというふうなご提言をいただいております。また、それに先立って職員のプロジェクトチームにおいて検討した施設につきましても、温泉を活用した施設ということで提言をいただいたところであります。一方、この温泉の提言をいただいたところでありますが、本当に温泉でよいのかどうかという検討をそれまでしっかりとされていないというふうな経過があったところでございますので、温泉という提言がありながらも、そのままそれを取り入れるのか、それともほかにいい方法があるのかどうかというところ、これを含めて今検討を進めているという状況であります。ただ、機能回復工事に当たるこの財源等につきまして、先ほど申し上げたような制約があるというところがございますので、この点について予算に上げさせていただいたところでありますので、そのような事情をご理解をいただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 事情は全て理解はしているのです。ただ、予算の計上の仕方が理解できない

だけで。1年、2年くらい前か、そういう議論があって、そのとき多分大半の議員があそこは時期尚早だろうということで、ミニタウンつくるという話だったのではないということで反対論が出た経緯あると思うのです。そのとき私は、反対、賛成の採決したわけではないですが、私は当然あそこは夜の森地区にとっては重要な場所だと、夜の森の再生、復興させるには拠点の場として絶対必要だと、買物をするところも何にもないところに誰も帰ってこないと、やっぱりリフレを復活させて、夜の森の人を呼び戻すしかないのではないという、私はそういう考え今でもあるのです。あるからこそ慎重にかかっていただきたいのです。やっぱり造ったはいいが、何で造ったのだ、金ばっかりかかって、今から温泉に何千万円もかけて、町の持ち出し何億円もするようなものを何で造ったのだって言われないように、じっくり慎重に私はかかってもらいたいから物を言っているだけなのです。こんな全然検討委員会でどうするか決まっていないのに、井戸だけ直さなくてはならないという議論は成り立たないと思います、私は。どうですか。成り立つのですか、町では。

○議長（高橋 実君） 滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） それでは、今健康づくり課長よりいろいろご答弁させていただきました。確かに議員おっしゃるとおり、あそこ当初、復興再生拠点の拠点として位置づけて、リフレと同じではないですけれども、それら施設を計画していくかということで計画は始まりました。その中でいろいろ紆余曲折あります、現在ある程度の課長がお話ししたとおり、発表まだあれですけれども、真ん中、中段ぐらいまではある程度来ているのかなと思っています。それは、検討結果をどんどん急がせまして皆様にご報告させていただいて、そして今課長も申しましたとおり、あそこを使うとすれば7か月ぐらい工事期間かかるものですから、そのためにはやはり財源というものが必要になってきます。その財源をやはり確保しておいてやるということも必要かと思いますので、ご理解をいただければと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 言ったことに関しては理解はできます。私言っているのは、12か月ある中で、では7か月、8か月、工事はかかるのだよというのだとすれば、一歩譲って、では6月に上程しようかという考え方もあるうかと思うのです。それ何でかんで当初予算で上げなくてはならないって。当初予算で上げておいて、検討委員会で、では温泉井戸使いましょうといえばオーケーですけれども、温泉井戸があまりかかり過ぎるから要らないわってなったら無駄な計上になるわけですから、その辺なのです。

○議長（高橋 実君） 高橋副町長。

○副町長（高橋保明君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回の井戸、先ほど健康づくり課長答弁させていただきましたが、7か月程度工期がかかるだろうと考えています。なぜ当初に上げなければならないかというところなのですけれども、その財源を福島県の避難指示解除区域生活環境整備事業というところに機能回復部分を求めたいと考えてお

ります。私、このリフレ富岡の跡地に造る健康増進施設の整備に関しては、当初町プロジェクトチームで動いたときから参画をさせていただきました。その後の検討委員会にも、当初の町PTが5回、それから検討委員会が7回、実質7回開催されました。その12回全て参加させていただいております。三男議員、検討遅いのではないかというふうなところございましたが、町のPTでまず何が必要なのかというふうなところを関係する各分野、これは実際に若手の職員も入れて、これからこの施設を使っていく若手の職員がしっかりと今後どういう施設がこの地域に求められるのかというふうなところも含めて我々としては酌み取って議論を進めてきましたと考えております。その後、検討委員会で7回にわたって検討させていただきました。ただ、その中には今回の温浴施設の部分、実際に温泉があって、これは委員会で三男議員がおっしゃられたと思うのですが、ふるさと創生で富岡町として掘った井戸だというふうなところ、これ私、外からの人間で申し訳ないですが、町の財産なのだと思っています。これをどう生かしていくのか、使っていくのか使っていかないのかについてはこれから結論が出ます。しっかりと皆さんにはその検討を含めて、こういう形で進めたいというふうなお話はさせていただきたいと思います。

なぜ町のプロジェクトチームの話からしたかというと、冒頭1回目の会議からしっかりとこの地域に長い間使っていただく施設を造りたいと思いますから、この地域でどれだけの期間運営するか分かりませんが、ライフサイクルコストを減らすということを最初から念頭に置いて議論を進めてきたというふうなところになっています。当然ながら町のPTの中では、造るとき、イニシャルコストはある程度かかっても、ランニングコストかからないような形で運営できないか。例えば自動販売機で何とか済ませられるところは済ませていきたい。それから、できるだけ職員の人手がかからないような、今はもうIT化が進んでいますから、決裁に関してもそれほど時間かからず、お金もかからずに運営することもできるのかもしれません。そういうところを最初から念頭に置いて議論させていただいたということをまずお伝えしたいと思いまして、その話をさせていただきました。

この話に戻りますが、今回の補助金をうまく活用していくということで、これはイニシャルコストの減につながるものだと考えています。もしこれがなくて、改めて6月補正で、やはり温泉が必要だというふうなことで温泉を掘るとなったときには相当のお金がかかってきます。それが補助が使えるものでは多分なくて、単費持ち出しとなってしまうでしょう。それがトータルで考えたときにイニシャルコストを増やしてしまうというふうなところの一つ要因になってしまうだろうとも考えまして、本当にちょっとイレギュラーな形ではございますが、しっかりと皆さんにはこのリフレ富岡の跡地を、健康増進施設をどのように活用していくのかというところをご議論いただきながら決定をして進めていく。その中で、もし温泉施設を造ろうというふうなことになりましたら、この形で進めさせていただくということになりますので、どうぞご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今、高橋副町長がお話ししたことに尽きると思いますが、このお金については制度資金を使えるということで、当初予算で計画しないと6月で間に合うだろうという議員の指摘ですと、この制度資金を使えないような状況になってしまいます。それで、私、今回の予算については町長上局になりましたので、これは当初で上げておけと。それで、万が一にこれらのものが理解されないでしまうということであれば、そのとき取り下げればよい。でないと、この制度資金が、ではやりましょうということが6月以降になって、そういうことであれば6月に補正で上げればいいだろうという考え方なのでしょうけれども、それでは間に合わないので。それが使えないような状況になってしまいます。そういうことがありますて今回上程させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 108、109ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 110、111ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 112、113ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 114、115ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 116、117ページ。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。117ページのですね。117ページのコミュニティ推進事業の関係で、推進団体等の助成金について、今どれだけの団体、またどのような形で助成しているか。

また、申し訳ないのですが、10年迎えますので、団体の人数も多少減ってきた場合、人数でやっている場合、人数が減ってきた場合、少数の10人以下の団体等もあるのかどうか教えてください。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） お答えいたします。

令和2年度におけるコミュニティ団体の登録数につきましては、全体で8団体ございます。

あと、この団体の数についてもご質問あったと思いますが、申し上げますと、いわき市におけるさくらの会については106世帯、あとはいわき市の董会が109世帯、郡山市の方部世帯が116世帯、福島市の自治会が45世帯、大玉村の自治会が61世帯、相馬市における自治会が17世帯、茨城県つくば市における自治会が20世帯、宮城県における自治会が13世帯、あと三春町における世帯が95世帯となっております。皆様、各それぞれいろいろ工夫をしながら事業を今展開しているところでございます。

あと、今年度も予算を取らせていただきましたけれども、次年度以降もやはり当面の間は避難先に

おけるコミュニティーというのは大切だと思っていますので、今後の国の補助金の関係もありますが、できれば当面については継続したいという考え方でおるところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございました。随分皆さん、町民の方がご活躍しているのは分かります。ただ、今回、コミュニティーという形で考えると、やっぱり先ほどからも私もさせていただいていますが、今住んでいるこの富岡町、前は出させていただいたときは富岡町は自治会とかそういうのは実際にやらないと、つくらないと。ただ、現状的に先ほど行政区の質問のときにもお話ししましたが、まだ行政区的にも活動ができていない状況がある中で、今住んでいる町民、また新しい町民に対してのコミュニティーという場がないと思うのですが、その点に対して、ただ広報を出すとかそういうことではなく、何らかの形をこれから持っていくかななければならないと思うのですが、どうお考えになっていますか。どう考えますか。

○議長（高橋 実君） 誰ですか。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 町内におけるコミュニティーの場というところのご質問です。1つは、大変重要な1つはというところは、町の事業として生涯学習事業というのが一つ大事なところだろうと思っております。なかなか生涯学習事業の組み立てがこれまで町内居住者、居住される方の数という観点から、なかなか組み立てが難しかったところもありますけれども、今後においては生涯学習事業、健康づくりであったり、当然コミュニティーというところもありますけれども、健康づくりであったり、ふるさと教育であったり、それから生きがいづくりというところでの事業展開をしていくと聞いておりますので、そこの事業展開の中でコミュニティーの場というのを設けていきたいと町としては考えているところです。加えて、住民生活を支援するという業務もございます。幅広く生涯学習事業だけではなくて、生涯学習の場の中で住民生活を支援する、それから福祉という観点でどういう事業ができるか、健康づくりという観点でどういう事業ができるか、それらを総合してコミュニティーの場というところを確保してまいりたいというのが基本的な町の考え方になりますので、そのようにご承知おきいただきたいとお願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 116、117ページでありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 118、119ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 120、121ページ。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。121ページの予防接種事業についてちょっとお聞かせください。昨今、新型コロナウイルスワクチンの接種に関して国内でかなり活発な意見やマスコミ報道とかされているわけで、今後、町民に実施する予定の、事業概要にも書いてある15種、約5,300人の方に予防接種を予定しているのでしょうか。お子さんであったり、その父兄であったり、ワクチンに対する、予防接種に対する意識の変革といいますか、ワクチンに対する理解がかなり深まっていると思うのです。その中で、従前のこのようなワクチン事業をどのような形で遂行といいますか、執行していくのか。くどいようですが、今新型コロナワクチンに対する町民意識はかなりいろいろない意味で醸成されていると思うのです、ワクチンに対する。その中で、新型コロナワクチンではなくて15種の、ポリオであるとか、このワクチンに対して、接種に対する認識はかなりやっぱり意識的に町民も今まで以上に高くなると思うのです。それは危険度であるとか、アナフィラキシー、副作用の感覚であるとか、打つことに対する利点であるとか、そういうものをどういう形で町民理解を進めていくか、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

今回、こちらの121ページにある予防接種事業につきましては、議員からご指摘がありました従来の15種の予防接種のワクチン接種、予防接種ということになります。新型コロナウイルスについては、また別に計上しているところでございますが、議員ご指摘のとおり大変皆様、町民に限らず国内全体でもいろいろ情報が飛び交っております、皆様興味のある話題であると思っております。実際のところ、こちらのワクチンのみならずですが、例えば国保の医療費などにつきましても、コロナが流行した後、一時医療費の給付が下がっているような状況もございますので、そういったところからも様々皆様興味を持って見られているところだと思います。一方で、ワクチンの接種につきましては、リスクだけではなく、どういった効果があるって、それがどれだけ必要かというところにつきましては、最近ですとリスクとベネフィットの比較とかというふうな言い方もされておりますが、これまで行わされてきました例えばポリオであったりとか4種混合、そういった子供に対する予防接種、また老人、高齢者に対するインフルエンザの予防接種、こういったものにつきましてはある程度もう浸透しているものであると思いますので、コロナとの兼ね合いはあるかと思いますが、皆様それぞれにこれまで同様必要なものについては接種を受けていくものであると考えておりますので、この点について特段これからこうしてくださいというふうな広報をするということは考えておりませんし、またこの点について質問、問合せ等があるということもございません。ただ、本日ご指摘ということで、どう対応していくのかというふうなご指摘をいただいたところでありますので、こちらについては担当を含めまして、どういった問題点が出るかというところの洗い出しから行って、次年度の事業につなげていきまして、接種率が下がるようなことのないようにしていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございました。何か回りくどい質問をしてしまって申し訳なかつたのですが、要はやはりワクチンに対する町民意識が高くなつたことに伴つて、今まで実施していたワクチンにまで実施率であるとか、そういうものに影響しないような、いろいろな意味でワクチンを打つことによる長所、短所、それらをオープンにして、町民理解を含めて、より高めていただきたい、そうお願ひして、終わらせていただきます。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ご指導いただきましてありがとうございます。その辺を踏まえまして進めていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 122、123ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 124、125ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 126、127ページ。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 127ページですが、公害対策事業費、前年対比で、大分前年は4,300万円近くの予算が計上されていたはずですが、今年というか、来年度ですね。来年度は産業団地とか進出企業が増えてきている中で、予算を減額した理由と、減額しても進出企業の増加に伴つて同じような事業執行が行われるのか、その辺お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

公害対策費につきましては、前年当初額が、すみません、246万7,000円、本年度予算額が271万1,000円ということで24万4,000円の増額で計上しておるところでございます。失礼いたしました。事業計画の概要の金額が435万8,000円ということで書いて記載ございますけれども、すみません、ちょっと中身について後ほどすみません、回答させていただきたいと思いますが、予算書上の金額といたしましては前年比24万4,000円の増額で、中身につきましても公害対策審議会の報酬であるとか費用弁償、全部で一応4回の開催を予定しておったり、中身としては普通旅費ということで、産業団地に進出されるところの企業の視察の旅費であるとか、前年度変わらず臭気、騒音測定であるとか、ダイオキシンの測定業務であるとか、そういう業務委託を引き続き行うような業務となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 4番さん、数字上、今言ったとおりなもので。

〔「はい、了解です」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） いいですか。では、128、129ページ。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。本年度の補正予算のときにもお話しさせていただきましたが、除染検証委員会運営委託ということで130万円弱の金額計上されております。これ本年度の実績などを聞かせていただくとちょっと非常に料金厳しいかなというところを感じますので、今年度の契約に際しましては、ある程度回数的なものを加味しながら契約していただくとか、減額も含めた契約になったほうがいいのかなと感じましたので、その辺りご検討方いただきたいと思います。

それと、放射線測定器購入ということで354万2,000円計上されておりますが、これどういったものを購入されるのかお聞かせいただきたい。

それと、広域圏組合の負担金というところが出ておりますので、今斎場、火葬場と、あと南部衛生センター建て替えというようなお話ちょっと聞こえてきているのですが、この辺りのスケジュール感とか予算の概要などをお知らせいただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

まず、1点目の除染検証委員会運営委託料でございますが、次年度につきましては除染検証委員会2回開催を予定しております、さらにその中で準備宿泊開始に向けた中間報告書、こういったものの作成等々も含まれておるところでございます。金額につきましては、ほぼ今年度と同様の金額で計上しております、さらに現地調査の際にバスの運行等もして町内を見ていただくということもございまして、その分も含んだ金額となっておるところでございます。

それから、2点目の放射線測定器購入についてでございますが、こちらは町で持っていましたシンチレーションサーベイであるとかGM管サーベイ、こちらの耐用年数が過ぎております、こちらを県の環境放射線モニタリング事業交付金を活用して、今回シンチレーションサーベイメータ4台とGM管式サーベイメータ2台、こちらを購入する予算となっておるところでございます。

それから、3点目でございますが、広域圏組合の負担金ということで、今回南部衛生センターの改修、施設の更新ということで、来年度、令和3年度に解体工事に着手いたしまして、令和7年度の新しい施設の稼働に向けた事業ということで、こちら令和3年度に計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。検証委員会の件と放射線機器測定の件は理解いたしました。ありがとうございます。

広域圏というところで、火葬場の件もちょっと分かれば教えていただきたいのと、あと来年度解体ということになれば、ごみの持ち込みなんかというのは北部衛生センターになるのかなと思うのですが、その辺り距離もちょっと大変ですが、これやむを得ない部分だと思うのですが、しっかり周知な

どの活動をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 大変失礼いたしました。斎場費についてでございますが、こちらは双葉町にある斎場、聖香苑、こちらの再開に向けた整備促進を図るということが目的となっております。令和3年度、来年度の下期の再開に向けて、斎場災害復旧事業では令和元年度に環境省除染及び被災調査設計業務を実施し、令和3年度につきましては令和2年度から継続した施設の復旧工事を実施するということでございます。新規事業といたしましては、そちらのモニタリングポスト設置工事であるとか、斎場の中の備品購入費等々も含まれておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

それから、南部衛生センター、こちら一般廃棄物の収集をして、そこからの搬入につきましては来年度から北部衛生センターということでございますが、町民の方が実際持ち込みをして、ごみを持ち込むようなことも行っておりましたが、こちらにつきましては南部衛生センターで引き続き実施ができるということでございますので、その辺りについて広報等を活用しながら町民の方にしっかりと周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 130、131ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 132、133ページ。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。133ページ目の営農再開支援の事業費ということで、こちらの中身について、特定復興再生拠点の除染後の農地保全ということであると思うのですが、そういった中身で除染後の草刈りであるとか、あとはそういったところの管理等も含めて、こちらの資金入っているのかどうかを確認したいのですけれども。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

営農再開支援事業につきましては、拠点区域内で復興組合が今除草作業を行っております。そちらについてもこの補助金に含まれております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） この補助金に含まれているということで、こちらの草刈りをやっていただくスタッフであるとか登録者数というのですか、そういったところの把握というところはどうなってい

ますか。これから除染が終わって、そういう面積が増えるところもあるのかなと思いますので、確認のためにお聞きしたいのですけれども。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 現在、拠点区域内の組合につきましては、現在15名の登録ということで活動を進めております。

〔何事か言う人あり〕

○産業振興課長（坂本隆広君） 分かりました。すみません。15名ということで組合には名簿に載っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 132、133ページ。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） これちょっと1つ教えてください。

工事請負費の下の鳥獣被害防止施設購入費、これ4,081万5,000円、これ何かちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） こちらにつきましては、鳥獣対策、主にイノシシの被害の対策ということですが、営農者で販売を目的に営農されている方の電気柵であったり、こちらにつきましてはこちらを町で購入しまして農家の方にお貸しをするというようなもので、こちらも県の補助事業として実施をしているものであります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） そうしますと、食用米を作っている農家の方に電柵ですか。電柵を購入して、材料を提供して自分でやってもらうということだと理解しましたが、この上の14の工事請負費って、この工事費、この辺はどうなっているのですか。計上の仕方、ちょっと理解できないのですけれども。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 申し訳ありません。まず、先ほどの下の購入費につきましては、電気柵とかワイヤーメッシュを町で買って農家の方にお貸しするというようなものになります。工事費というのは、これは昨年度から住民の方と一緒に地域の鳥獣被害のことを考えていきましょうということで、清水地区におきましてモデル的ですけれども、お話しをしながら対策をしていこうというようなことをやりました。本年度につきましては、周辺地域の森林等の伐採等、あと竹やぶをちょっときれいにしましょうとか、そういうものを予定しておりますので、その分の工事費として今回新年度予算に計上させていただいているものです。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。今工事費は理解しました。

あと、防止施設購入費ですけれども、これ貸出しになると、一回出ていけば、本来はあと戻ってこないのかなと思うのですよね。ただ秋になれば一回外して、また春になって工事するという形になるのか、どっちになるか分からぬですが、これ永久的に出すようになりますので、逆に必要な人に補助出して、もう購入してもらったほうが、後々町で管理しなくてよくていいのではないですか。これ町で管理できるのですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） こちらにつきましては、補助メニューの関係で、貸出しについては5年間一応貸出しをすることになっております。その後につきましては、農家の方にお渡しをするというような今制度でやっておりますので、制度上5年間貸与というような形を取らせてもらっております。

以上です。

〔「町で管理しない」と言う人あり〕

○産業振興課長（坂本隆広君） すみません。備品として町が買って、5年間はお貸ししますが、その後につきましては農家の皆様の管理の下、実施をいただくということになりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1時まで休議します。

休 議 (午後 零時03分)

再 開 (午後 零時58分)

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

134、135ページ。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。鳥獣被害防止緊急対策事業費の事業内容についてなのですが、先ほども同様の同じような質問をさせていただきましたが、やはり前年対比3,000万円近かったものが1,500万円に減額されているわけですが、一方で終わってしまいましたが、営農再開支援事業等々の背中を押す事業が進められようとしている中で減額をされた理由と、同じようなというか、効果のある鳥獣対策事業が執行できるのかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

事業費につきまして減額の主な理由といたしましては、令和元年度と2年度に町内に31か所センサ

一カメラの設置を行っておりました。そちらのデータを解析しまして、イノシシ等の行動範囲を分析したということですが、令和3年度につきましてはそちらのカメラの賃借料や分析の費用がなくなっていますので、そちらで減額となっているところです。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） くどいようですが、センサーカメラのリース料であるとか、そういうものなのでしょうが、その結果をよく精査して、その中で捕獲率の向上とか、そういうものを十分検討されて営農再開の足かせにならないような事業を執り行ってほしいのですが、その辺に関してはいかがですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ありがとうございます。2年間のデータにつきまして、ある程度町内でのイノシシの行動範囲というのはデータで分かりましたので、そちらを基にわなの移動等もこれまで行っております。そういうところを引き続き実施しまして、農業被害の出ないようなところで事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 地域おこし協力隊事業のことで少し詳しく教えていただきたいのと、地域おこし協力隊というのはどういう方々で、どういう団体なのかどうか少し詳しく教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 地域おこし協力隊につきましては、昨年度も募集をしておりましたが、昨年度採用がなかったということで、引き続き今年も予算を上げさせていただいております。こちらにつきましては、募集要項の中では三大都市から富岡町に来られまして、今回うちで考えているのは農業復興組合の事務をやっていただきながら町内の農業関係に携わっていただきまして、将来的にはそういう產品を使って6次化をするとか、そういうところで町内に居住いただいて商売をしていただくような人材を求めているわけですが、そちらについて今年も継続して募集をさせていただいております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございました。今年も募集するということなのですけれども、どのような方法で募集をかけて、今後もしました募集がなかった場合はそのまままた何年か続けるお気持ちなのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 募集の方法につきましては、昨年度から町のホームページ、あとは

地域おこし協力隊の専用ホームページというのがありますので、そういうところに掲載をお願いしております。また、農業関係の雑誌、そちらにも掲載をさせていただいている。昨年度1名面接までは行ったのですが、採用になりませんでしたので、今回もいろいろと就農フェア等がありますので、そういうところで呼びかけはしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。もし募集でおいでになった方の基準というか、これは重要だという何か目標というか、目安というのは何か町では考えとかあるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 採用に当たりましては、小論文等と面接を行いますが、その中でまずは若い方もいるのですが、40歳、50歳の方もいますので、その中でやはりこれまでの経歴というのをまず重視して見ております。あと、過去に農業関係に携わっている方とか、そういうところを判断しておりますが、そういうところを総合的に判断しまして採用は決定させていただいております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 私は、004農業復興対策事業費の中の農業法人誘致事業補助金、これ2,000万円についてお尋ねします。

令和2年度で農業法人で富岡に来て農業をやりたいとか、そういう実績と、あとこの令和3年度の予算ではどういったところをターゲットに、どういうこの支援金の使い方をするか、その辺教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 農業法人誘致事業補助金でございますが、こちらにつきましては補助率が2分の1ということで、最大交付額としましては1,000万円ということで、本年度2件分を計上しております。昨年度の状況ですが、昨年度いわきの農業者の方が町内で作付を始めておりまして、令和2年度予算におきまして1件支出を予定しております。また、町外の農業法人の方数社、富岡に現地視察等も来ておりますので、来年度以降作付を開始される事業者も数社おります。そちらについて、地元富岡での例えば農業機械を入れるような倉庫を建てるとか、そういうところに補助を使っておりますが、来年度も町外の法人の現地案内等を含めまして、いろいろと取組は進めたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 課長の説明で2分の1までで、上限1,000万円を2件分ということなのですが、今の話だと何か多数というか、数件申込みがあるということであれば、2件を超えてこ

されは例えは補正で増額するとか、そういうことを考えているのかと、あと同じこれ農業復興対策事業費の中の広告料125万円なのだけれども、ちょっと少ないのでかなと思うのです。やはり大々的にPRするのであれば、ここはもしかしたら勝負どころで、どっとこの新型コロナに絡めながら、脱サラで農業をというような人たちをうまく取り込めばと思うので、もう少しPRにお金をかけながらこういう支援事業をミックスさせてはどうかなと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） まず、農業法人ですが、これまでにかなりといいますか、数社いろいろと現地の視察を対応させていただいております。今回、見込みとしまして2件ということで上げておりますが、こちらにつきましては新規参入者が増えるようなことがあれば、補正も調整をさせていただきたいと思います。

広告料ですが、今年新規で上げさせてもらっております。内容につきましては、農業法人の募集というよりは個人農業者、担い手の確保のために関東圏内の新聞への広告ということで上げております。発行部数としては約50万部の新聞というところで、そこに4回ぐらい広告を載せたいということで上げております。確かに広告費として少ないということですが、まずはこちらで取組をまずやらせていただいて、さらに必要であれば対応していきたいと思います。ご理解よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 高野議員の関連になるのですが、地域おこし協力隊、945万円予算これ取っていますが、非常にいい制度なのかなと思うのです。今年度1人応募があったけれども実らなかつたという説明、前ももらいましたが、私思うには、富岡、今農業政策肝煎りでやっていますが、これ当然だと思うのです。ただ農業だけではなくて、いろいろ食堂、レストラン、いろいろな分野あるわけですから、そういうものを全般に募ってみたらどうですか。農業をやりたい人は農業をやってもらう、例えば覚えて食堂やってみたいとか、洋服屋やってみたいとか。富岡に今洋服売っているところ、ダイユーエイト売っているのかな。だから、難しいかも知れないですけれども、全般にわたって募るような施策していただければ私はありがたいと思うのです。今この予算の措置を見ると、どういう応募の方法を取っているのか。例えば給料を例えは20万円くれますよと、あとは住まいは町が提供しますよとかっていろいろあろうかと思うのです。2年か3年前ですか、我々研修に阿賀野町に行ってきましたよね。そこで地域おこし協力隊を募って、例えば猿の駆除の手伝いをしたり、レストランの手伝いをしたりして2年間勉強して、勉強しながら、手伝いながら勉強するのか、手伝いながら勉強して、最終的に地元に落ち着いてもらえばありがたいというような施策だったみたいなのです。ぜひそういう施策を組んでいただきたいと。農業肝煎りでいいですけれども、農業以外の分野にも広めていっていただければありがたいと思います。まず、どういう応募方法を取っているか教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 今回の地域おこし協力隊につきましては、募集につきましては隊員2名ということで募集をかけております。内容につきましては、先ほども申し上げましたが、町の農業復興組合の事務局で仕事をしていただくということで募集をかけております。議員からお話をありましたように、確かに商業系の方であったり、観光系であったり、全国を見ればいろいろな職種のところで地域おこし協力隊を募集しております。そちらにつきましては農業部門ということで、そちらをまずやらせていただいておりますが、移住政策等、そういうところで総合的な事業になってくると思いますので、そちらについては町の各課連携しながら募集はかけさせていただきたいと思っております。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○産業振興課長（坂本隆広君） 内容につきまして……申し訳ありません。年間の賃金になります。申し訳ありません。こちらにつきましては、1名当たり約250万円になります。賃金でございます。そのほかに採用後の研修であったり、旅費というようなものの費用を計上しております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 全てで250万円は来ないでしょう。と思います。なかなか今、富岡に来て、住宅事情も大変だし、そういう部分から考えると、これ生活するのに結構大変なのかなと思います。それだったらやっぱり復興組合の事務ということですが、事務系だったらやる人は地域おこし協力隊なんて大げさにうたわなくても、私はやる人はいるのかなと思うのです、普通に復興組合で応募すれば。私、期待していたのは、先ほど言ったようなこと期待していたのです。もう全般にわたって地域おこし協力隊、取りあえず最初は2名とか4名くらいからやっていって、やっぱり町に落ち着いてもらうには町の住宅に入れて、それはもう料金は取らないで入れて、阿賀では月20万円でしたね。だから、年間240万円。それで、住宅は町が提供すると。あれガス、電気、光熱費まで多分町が提供していたのだと思います。そうすると、300万円くらいになったのです。3年くらい前だと思います。それから比べて250万円では、かなりやっぱり厳しいと思いますし、例えばの話、楓葉とか広野とかいわきから来て、では事務やりますよという人はいるかもしれない、250万円ですから。だから、そういうことから考えると、もう少し煮詰めて、この予算は予算でいいですけれども、次年度にでももう少しきちっと煮詰めて、全般の業種に地域おこし協力隊というものを考えていただければ私としてはありがたいのですが、どうでしょう。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） まず、町の農業復興組合の職員ということでお話をさせていただきました。現在1名採用しておりますが、事務を行う職員というような捉え方は私たちはしておりません。そこに籍は置いてもらいますが、町内の農家の方を毎日回ってもらったり、そういうところで農

作業をやってもらっても結構です。あまり拘束しないようなところでイメージをしておりまして、その2年間の活動において町内で何か起業するとか、そういう人材を、そういう方を募集するということありますので、今いる1名の事務と同じような仕事内容ではないというところだけはご理解をお願いしたいと思います。

あと、ご意見いただきましたので、いろいろと町内で全体の事業だと思っておりまして、産業振興課だけではなくて全体として地域おこし協力隊の募集については検討していきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 議員からご意見いただき、誠にありがとうございます。まさに地域おこし隊というのは、この地域における課題を解決に向けて自分が行うこと、業が役に立つかという点もありますし、その方々の協力いただいて、人を育てていきながら産業も育っていく、そういう点を踏まえてございます。

またこれと、農業分野とはまた別でございますが、地域おこし隊で企業版というのがあります、新しく事をおこす隊という方もいらっしゃいます。既に昨年度でございますが、企画課で担当しております方で、もともと首都圏で情報関係の編集作業をやっていられた編集員の方を入れて、富岡町で自分の編集の能力を生かしながら、フェイスブック等で町の町民目線での情報を発信したいということで協力いただいております。その方々の紙面は、既にとみおか広報に掲載させていただくなど、しっかり原稿をつくっていただくような形で町も協力して進めております。そんなことも含めながら、また全般にわたるということでございますので、様々取り組んでいかせていただきたいと思いますし、今般の令和3年度からスタートする加速化交付金等での事業で充てられるかどうかということも踏まえて、検討を進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。ぜひ幅広くやっていただきたい。

地域おこし協力隊の一番の目的は、私には当然町内で困っている業者のお手伝いをしながら自分も覚えて、その人たちが富岡に根づいてくれるという2つの大きな利点があろうかと思うのです。そういう部分で施策を組んでいただければありがたいと思います。

あと、先ほど復興組合の事務ということで、事務に特化したような質問になってしましましたが、最初事務という話がありましたので、ただ今回応募するのは農業全般で、農業者のところを回ったり、何か人足りなかつたら、では手伝ってくれ、手伝うからとか、そういう関係になろうかと思うのですが、ぜひそういうふうな関係になって農業を覚えて、農業の楽しさが分かって、では自分もやりたいのだとつながっていけば、なお結構なことだと思いますので、ぜひそんな施策を組んでいただければありがたいと思います。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 議員おっしゃられたとおり、まさにそのような活動を期待しておりますので、そういうところでまずは募集ということになりますが、採用できるように努力していきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 136、137ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 138、139ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 140、141ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 142、143ページ。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。中小企業等支援事業費の中で、工事費という項目があって、左側見ると1億1,260万円かなと思うのですが、これ財源を見るとほとんど単費なのかなと思うのですが、これ事業概要を見ると四倉の工業団地の仮設の事務所等を解体する費用かなと思うのですが、その辺り単独費ではなくて何か財源なかったのかどうか、その辺り含めてご答弁お願いします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） こちらにつきましては、四倉工業団地の解体工事となります。昨年度も当初で解体費用を上げておりましたが、昨年度コロナの影響で中小企業基盤整備機構との調整ができていないということころで、令和3年度に去年の計画分と今年の分、新年度分のところで、こちらで13棟分の解体費用を上げております。こちらの事業ですが、中小企業基盤整備機構の助成金ということで、100%補助ということで実施をさせていただきます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。100%補助ということで安心しました。

内容的に今13棟解体ということなのですが、今まだ町内業者残っているところがあるのかと、そういうところが今後どういった方向性出ているのか、その辺分かれば教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 現在、四倉工業団地には2区画に富岡町内の方がおります。基本的にはほとんどの方が町内に戻られたり、町外で再開をしているというような方になりますので、帰還困難区域で営業されている方においても町内に戻っている方もいますが、その方については令和3年

度以降についても延長をいわき市と県に要請をしております。既にほかでやられている方につきましては、退去をお願いしたいということで調整をして、今回解体の件数を上げております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 146、147ページ。

〔何事か言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 抜かしたか。144、145ページ。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。工業団地事業費というところで、こちらも工事費計上されているのですが、これ何の工事なのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 工事費でございますが、こちらは万が一というか、災害時に備えた工事ということで、応急対応に備えて工事費というのを計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 146、147ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 148、149ページ。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ちょっとこれ教えてください。一番上の夜ノ森駅東口遊歩道用地購入事業費と、あともう一点、桜保全事業費の中の桜植樹工事ということで、今年度どこに何本くらい予定しているのか。一般質問の中でもやり取りして大体は理解はしているのですが、ぜひ夜の森のさくら通り、また二中脇の桜のトンネル、あそこが衰退しないような施策を早急にお願いしたいと、そういうことを考えていますので、まず今年度どの辺に植えるか教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） まず、夜ノ森駅東口遊歩道用地購入事業でございますが、こちらにつきまして震災前より整備をしている遊歩道ですが、東側の遊歩道の一部についてJRから所有権移転されていないところがございました。そちらについて向こうの登記が整理できたということで、町で土地を購入することが可能になりましたので、今回用地購入費を上げさせていただいております。

続きまして、桜の植樹でございますが、こちらにつきましては議員おっしゃるとおりさくら通りの部分、あとは大越桜通り線、二中の脇になりますが、あそこのトンネルということでございます。今

年度につきましては、予算的に20本から30本の植樹を計画しております、まずはさくら通り、そちらについてこれまでの診断結果とかが出ておりますので、そういうところを参考に植え替えをしていきたいと考えております。また、今年いろいろと植えておりますが、そういうところについて、例えば富岡川の河川敷の川沿いをちょっと増やしていこうとか、そういうところも考えておりますので、計画決まりましたら、またお知らせさせていただきたいと思います。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○産業振興課長（坂本隆広君） すみません。今回、JRから購入を考えている場所につきましては夜ノ森駅の東側で、駅から二橋の間ということで、その辺について一部購入できていないところがありますので、そこの購入ということになります。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 遊歩道に関しては、町の土地になっているのかなと思ったのですが、まだなっていない部分があったということですね。分かりました。

あと桜に関しては、20から30ということな物ですから、小指ほどの細い苗木ではないですから、結構見れるような木を植えていますから、このくらい植えていけば桜の町にふさわしい本数は確保でいくのかなと思いますので、ただ間に植えていくのか、枝傷んだやつをもう取り扱って、多分植えていくのだと思うのですが、そのときに十分土づくりをやって、地元の造園屋なら、その土地、土地の土、どういう土だから分かっていると思いますので、それ土づくりをしっかりやって植えていただければすばらしい花が咲くのかなと思いますので、ぜひその辺は要望しておきますのでよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 150、151ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 152、153ページ。

〔何事か言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 申し訳ない。でかい声で言って。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。153ページ目の照明灯管理事業費ということなのですけれども、こちら今年度1,700万円で来年度9,150万円ということなのですけれども、この工事の中身、計画はどのようにされるのかお聞きしたいのですけれども、お願ひします。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） ご質問にお答えさせていただきます。

令和3年度におきましては、特定復興再生拠点内の防犯灯、あと街路灯、こちらを整備し、準備宿泊、将来的な解除に向けてということで、令和3年度から約470灯、今把握しておりますので、そちらの機能回復工事ということで令和3年度に予算を上げさせていただいているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。470灯の補修工事ということになるのですか。中身について、電気料だとか、あとは交換頻度を下げるといった面ではLED化していくというようなこともあるのですけれども、そういうところも計画されていますか。お願いします。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） ありがとうございます。避難指示の解除になったエリアにつきましても、基本的にLED化を進めていまして、この特定復興再生拠点内につきましても当時避難指示からかなりの年数、もう今年で10年ということになりますので、ほとんどの電気が、街路灯が修繕では間に合わないだろうということで、そちらはLED化で進めていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 154、155ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 156、157ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 158、159ページ。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 富岡町防火防犯パトロール事業費について質問させてください。

これは、消防団によるパトロール隊だとすれば、総員何名くらいが1日何名出て、勤務体制とか、どういう体制でやっているのかと、あと委託料というのがあって、それが3億5,000万円くらいになっているものだから、パトロールの報酬は573万円で少ないのだけれども、その委託料はどういう会社に、どういう事業内容のものを委託しているか。それで、1年で3億5,000万円なのか、何年分か入っているのか、その辺もちょっと詳しく教えてください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

とみおか守り隊によるパトロール事業につきましては、午前、午後で3班体制ということで動いておりまして、現在総勢18名の消防団員というか、パトロール員がおります。こちらの分の給与につき

ましては、今年度から会計年度任用職員ということで別に事業としては組んで給与としては支払われておりますが、こちらの次の質問にも絡むのですが、委託料、こちらにつきましては警備会社に委託している町内警備業務委託で、夜間を中心に帰還困難区域を含む町内全域の警備、こちらが2名掛けの4班体制での循環警備。また、町民パトロール業務委託ということで、これも計上しております、こちらは日曜から木曜の週5回、町内の居住届出者の全戸訪問ということで、こちらも3名掛ける2班体制ということで委託をしておりまして、その総額が3億5,000万円というような金額となっております。

〔「1年ですか」と言う人あり〕

○生活環境課長（黒澤真也君） 失礼いたしました。1年での契約になっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 消防団員の方にも573万円なのですが、民間の警備会社で3億5,000万円、あとこれ後ろにも防犯カメラリース料で1億円くらい払うものですから、かなり防犯にはお金かけていると思うのですが、富岡ってそんなに犯罪ありますか。例えば今困難区域も解体も進んでいるし、そんなに昔ほど泥棒が入ったとか、富岡警察署と生活環境課は常に連携は取っていると思うのですが、戻りの届出が1,500名で、3億6,000万円プラス防犯カメラのリース1億円、それだけかけてどうなのでしょう。犯罪に対する効果のようなものがあれば、これだけ犯罪あったけれども、これだけやってこんなに減ったよとか、何か実績のようなものがPRできれば教えてください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

こちらの、まず防火防犯パトロール事業費のパトロール員報酬、こちらに上がっている予算につきましては、とみおか守り隊の本体とは別に日曜パトロールということで、こちらが非常勤で毎週日曜日行っているものでございまして、こちらが日曜日が48日あるということで、12人掛ける48日、その分の報酬となっております。

また、犯罪に対しての効果といいますか、そういったものにつきましては、昨年度あたりまでは帰還困難区域等においてかなりの空き巣が入っておりました。その数といしましては、ちょっと今手元に数字はないのですけれども、100件、百何十件、200件程度の犯罪がございまして、そういったものが最近になりましてがくんともう落ちております。と申しますのは、議員ご承知のとおり逮捕された方がやはりその中にいたということで、こちらもこのパトロール等の業務あるいは防犯カメラの業務、そういったものの効果があったのではないかと感じておりますので、その辺については今後もパトロール強化ということで、こちらの予算をもちまして実行してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） どれだけ効果があったか数字で出してくださいというのは、これ無理な話で、私無理な質問で、本当に申し訳ないですけれども、日曜のパトロールとか、住民の方とか、例えば消防団の方とか、それをなくしてくださいではなくて、夜間警備が相当なお金がかかるのであれば、やはり夜間のパトロールって本業は警察の仕事かなと思うのです。この防犯カメラもかなりの場所にがあるので、夜も防犯カメラが見張っていてくれるので、要所要所に配置しておけば。あと2年後に例えば拠点整備区域が解除になれば、かなりこの三億五、六千万円のお金も縮小できるのかなと思いますので、できるだけ拡大していくのではなくて、民間にお願いしているものは縮小していく方向で検討してもらいたい、そういうことをお願いします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ご指摘、非常にありがとうございます。やはり帰還困難区域を抱えている以上、どうしてもその部分に関しての警備業務というのは必要と考えております。警察でも常時必ず1台は回っているような状況ではございますが、警察としっかりと連携を図りながら、今後も進めてまいりたいと考えております。

また、防犯カメラにつきましても、こちらのデータを警察が非常に活用しております、検挙につながっているというようなこともありますので、今後こちらにつきましては継続して考えていきたいと思います。徐々に帰還困難区域減っていくということに今後なっていきますので、その際にはそれに必要な経費を計上するということで今後考えていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） 今課長からもいろいろご答弁させていただきましたが、これだけの予算をいただいてやっているということで、それについてはやはり帰ってきている人についてはものすごく安心感を与えるものでございますので、このままでやらせていただければと思いますので、ご理解よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 162、163ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 164……

〔何事か言う人あり〕

○議長（高橋 実君） やつたて。やっていないか。

〔「まだです」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 160、161ページ。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。消防施設維持補修費の中の備品購入費ということで5,000万円計上されています。これ何の費用でしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

こちら備品購入費につきましては、水槽つきポンプ自動車、いわゆるタンク車、そちらの購入ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。タンク車、かなり古いかなと感じていますが、あれどのぐらいの使用をされたということ、その辺も教えてください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

現在、タンク車は2台、役場のバス車庫に置いてあります。こちら、いずれも配備から40年程度経過しております、いまだに使用できているのはこれまで消防団員がしっかりとメンテナンスをしてきたからだと認識しております。しかしながら、緊急車両として走行面で円滑な走行に支障が出てきていることや、消防車両として最も大切なポンプの性能が著しく低下してきたり、明確な原因が分からない配管からの漏水等々が幾つも見られたりということで、修繕との追いかけっこ状態というのが続いているところです。今回1台購入させていただいているが、こちらにつきましては当面の間は役場のバス車庫で保管するというふうな計画であります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。タンク車、初期消防に非常に重要な車両だと思いますので、必要性があるなと感じますので、ぜひ早いうちに導入していただくようお願いしておきます。これは要望です。

○議長（高橋 実君） あとありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 162、163ページ。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 003防犯対策事業費の中の防犯カメラリース料1億593万5,000円ですか。これリースでこれだけ払うのであれば、買取りとの比較というのはやられたのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 防犯カメラのシステムリース料ということでございますが、こちらにつきましては財源が帰還再生加速事業ということでございますので、リースをして行っているとい

うことでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 課長、ということは100%補助だから、町のお金ではないからリースでもいいという答弁なのでしょうか。私がちょっと質問させてもらったのは、1億円というリースであれば、例えば1億……

〔何事か言う人あり〕

○7番（安藤正純君） いいですか。町内にあるものを全て例えれば買い取るにしても、そんなに、二、三年分くらいで過ぎてしまうのかなと思って、この質問させてもらったのですけれども、そういう制度に乗つかってやっているから、別に1億円でも2億円でも構わないのだということであれば、それは構わないです。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 大変失礼いたしました。こちら、町では買取りということがこれはできないものになっておりますので、補助事業の性質上、リース料ということで、リースをして防犯カメラを設置しているということでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 164、165ページ。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） スクールバス運行業務委託料についてちょっとお聞きいたします。

三春校もあるのでしょうかけれども、富岡のスクールバスの状況で、今何台走行していらっしゃって、朝は1回だと思うのですけれども、帰り、午後は何回かとか、それと町内どのようなコースを回っていらっしゃるのか。子供たち全員が乗っているのかどうか、その辺お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） お答えいたします。

現在、富岡校につきましては、朝2台によりまして3往復といいますか、3便出しております。朝は1時間で……すみません、初めからさせてください。朝の時間帯1時間で3台で行っています。帰りにつきましては、3時間をかけて、そちらも3台使用しているということになります。コースにつきましては、おおむね北コース、南コースとしておりますが、帰りにつきましては学年によって帰る時間帯違いますので、その辺はちょっと入り組んでおりますけれども、おおむねやはりなるべく乗車時間が短時間で済むようにコース分けをして、スクールバスとして運行しております。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。全員お使いになっているということで、曲田地区にいるお子さんたちに対してはやはり歩いて登校というのは何かご事情があつて指導できないというか、そうなつてはいるのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） スクールバス使用する児童生徒についてでございますが、富岡校開校以来全ての児童生徒を対象とはしております。いまだに曲田地区、ごく近い距離でも使用なさっているお子さんはいらっしゃるのですけれども、年々健康を考えて歩いたほうがいいとか、あとは生活環境にも慣れてきたので歩いて通学しているお子さんも増えてきている状況でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 166、167ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 167ページ、双葉地区教育構想事業費の火災保険料、多分この双葉地区教育構想で建物が残っているとなると、第二桜風寮かなと思うのですけれども、もしそうであれば今後どう活用していくつもりなのか。ただ保険料だけ払っているといつても、もったいないなと思うのですけれども。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） こちらの火災保険料につきましては、おっしゃるとおり第二桜風寮に係るものでございます。こちらの将来的な見通しということでございますが、現時点では見通すことはできず、近い将来において特にどういった方向で使いたいというものはまだ定まっている状況ではございません。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 来年度当初から決まっていないから保険料だけだと思うのですけれども、立派な建物ですし、双葉地区教育構想の中の施設であるということもあるのでしょうかけれども、やはりもう10年たつて避難指示も解除されているところに、ただ空き家で置いておくというのは非常に有効性が欠けるので、ぜひともどういう利用の方法があるのかも含めて検討して、ただ置いておくだけではどんどん、どんどん劣化していくだけなので、やはり使用する方向で考えていったほうがいいのかなと思うのですけれども、その辺の見通しも含めてちょっとお話をください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 桜風寮の使い方でございますが、おっしゃるとおり何もせずに置けば劣化していくままだということになってしまいます。本年度は防水シートの再設置など工事をして、傷みを減らしたところではあります。それは、なお有効活用したいという考え方があるからということでございまして、今後につきましては私どもだけではなく、町全体として利用方法があるなども探

っていきたいと思います。

○議長（高橋 実君） ほかにありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 168、169ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 170、171ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 172、173ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ずっと中学校の下なのですけれども、校歌作成業務委託ということで予算取っているのですけれども、どういうような形で校歌をつくっていく委託なのか、ちょっと委託の内容をお知らせください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 校歌作成業務でございますが、ご承知のとおり令和4年度の開校に向けて来年度で校歌をつくるなければならないということでございます。おかげさまで学校名につきましては決定したところでございます。その上で、次の段階として校章や校歌となっていくわけですが、校歌につきましては今現在専門家の方に当たっておりまして、その方と合意すれば、その方に依頼をすると。その方のつくり上げていく手法といたしまして、こちらで要望しておりますのが富岡にお越しいただいて、住むまではいかないのですけれども、頻繁にお越しいただいて、町民とかお子さん方とコミュニケーションを取っていただくなどして、富岡の実態を知った上で、それを校歌に反映できるような形で作成をしていただきたいというような今交渉をしているところでございます。そのような方向で校歌づくりやっていきたいと思います。

なお、校歌につきましては、小学校、中学校と2つの楽曲をお願いしたいと考えておるところでございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 通常校歌だと作詞と作曲があって、非常に申し訳ないのですけれども、今年度の前期の朝ドラとかだと「エール」とかいうのがあって、行く行くは結構いい作曲家だったり、作詞家だったりあるわけですけれども、小高産業高校なんかは結構有名どころの人たちが来てくれたりとかしていて、それはつくるほうがそういうところに思い入れがあるからだと思うのですけれども、今の課長の答弁ですと作詞家とか作曲家をちょっと探すとかいうことではなくて、単にそういうマネジメントをしている会社に頼んで、そこから作詞、作曲をしてもらうというような形で進んでいくということなのでしょうか。自分たちでどういう作詞家とか作曲家とかということを探して、お願いをして、いいものというか、新しい校歌をつくっていこうというスタイルではないということなのでし

ようか。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 今現在交渉している方につきまして、若干経緯などを申し上げますと、入っていただいたのはマネジメント会社に入っていたことには違いないのですが、その方から紹介を受けた方という方が福島ゆかりの方でございまして、たまたま割とビッグネームといいますか、そういう方をご紹介いただけて、今話がよい方向で進んでいるというような流れになっております。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 176、177ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 178、179ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 180、181ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 182、183ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 184、185ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 186、187ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。生涯学習一般事務諸経費につきまして、印刷製本につきまして、こちら何を印刷されるのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） お答えいたします。

震災前につくっておりましたふれあいカレンダーというのがございます。今年度よりふれあいカレンダーは作成してございまして、次年度においてもふれあいカレンダーを作成したいということで予算を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。震災以前からふれあいカレンダーにつきましては、大変好評をいただいていると思います。町の事業の日だったり、そういうものも掲載されてたり、イベントの写真が載っていたりと大変好評だったかと思います。こちらの発送時期、また配布数、こ

ちらを教えてください。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参考兼生涯学習課長（三瓶清一君） 今年度においても3月の広報と一緒に送付してございまして、次年度においても3月の広報と同じく送付を考えてございます。大体7,200部くらいと記憶してございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 190、191ページ。

〔「間違っています。189」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 抜かしたか、また。188、189ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） すみません。社会教育費の002地域学校協働活動事業なのですが、昨年度から大幅に予算がアップしているのですけれども、どういうことをされるのかご説明お願いします。

○議長（高橋 実君） 誰ですか。

生涯学習課長。

○参考兼生涯学習課長（三瓶清一君） こちらは今年度においても実施しておりました学習支援によるコミュニティ復興支援事業というのがございました。これが名前が変わりまして地域学校協働活動事業となってございます。中身につきましては今年度と同じでございまして、名前が変わったものでございます。それで、それぞれ前は県の支出金がございましたが、次年度より国、県、町とそれぞれ3分の1ずつの支出の事業となってございまして、金額が増えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） すみません。また、こちらのミスなのかもしれないで、そのときは訂正をしていただければいいです。事業計画の概要17ページ、大きく生涯学習課社会教育とあります。社会教育の太線の下の段の地域学校協働活動事業、前年度予算38万6,000円、今年度予算600万円。これは、今の説明の3分の1、3分の1ではちょっと話がつかないのですけれども、去年と同じではないことをやって増えていくのはいいのですけれども、去年と同じでちょっとこれだと話が合わないのですけれども、具体的にどういう事業をしていくのかお知らせください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） すみません、生涯学習課長もさきに申し上げましたが、地域学校協働活動事業、今年度までについては名前の違う事業として実は予算にのっております。そういう関係で、若干というか、かなりその部分が合算されたので、今年度が増えていると理解をいただければ思い

ます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参考兼生涯学習課長（三瓶清一君） 中身につきましては、謝礼と、それから合算したので600万円となってございます。そのうちを、この金額のそれぞれ3分の1が国、県、町で負担となるような事業でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） 事業内容、去年とちょっと違うところは、令和3年度末で三春校が閉所になります。それから、令和4年度から学校が小学校、中学校1校ずつに統合して新しい学校になります。教育委員会としましては、そのときの記録を映像として残したいと。それを学校に置くなり、あとはアーカイブ施設に置くなりして、三春校の歴史、それから新生富岡校の歴史を映像として残したいということで、少し予算を多く計上したということになります。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 190、191ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 192、193ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 194、195ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 196、197ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 198、199ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 200、201ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 202、203ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 205ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 206、207ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 208、209ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 210、211ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 212、213ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 214、215ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 216、217ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 218、219ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 220ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承りますが、2時15分まで休議かけます。

休 議 (午後 2時01分)

再 開 (午後 2時11分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

総括で質疑を賜ります。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 先ほどの質問、ちょっと総括でということで、郡山の支所の問題に絡んで、郡山支所立派に多分出来上がっているのだと思うのですが、4月1日からの運用になるのかなと思うのですが、郡山の富岡の町民、今まで総務課長とも何回もこれ議論はしているのですけれども、コミュニティーの場として、郡山のいろんな施設、市の施設をご利用くださいということなのですが、なかなか利用ができない。といいますのも、急急に言う場合が多いのかなと思うのです。それで、なかなか利用の時間が空いていないということで、使えない状況が生まれているのかなと思うのですが、富岡町民が郡山に避難していって、うちを建てている人が大分いると思うのです。そういう人々は、もう大半大体郡山に永住する考えなのかなと思うのです。そうした場合に、やはり当然1か所くらいはコミュニティーの場は必要なのではないかなと思うのです、郡山にも。今からますます厳しくなっていく折に、郡山にコミュニティーの場というのはぜいたくかもしれないですけれども、そういうこ

とをしていかないと、郡山に住んで生活している人たちは、では何で富岡町とつながっていくのですかと。広報くらいしかもうないのかなと思うのです。そうした場合に、やっぱり同じ町民同士が1か所に集まってお茶を酌み交わしたりできるような場所の提供ができれば私はいいなと思うのです。郡山の場合には、おだがいさまセンターというものがあって、それ県で運営していました。それで、仮設の敷地の中にありましたので、かなり広いスペースで、本当に何をやるにも困らないような状況にあったのですが、おだがいさまセンターが廃止になって、手足をもぎられたという感じで皆さん困っているのです。ぜひ郊外でもいいですから、安い土地を借りるなりなんなりして、中古のうちでもいいです。そういう部分をちょっと改造してやって、コミュニティーの場として提供してやれれば私はいいのかなと思うのですが、ぜひ今後、これから先のお考えをお聞かせください。

あと1点ですが、これ聞き漏らしながらですが、1つは。予算書の111ページの、これ私の、008の子育て世帯定住促進事業の予算なのですが、定住促進って定住促進の予算で町に来てもらえばいろんな補助をつけますよということなのだと思うのですが、これどこかに勤めて、家族ぐるみで町に来て、では住宅を借りて入ろうかといったときに、今の富岡町だと家族ぐるみで入れる住宅ってないのです、ほとんど1Kで。町営住宅は上の町に、それは当然入れると思うのです、住民票持ってくれれば。ただ、夫婦共稼ぎで働いていると、合算所得で家賃がすごく高くなると、そういうマイナス面があるものですから、昨日だかの議論でも多分6番さんのやり取りで出たと思うのですが、何らかの補助制度を設けられないかと。そういういかないと、幾らこれ定住促進の事業を組んでも、来るところがなかったら富岡町には住めないので。そういうことで、ぜひ何らかの補助制度とか、こういう人たちのための住宅提供とかしないと横に広がっていかないとと思うのです。その辺をどうお考えなのかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） では、私からは郡山のコミュニティーの場についてお話をさせていただきたいと思います。

先ほどのご質問は、大きく2点。まず1つは、町民同士のつながりがなかなか集まれるようなことがないから希薄になってしまったことではないかと。それ2点目としては、やはりコミュニティーの場が必要ではないかということに対してお答え申し上げます。

まず、郡山についてのサロンにつきましては、何度もお話しして大変申し訳ないのですけれども、サロンについては閉所した過去数年の利用者が少なかったこと、あと併せて郡山市内において復興公営住宅ができた際に自治会が設立され、そこで集会所を拠点としてコミュニティーの形成が図られてきたこと、あとは先ほどちょっと話が出ました、今年度も予算を計上させていただきましたコミュニティ推進団体の補助金を活用して郡山市においても116世帯の皆様が活動してコミュニティーを形成していること、あと富岡町の社会福祉協議会とか、あと郡山の社会福祉協議会に協力をいただきながら出張サロンを開設していること、あとはさくらスポーツにも協力をいただきながら元気アッ

普教室を開催していること、このようなことから郡山市内におけるコミュニティーの形成が築かれる環境があることから、過去に閉所判断をさせていただいた経緯がございます。それ以降、実は私ども住民課において、町民の方から直接集まれるような場所について、サロンについてこのようなちょっとお問合せはいただいているなかったところでございます。このような理由がありまして、今現在のところ、サロンの再開については現時点については考えていないところなのですが、先ほど議員からも郡山市においては、私以前からぜひ郡山市の公民館の活用をお願いしたいというお話をさせていただいているところです。現在、郡山市においては市の公民館が全部で40か所ございます。こちらにつきましては、団体登録をすれば市民以外でも利用できることについては既に郡山市には確認をしておりまして、ただ団体登録も正式な団体でなければ登録できないことはなくて、何かしら名前を決めて、利用者代表者としてのお名前、連絡先などで登録できるということも確認をしております。気軽に登録はできるということは確認しているところでございます。

なお、例えばこれからこのような集まりがしたいのだとか、いつ頃集まりたいんだ、なかなか直接郡山市に聞けない場合においては、私ども郡山支所においてそのような施設の情報のご相談を受けながら、情報の提供をすることは可能だと思っております。

またあわせまして、福島県においては震災当時、避難者の方々向けに対して福島県の施設の一部であります、施設の使用料の無料化というのをしておりました。先日確認しましたところ、それはまだ今も継続していますので、ぜひそちらも活用しながらコミュニティーを図っていただきたいと思いますので、ぜひご理解よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 子育て世帯の移住、定住というところから住宅の確保対策が必要だろうというご質問をいただきました。これ月曜日の一般質問の定住に関するご質問の中でも様々お答えをさせていただいたところではございますが、ご質問の中で1点ちょっともう一度認識していただきたいというところがありまして、上の町団地、借上型町営住宅につきましては、公営住宅法の縛りを受けない形での運営をしておりますので、入居者の方々定額4万5,000円で入居できるというような運営をしておりますので、そのところはご認識をいただきたいと思います。

我々、借上型町営住宅については非常に今入居の状況を見ますと67%程度はございますが、そのうち入居いただいている半分が町外から移住されてきた方ということで、当初の目的が非常にうまい具合に達成できているのではないかというふうに思っております。個別の方々にその住宅費に対する助成ということが、例えば町営住宅、公営住宅に入られている方々、その他移住されている方々とのバランスが取れるのかというところも我々1つ気にしなければならないこところだと思いますので、住宅の手当に限らず、様々大きな目でバランスの取れた助成をしていく、それからバランスを取りながらも特徴的なインセンティブを持ったような支援をしていくというところが一つ必要だろうと思いますので、一般質問の答弁と繰り返しになってしまいますが、移住、定住という総合施策

の中で大きくくりの内でいろいろと検討していくといったところがまず一つ必要なだと認識しております。その中で住宅についての手当てをどうするのかというところをまずは考えるべきだろうと思ひますので、そのようにご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。郡山のコミュニティーの場に関しては、課長からもいろいろ今説明ありました。課長の言うこともごもっともなのです。ただそのように現実的にやれるかどうかなのです。やれていないのです。やれていないから我々にいろんな要望が来るのだろうと私は思っているのです。それで、郡山に千七、八百世帯、2,000は多分切っているのかなと思うのですが、この人たちがどのくらいあと富岡に戻ってくるか。郡山にどれだけの人が定住してしまうかということも我々は理解しなくてはならないのだと思うのです。ましてや、今の世代の人たちは、やっぱり富岡町とつながっていますし、つながっていきたいと思っていると思うのです。そうである以上は、富岡町としてのコミュニティーの場を1つでいいですから提供してやるべきではないかなと私は思うのです。そういう思いで私言っているつもりなのです。課長が言うように、そうやって1つずつ復興公営住宅の集会施設使ってくださいとか、市のコミュニティー取れるような集会施設とかいろんな部分ありますから、そういうところを使ってください。これ申し込めば必ず空いていれば使われると思います。それだけではなくて、やっぱり1,800人くらい永住するような形になってしまいますので、1つくらいはやっぱりあってもいいのではないかと私思うのです。それを強く郡山の人たちから言われるものですから、私も何回もこういう会議とか、こういう場で言うようになるのですが、そういうお考えはないという答弁でしたが、やっぱりではアンケート取ってみようかとかどうのこうの、もう少し前向きの姿勢あってもいいのではないかと私は思います。

あと、定住促進に関しては課長の言うとおり、上の町は定額4万5,000円。4万5,000円であれば一般のアパートよりはかなり安いということで、ここには進めるようになるかなと思うのですが、移住、定住の補助金を、ではどう考えるのだということになれば、この住宅にも考えられるし、いろんな部分で考えられますが、インパクトがちょっとやっぱり弱いのです。こうやって子育て世帯の定住促進事業に乘つかって富岡町に来た場合には、そっちの補助金もいただけるし、町営住宅という縛りのない住宅提供できますよということもきっちりうたっていければ、私はもう少し移住、定住する人が増えるのかなと思うのですが、その辺は上の町の今の住宅、何部屋か空いているのです。6部屋くらいは空いているのでしょうか、それを埋まつたらそういうことも次から次に考えていくってくれるのかどうか、もう一度お願ひします。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） 先ほどのご質問、やはり集まる場所が必要ではないかについて再度お答えさせていただきます。

確かに今サロンとして、サロンのような集まる施設はないのですが、先ほどちょっとお話ししましたソフト事業につきましては、今までも継続して事業を展開しておりますので、私どもちょっともし反省するとすれば、なかなか避難されている町民の方々にそのような事業をやっているということが周知が足りていなかったのかと思いますので、ぜひ町民同士のコミュニティーをこれからも継続してできるように、そのようなイベント等の広報はしていきたいと思ってございます。それを踏まえた上で、再度サロンの再開については、今現時点については考えておりませんが、先ほど議員からちょっとアンケートという話もありましたので、それにつきましては今ここですぐちょっと回答ができないで大変申し訳ないのですけれども、どのような形で行えばいいのかとか、本当に実際アンケートを取ってしまっていいものかどうかも含めてちょっと検討させていただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） 今住民課長からも説明させていただきましたが、私、郡山支所を所管する副町長として一言申し添えたいと思います。

確かにコミュニティーの育成ということでそういうのが必要なのかもしれません、現在もうほとんどの方が自立されて、各そこの中で生活しているというのが現状、実態ではなかろうかなと思います。それとともにいろいろ社協なり、さくらスポーツなり、それから郡山方部の団体といいますか、そういうものがそれぞれ、おののおの活動している状況にあります。ですから、必要な方はそういうところに、まず自分で足を運んで仲間に入っていたら、そこからどんどんと輪を広げていっていただきたい、そう思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 子育て世代の方々、移住、定住という観点からの住宅確保というご質問に再度お答えいたします。

当面はの話になりますけれども、当面は上の町団地借上型町営住宅、今8室が空きございます。その8室で対応していこうと考えております。それでは当然足りないのではないかというお話も当然ございますと思いますが、拙速に住宅費の助成をするというような制度をつくるかどうかについては、これもまた繰り返して申し訳ございませんが、移住、定住促進のための相談会等々をこの後予定し、定期的に開催するということでございますから、そのところのどういうご要望があつたり、どういう実情があつて、こういう背景があつて、こういうことをお願いしたいのだ、こういうことがあればというところをしっかりと聞き取って、それらを事業にフィードバックしていくということに変わらないとお考えいただければありがたいと思います。その上でしっかりと制度設計していくというのが大事なのだろうと思いますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 郡山のコミュニティーの場ということで、さくらスポーツなり、いろんな分野があって、そこでいろんな行事をしていると。行事していて、そこに参加する人、しない人、2つに分かれてしまうわけです。参加今までしない人が、今になって参加して、そっちの方向で行けといつてもなかなか難しい、人間好き嫌いありますから。だから、好き嫌いで町の予算を投入してコミュニティーの場というのも、それも難しい要望になってしまふかもしませんが、東京電力の事故によって散り散りばらばらになって、郡山にもうとどまるしかなくなつた人たちもいっぱいいるわけです。そういう人たちが、好き同士が気楽に集まって話せる場というのは私は必要ではないかなと思います。さくらスポーツの山登りに参加すればいいとか、福祉でやっている何かサロン的な、出張サロン的な行事もやってますから、そこに参加すればいいとか、それだけでは私はないと思うのです。そういうことで私要望しておりますので、本当に富岡町と富岡から行つた人たちがつながり持つていくとすれば私は必要だと思います。そういうことですので、ぜひ前向きな検討していただければありがたいと。

あとは定住促進ですが、まず8室が空いているということで、当面は間に合うのかと思います。あとそのときが来たら、ぜひせっかく来たいという人がいたとすれば、住むところなくて、ああ、どうしても富岡に住所持つていけないということのないような施策を組んでいただければありがたいと思います。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。今回総括で聞きたいのが、はっきり言えばこれから定住も必要ですが、富岡の地域に交流を盛んにするために、交流人口の増加をもちろん目的にする施策も必要だろうと思っております。そのためには、今富岡町においてはいろんな施設、またアーカイブ等もありますが、その施設に富岡町民以外に外部から来る方、富岡駅に降りた方たちに何らかの形で知らしめる、また案内する方法は必要ではないか。簡単に言うと施設を造れとは言いませんが、そのような方向のPRと、あともう一つ富岡町のホームページも私も見ているのですが、その中でできれば今映像の時代ですので、今こちらにいらっしゃらない方でも春夏秋冬の富岡町を見られるような、そういう映像も載つけることによって交流人口を増やすということも一つの手だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今ほど2点ほどご意見賜りました。まずは交流人口を増やすということは、これまで町、それからまちづくり会社で懸命に取り組んでいるところでございます。さらなるということで、今般アーカイブ施設等が整備されるに向かって、どういうルートで回つていくかということはすごく大事なことであります。町内を周遊するということもあるし、また双葉郡を周遊し、復興の状況を見ていただくということは、復興応援隊をつくっていくには非常に大切なことだと思つ

ておりますので、官民問わず、しっかりこの点については今後も進めてまいりたいと考えてございます。

それからもう一点、ホームページ等で映像で四季が分かるような、動画だと思っておりますが、こちらについては私ども同じように考えてございます。これはさきの一般質問でも答弁させていただきましたが、やはり地元の人間、また福島県に関わる方々がいかに町、そして県をPRしていくかなければいけないと思っています。ある意味、移住、定住ということと観光事業的なものがリンクする場合がありますが、今の現状を正しく伝えていって町をチョイスしていただく、そういう取組をこれから令和3年度にしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。2点ほどお答えいただきましてありがとうございます。

ただ今回、本当に交流人口を増やさないと、住んでいる町民の方たちもやっぱりある程度人との交流を持つことによって、生活に対してのいろいろなお話とかやることによって交流がまた増えるという形も出てきますので、より強く、今いただいた中を進めていただければいいのですが、あと2点目の映像につきましては、基本的な在り方もあると思うのですけれども、媒体のやり方だとは思うのですが、私もその点詳しくはない人間なのですけれども、ただよりよい町民が見られる方法で、なおかつ富岡町の個性、または富岡町住民の考え方を少し入れるような映像のつくり方というのを考えいただきたいと思いますが、そこまで簡単に言うと極端に方向的にできるかどうか。今時点では急遽話出したことなので考え方つかないかと思いますが、そこまでの考え方というのはもう少し考えられますでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず、交流人口についてでございます。確かに震災後、町に足を運んでいただき、町の復興にご協力、自分ができる範囲でという形になるかと思いますが、町に関心をいただいて交流が深めている部分がございます。今思えば、交流人口と言いながらも、まだ一部の中での交流ではないかという部分がありますので、その点から面に広げていく取組というのをこれから強化しなければいけないかと思っております。引き続きこちらは進めさせていただきたいと思います。

2点目の動画関係で、よりよい方向、町らしさ、また住民の考え方などございますが、これまで企画課においては町の動画配信ということで年間当たり20本ほど掲載させていただいております。とはいえ、職員がやっているので、単に映像をつくり、それが流れているというような状況で、ある意味めり張りという部分には欠けている部分があるかと思います。その点については、やはりプロが入ってくる部分も必要かと思いますし、町民の方々に参画していただく、まさに町民目線の動画というものが必要かと思っていますし、ある意味プロの方々の目から見た町の発信、魅力というものが、中にはいるから分からなくて、外から見ると実は新しい魅力というのが出てくるかと思います。それらも踏

まえながら、令和3年度にはしっかりこの動画の部分についても取り組んでまいりたいと思います。ご意見ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。私からは生涯学習事業についてお聞かせ願いたいと思います。

にぎわい、生きがいのある町づくりをするに当たりまして生涯学習事業は重要だと私としては思っております。さきにも出ましたが、町内のコミュニティー形成につきましても生涯学習というのは重要な事業ではないのかなと思っております。震災以前につきましては、青少年育成事業であったり、子育て支援事業、長寿大学など数多く生涯学習事業を展開されておりましたが、現在生涯学習課を見させていただくと、職員も震災以前に近い人員が配置されているかと思っております。具体的に令和3年度実施予定の事業を、復活する事業等も含めて教えていただければと思います。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） 今年度におきましても若干ではありますけれども、陶芸教室等実施してございます。大部分がコロナの影響で中止となってございますが、次年度におきましても陶芸教室や染物教室、古典の音読教室などを予定をしているところでございます。また、新たな教室等の開校なども今後検討してまいりたいと思いますし、震災以前に行っていました各種事業につきましてもできるものから復活させたり、新たなものを立ち上げたりとか、そういうことをしてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。まだまだ具体的なことはまだ決まっていないところではあるかと思います。しかしながら、スポーツ振興や健康増進事業につきましてはさくらスポーツが頑張っていただいて、ほとんど毎日のように事業を実施していただいております。コロナ禍で難しいことあるかと思いますけれども、生涯学習の充実を図っていただきたいと思っております。これは6月の一般質問でもさせていただいたところなのですけれども、社会教育主事に指示を仰いでいただいて、企画、立案等をしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） 議員おっしゃるようなことで進めてまいりたいと考えますので、ご理解お願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにいますか。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。富岡町もいろんな大きな事業とか建物が建っていて、

これからもっと復興に向けていくのだと思いますが、今ちょっと住んでいる方々の身近な問題をもう一度考えていただきたいということでご質問させてください。

もう解除になって4年、ほぼほぼみんな高齢者の方です。最初、4年前には運転もできたのだけれども、4年も過ぎてもう運転もできなくなってしまった。なぜ今回こういう質問をするかというと、さくらモールである老夫婦の方に、奥さんが体が弱い方だったのですけれども、旦那さんが、「高野さん、ここで下着売っていないがい」って聞かれてしまって、「えっ」って言ったのです。「どうしたんですか」と言ったら、「いや、もう4年も過ぎると何にも衣類も駄目になつて買えない」と、「隣のツルハに行ったけど、やっぱりうちのばっぱも女なんだわな」というのです。「何ですか」と言つたら、好みがあると、着ればいいのではない。「やっぱり女性に優しくない町は駄目だべ」って、こういう言葉をいただいて、確かにそうだなと思って、何度か町にもお話係の人にもどうにか衣類、日用用品、女性が使うものがほぼほぼこの町にはないのです。その辺を早急に私検討していただきたいなと思っているのですけれども、それで今度富岡駅前の複合、こういうことも検討に入ることになったようなので、あそこに食堂とかそういうのではなくて、そういう衣類とか、富岡町の商店の方もいらっしゃるけれども、ほぼほぼ当たりましたが、皆さんやらないと。であれば、ほかからやっぱりやっていただける、移動販売でも何でもいいのでやっていただける人を早く検討してほしいなと思うのですけれども、その辺はどのように考えているかお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 町内に衣料関係のお店がないということで、現在は町外等で購入するようになると思います。こちら、基本的には事業者を誘致してくるということですので、ある程度収益が上がるということでなければ事業者も来ていただけないということになります。一番の解決策については、やっぱり人口を増やすということになりますけれども、後方でお話があった例えは移動販売等、そういうところについてはちょっといろいろと当たってみたいと思いますので、そういうところでまずは解消できればと思いますので、そんなところちょっと何かないか検討はさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 議員より問題提起いただきましてありがとうございます。その点に関して町としてどのような取組ができるかということがあり、まずは復興庁なり、しっかりその現実を伝えなければいけないと思って、2回にわたって面談という形で協議をさせていただきました。1回目の面談は、地元にいる女性の方々に出席していただいて、これは将来像の有識者でございますが、町の現状をお伝えさせていただきました。まさに今挙げられたとおり、女性に優しい町に向かっていくにはどうしたらいいかということで、女性ならではの意見を上げさせていただいたところでございます。それから、先月でございますが、やはり復興庁でございますが、今度町長自らの発言ということで今の町の現状をお伝えさせていただきました。今居住届を出していただいている方の男女の比率的

に言うと、男性が2、女性が1という形になって、絶対的に女性が少ないと。また、子供たちの15歳以下の年齢からいうと届出の5%に満たないと、そういう状況の中で、やはり需要供給バランスからいえば衣料関係、服、そちらの提供というのはなかなか難しいものは十分分かるのだけれども、ここをどうやっていかなければいけないかということは復興庁としても考えなければいけない。これまで企画としては企業誘致という形で製造業関係に当たってきましたが、これからの目線というのはそういうところも広げなければいけないので、そちらもしっかり国としても対応をお願いしたいということを切に申し上げております。直近の課題ではありますが、なかなか難しい部分あります。しっかりと取り組んでまいりますので、これからもご指導等を賜りたいと思います。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。期待しております。

あと1点、ちょっとさくらモールの中の買物を4年間私も通わせていただいているが、やっぱりちょっと変化がないのではないかと感じるときがあるのですけれども、ああいうのこの4年間富岡町に住んでいる方々に対してのやはり1度アンケートとか取っていただきたいなと思うのです。売っているものにいろいろ要望というのはできると思うのですけれども、本当に女性としては楽しみのないスーパーなのかなって私は思います。その辺をやはり変えられるところは変えていただきたいと思いますので、その辺よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） さくらモールの件ですが、こちらにつきましても町で特に要望というのは難しいところですが、基本的には事業者が買物の内容を確認しながら商品の品ぞろえというのはやっていると思います。そこにつきまして、それぞれお客様からの要望等があれば多少なりと品物を入れていくことができると思いますが、今の現状においてはやはり作業員中心のものが多いというようなことだと思いますが、そこについては徐々に業者で変えていくと思われます。また、そこについても先ほどもお話ししましたが、やはり利用者が多くなってきてニーズが多くなるというところがまずないと難しいと思いますので、そこについては問題点といいますか、ご提案いただいたということで、今後どのようにできるか検討させていただきます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） すみません。避難所も含めた建物のことについてなのですけれども、今回10年前の余震ということで大きな地震がありました。いろんなところに支障が来しているのですが、支障が起きているほとんどが、帰還するときにやった修繕は災害復旧だったがために、我が町の建物は結構しっかりした建物が多かったので、古いというか、それなりの年数たつたものもきちんと使えたのはよかったですと思うのですが、やは今度復旧するときは平成12年の宮城沖地震の後に、躯体、構

造体以外のところの天井とか壁とか、いろんなそういうところも含めて技術指針というか、技術のものが国土交通省より出ております。その分は単費になるのだとは思うのですが、毎回毎回いろんなところで避難所が避難所ではなくなるような状況が起きるのは、やはりこれからまたどんな地震が起きるか分からないので、長期の修繕計画をきちんと立てて、そういう改修の方法、原因は、皆さんそれぞれの部署の壊れたものが原因が何かというののははっきりしていると思うので、原因をきちんと洗い出して、今の一一番最新の状況で直していくというほうがいいかと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） ご指摘ごもっともだと思っております。実は町において公共施設等総合管理計画というものがありますが、実はこれ平成28年度に策定したもの、総務省の求めによって策定したものですが、策定時点平成28年度でございますから、まだ町内の公共建築物の構成だったり、配置だったりというところが定まらないうちにつくっているものですから、かなり計画としては現状と内容が乖離している状況にある。それから5年経過しているということで、来年度において今申し上げました公共施設等総合管理計画の見直しをするという作業を、すみません、予算書の65ページ、財産管理費の中に委託料が入っておりますが、そういう形で予算を取って見直していくこうということにしております。これにつきましては、二次計画だったり、それからまち・ひと・しごと創生総合戦略等々を踏まえてもう一度見直していくというところになりますが、見直したもののが全体的な方針だったり、こうすべきだという思想だったりというところの計画、それから現状こういうものがありますよと積み重ねの計画になりますので、詳細に個別にというところになりますと、それぞれの所管課がこの総合計画に基づいて、今議員がおっしゃられたような長期の修繕計画、改修計画を現実的につくっていくという流れになります。具体的な話にならなくて申し訳ないですが、動きとしてはそういう動き方になって、修繕計画、改修計画策定する際には、議員おっしゃられたようなそういうところもしっかりと踏まえて計画を策定していただくように、全体的な見方をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 長期計画に基づいてということもあるのですが、一番なのは例えば庁舎の中の天井とか、集会所の瓦とか、そういうところが実際、体育館もそうですけれども、いじらなかつたところがそういうことが起きているので、ぜひとも今回の修繕もそういうところをきちんと、ただ直すだけではなくて、強度を若干強めるような修繕方法があるところはきちんとやっていただいて、何せ避難のたびにどきどきするのではなくて、やっぱり自分の近場にまず第1次避難がでけて、そして第2次避難があると。学びの森にきちんと集まっているのですけれども、それでもそばかりとは限らないことも起きると思うので、やはり防災計画に基づいたところはきちんと修繕していただきたいと思いますので、よろしくご検討お願いいたします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） まずは今ほど、先ほど申し上げました総合管理計画の策定見直しを急ぎまして、それに基づいて個別にそれぞれ計画を策定していく、対応していくということで続けてまいりたいと思います。大変貴重なご意見、それからご指導いただきましてありがとうございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今回、定例議会の議案の中に工事請負計画の変更について、これが数多く見受けられました。私は専門家ではないので、何が原因なのかというのはあまりよく分からぬのですけれども、施工者なのか、設計なのか、どうも説明を受けていると、何でこんなことが最初から分からなかつたのというような設計もあったと思われます。そういう中で、やはり入札で落札すればいつもその仕事に携わるということではなくて、あまりにもその業者、もし決まった業者であればちょっと反省の意味でいろんな業者に入ってもらうというか、最初から現場を見て設計してくれるような現場主義の設計屋、そういうところで、できるだけ工期に間に合うとか減額とか増額、極端なものが発生しないような発注の仕方というか、工事の仕方を求めるべきだと思うのですが、ちょっと多過ぎると思うので、その辺は町をどう考えるか教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） まずは工事の変更が数多くあり、それから変更の内容も非常に金額に直すと大きなものになると感じると、議員感じられるように我々も感じているところです。ここについては、様々な要因があるというと少し逃げみたいになりますけれども、議員途中でおっしゃっていたように設計そのものに問題がある場合もあると思いますし、それからこれはあってはならないとは思いますが、町監督員が少し対応が遅くて物事が大きくなってしまっているというものもあるように思います。それらは、一つ一つの事象に素早く対応していくとそれほど大きな問題にならないという場合もありますので、そのことについてはしっかりと反省をしながら、素早く対応するようにということを求めてまいりたいと思います。

もう一つ入札の話がありました。私の回答の中でそもそも設計に問題がある場合もあると申し上げましたが、我々入札担当としましてはある特定の事業者に入札参加いただくということにならないように、例えば土木設計であれば浜通り一円だったり、相双一円の可能な事業者に入札に参加いただいて入札をするというようなことはしております。結果、一部の事業者の方に落札が集中するという結果にはなっておりますが、入札の過程においては多くの方々に参加いただいて入札を実行して執行しているというようなことでございます。そのほか入札のやり方をいろいろ考えるべきだというところもあるかもしれません。少し大きな工事になりますと、低入札価格の入札であるとかというところも実施しておりますし、そのほかにプロポーザルという形で提案型の入札をしている場合もあります。

もしかすると今後設計施工一括発注というような形で、既にやっている事業もありますけれども、そういうものも対応しなければならないかもしれません。ここについては、入札の問題もないとは言えませんけれども、工事の変更が多い、大き過ぎるということについては、入札の問題よりも私としてはそもそも設計の問題であったり、それから私ども町監督員の、申し訳ないですけれども、事業量が多いのでなかなか難しいという話も当然あるのですけれども、対応が少し遅れているというところも原因としてあるのではないかと感じるところです。入札については、様々な入札の方法を研究しながら物事によって使い分けていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） 今ほど総務課長からは入札に関して今後考えていくという方針があったかと思います。我々工事をつかさどる担当課としましては、まず内申を上げて、それで入札という形になります。その前に確かに設計等々で請け負った業者にご迷惑かけているところ、あと我々監督員も、先ほど総務課長がありましたように、早急に対応しなくて遅れてしまって大きくなったり、こういうところがあったのは承知しているところでございます。こちらにつきましては、都市整備課、あと産業振興課、工事を発注するところにつきまして横断的に、これからまずその業者がそれに耐えられる能力があるのか、あとは今人材的にいっぱいいなかなのか、その辺を判断しながら内申も上げていかなくてはいけないのかなと思っているところでございます。こちらにつきましては、今後、安全に業者にも迷惑かからず、我々の対応もスムーズにできるように横断的に考えていくたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。ＩＣＴ推進の関係で、システム管理、今見直しをかけながらということでやっていると思うのですけれども、それに合わせてペーパーレス化については今後どのような感じで進めていくかということをお聞きしたいのですけれども、お願いします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ありがとうございます。ＩＣＴをいかに活用していくかというのは、まさに行政の中でも、また働き方改革の中でも当然挙げられている部分があります。ペーパーレス化については、非常にまだ進んでいない分野だと思っております。例えば会議でアイパッド等々を使って、そこに記入できるかというとなかなか記入ができないようなことがあったり、今現在進んでいるのは電子決裁等々があって、判こ要らずという形で今進めておりますが、もうしばらくこの制度化関係が進んでいかないと、そういう点にはなかなか進まないのかなと考えてございます。まさにこの議場においても、様々各種ペーパーが出ておりますが、このペーパーレス化というのはちょっと課題となつております、富岡町に限らず全国でそういう話になっておりますので、しっかりと研究しながら進

めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。ペーパーレス化に関しては、いろいろ問題点もあるのかなというところではございますけれども、例えば予算書を見ても、各事業において全部印刷製本代ということで載っておりますし、やはりそこはまだまだこれから進めなくてはいけないのかなとは思いますけれども。あと、議会においてもなかなか答弁をするのに、例えばタブレットだとパソコンを見ながらということだと、なかなか答弁の内容も伝わりにくいという、そういう問題点もあるのかもしれませんけれども、一応提案として議会の印刷製本代でありますと270万円そこそこの金額は出ていますので、これだけ毎回10センチ、15センチぐらいの書類を作成しているということを含めますと、やはりタブレットを使ったり、あとはパソコン等で必要な情報だけ管理しながらということでコストダウンしていったほうが、2年ぐらいで相殺できるのかなと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 町政運営、それから庁舎管理の中でのペーパーレス化というところのご質問と捉えましてお答えさせていただきます。

1つ、申し訳ございません、例えば例にとっていただいた予算書53ページの議会活動費の中の印刷製本というものでございます。270万円ほど計上されています。これにつきましては、どうしても議事録を印刷製本という形で残さなければならぬので、今仕組みとして残さなければならぬという状況になっているので、こういう費用はそういうものだと捉えてください。各事業で印刷製本というのがあると思いますが、例えば事業を町民の皆様に説明するためのパンフレットの作成であったり、それからいろいろなパンフレットを送るための封筒の印刷であったりというところが主な使い道でございますので、そのように捉えていただければと思います。ただ、今後においてですが、これ今後においてというのはこの先の将来において、広野町、それから檜葉町がゼロカーボンというような話を出しております。当然ペーパーレスはゼロカーボンにつながっていくものということでございます。ゼロカーボンを目指すかどうかは、また別、大きな別な問題でございますけれども、世の中の流れとしてやはりペーパーレス化というのは今後どんどん、どんどん進んでいくものだと思いますので、我々どのような対応ができるか、遅まきながらも少し研究をさせていただいて、そこに向かっていくということを検討していきたいと思いますので、具体的な回答になりませんけれども、向かうべきところはそういうところだとは認識しているとご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号 令和3年度富岡町一般会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本定例会の会期について、あす3月11日は議案調査等により休会といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、あすは休会と決定いたしました。

○散会の宣告

○議長（高橋 実君） 本日はこの程度にとどめ、12日午後1時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 (午後 3時06分)

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

議長 高橋 実

議員 佐藤 教宏

議員 佐藤 啓憲

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和3年第1回富岡町議会定例会

議事日程 第4号

令和3年3月12日（金）午後1時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第37号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第38号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計予算

議案第39号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算

議案第40号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算

議案第41号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第42号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第43号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

日程第3 委員会報告

1、議会運営委員会報告

2、総務文教常任委員会報告

3、産業厚生常任委員会報告

4、議会運営委員会報告

5、議会報編集特別委員会報告

6、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

追加日程第1 議案の上程

議案第44号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについて

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第37号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第38号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計予算

議案第39号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算

議案第40号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算

議案第41号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第42号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第43号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

日程第3 委員会報告

- 1、議会運営委員会報告
- 2、総務文教常任委員会報告
- 3、産業厚生常任委員会報告
- 4、議会運営委員会報告
- 5、議会報編集特別委員会報告
- 6、原子力発電所等に関する特別委員会報告

○出席議員（10名）

1番	堀 本 典 明 君	2番	佐 藤 教 宏 君
3番	佐 藤 啓 憲 君	4番	渡 辺 正 道 君
5番	高 野 匠 美 君	6番	遠 藤 一 善 君
7番	安 藤 正 純 君	8番	宇佐神 幸 一 君
9番	渡 辺 三 男 君	10番	高 橋 実 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	宮 本 皓 一 君
副 町 長	高 橋 保 明 君
副 町 長	滝 沢 一 美 君
教 育 長	岩 崎 秀 一 君
会 計 管 理 者	猪 猟 力 君
総 務 課 長	林 紀 夫 君
企 画 課 長	原 田 徳 仁 君
税 務 課 長	志 賀 智 秀 君
住 民 課 長	植 杉 昭 弘 君
福 祉 課 長	杉 本 良 君
健康づくり課長	遠 藤 博 生 君
生活環境課長	黒 澤 真 也 君
産 業 振 興 課 長	坂 本 隆 広 君

参 事 兼 都市整備課長	竹 原 信 也 君
教育総務課長	飯 塚 裕 之 君
参 事 兼 生涯学習課長	三 瓶 清 一 君
郡山支所長	斎 藤 一 宏 君
参 事 兼 いわき支所長	三 瓶 直 人 君
総務課長補佐 主幹兼課長補佐	猪 狩 直 恵 君
代表監査委員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

議会事務局長	小 林 元 一
議会事務係長	猪 狩 英 伸
議会事務係主任	杉 本 亜 季

開 議 (午後 1時00分)

○開議の宣告

○議長 (高橋 実君) ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回富岡町議会定例会5日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長 (高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長 (高橋 実君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

4番 渡辺正道君

5番 高野匠美君

の両名を指名いたします。

○議長 (高橋 実君) 次に、本日町長より緊急を要する事件として議案第44号 富岡町副町長の選任につき同意を求めるについてが追加提出されました。

この件につきましては、3月10日に議会運営委員会を開会して、同議案を日程に追加し議題とすることに決したとの答申を受けております。

○追加議案の提案理由の説明

○議長 (高橋 実君) ここで追加議案の提案理由を町長より求めます。

町長。

〔町長 (宮本皓一君) 登壇〕

○町長 (宮本皓一君) 皆さん、ご苦労さまでございます。追加議案の提案理由を申し上げます。

追加提案いたします案件は、富岡町副町長の選任につき同意を求めるについての1件であります。本案は、高橋保明現副町長から3月31日付で辞職したい旨の届出があったことから、福島県に対し新たに副町長の派遣を要請いたしましたところ、今般派遣の決定をいただきましたので、追加で提案させていただくものであります。

詳細につきましては、議案審議の際にご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○日程の追加

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

本議案を日程に追加し、追加日程第1として日程を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号 富岡町副町長の選任につき同意を求めるについてを追加日程第1として日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決しました。

暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時03分)

再 開 (午後 1時04分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

○議案第44号 富岡町副町長の選任につき同意を求めるについて

○議長（高橋 実君） 追加日程第1、議案第44号 富岡町副町長の選任につき同意を求めるについての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議案第44号 富岡町副町長の選任につき同意を求めるについての提案理由を申し上げます。

本件は、現副町長の高橋保明氏が本年3月31日をもって辞任されることから、今般高野剛氏を副町長に選任いたしたくご同意をお願いするものであります。

高野剛氏は、現在福島県商工労働部産業振興総室ロボット産業推進室に勤務され、ロボット関連産業への県内企業参入支援や研究開発支援、県内大学と県内企業との産学連携などに携わっており、年齢は43歳で、金沢大学文学部を卒業されている方であります。これまで会津社会福祉事務所を振出しに、会津総合病院、教育総務領域総務企画グループ、総務省派遣、地域づくり総室地域振興課など幅広い職務を歴任されております。また、平成25年4月からは財務総室財政課に勤務し、予算の査定、普通交付税、特別交付税、復興特別交付税、県債の借入、償還など県財政企画を担当され、県庁内に

おいてその力量が高く評価されているところであります。

本町においては、移住、定住の促進に向けたさらなる生活環境の充実や新たな産業の集積による雇用の創出、令和5年春を目指す特定復興再生拠点区域の避難指示解除、特定復興再生拠点区域と設定できなかった帰還困難区域の再生に向けた取組など数多くの課題があり、今後においてもこれらの課題の解決に向けて重層的な取組を進めてまいることが求められており、引き続き国、県、町が一体となって対応していくことが必要であります。このことから、高野氏のこれまでの豊富な知識、経験、そして人脈を遺憾なく発揮いただき、本町の復興、再生を着実に進め、本町が置かれている厳しい状況を開拓して本町の創生へとつなげていくため、高野氏を副町長としてお迎えいたしましたご提案するものでありますので、ご同意のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号 富岡町副町長の選任につき同意を求めるについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規

則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、堀本典明君、2番、佐藤教宏君、3番、佐藤啓憲君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成9票、反対ゼロ票。以上のとおり賛成が全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○副町長就任挨拶

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま同意をいただきました高野剛さんがおいでになっておりますので、ここでご挨拶をいただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

暫時休議します。

休 議 (午後 1時17分)

再 開 (午後 1時17分)

〔副町長（高野 剛君）入場〕

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

高野剛さん、ご挨拶をお願いいたします。

〔副町長（高野 剛君）登壇〕

○副町長（高野 剛君） ただいま副町長の選任につきましてご同意をいただきました高野剛でございます。

もとより微力ではございますけれども、富岡町の復興、町勢の発展のため町長の意を体し、誠心誠意全力を尽くしてまいる所存でございますので、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひを申し上げます。（拍手）

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

それでは、ご退場ください。

〔副町長（高野 剛君）退席〕

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第37号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の件を議題といたします。
総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、議案第37号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の内容につきましてご説明申し上げます。

令和3年度の国民健康保険税特別会計予算の当初予算につきましては、今年度同様国保税の減免及び一部負担金の免除が一部を除き継続される中での編成となり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,608万5,000円とするものでございます。前年度比較につきましては、額にして2,809万3,000円、率にして1.19%の減となっており、歳入歳出の主な項目は今年度同様となっております。

まず、歳入についてご説明いたします。223ページを御覧ください。第1款第1項国民健康保険税は、避難指示が解除となった被保険者の上位所得層並びに被災者でない転入者に対する税額3,187万9,000円及び滞納繰越分44万5,000円の3,232万4,000円を計上しております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は保険税の督促手数料として1,000円を計上しております。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は災害臨時特例補助金として一部負担金及び保険税減免に係る財政支援分1億3,492万6,000円などにより、1億3,614万4,000円を計上しております。

第4款県支出金、第1項県補助金は、保険給付費等交付金として19億6,391万7,000円を計上しております。

第5款財産収入、第1項財産運用収入は、保険給付費支払準備基金積立金の預金利子として7,000円を計上しております。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金は、保険税軽減相当額等繰入金、職員給与費等繰入金など、一般会計繰入金として2億367万9,000円を計上しております。

第7款繰越金、第1項繰越金は、前年度繰越金として1,000円を存目計上しております。

第8款諸収入は、それぞれ存目計上として、第1項延滞金、加算金及び過料において5,000円、第2項預金利子において1,000円、第3項雑入において第三者納付金や返納金等として6,000円、合わせて1万2,000円を計上し、歳入合計23億3,608万5,000円とするものであります。

続いて、歳出についてご説明いたします。224ページを御覧ください。第1款総務費4,507万9,000円は、第1項総務管理費において職員給与及び一般管理事務諸経費、国保連合会負担金として4,383万5,000円、第2項徴税費において保険税の賦課徴収に係る諸経費として81万円、第3項運営協議会費において国民健康保険事業の運営に関する協議会の運営経費として21万1,000円、第4項趣旨普及費において広報活動費等として22万3,000円をそれぞれ計上したものでございます。

第2款保険給付費16億6,555万6,000円は、第1項療養諸費において療養給付費並びに療養費の保険者負担分及び審査支払手数料として16億5,094万3,000円を計上し、第2項高額療養費において、高額療養費及び審査手数料として815万8,000円、第3項移送費において存目として2,000円、第4項出産育児諸費において420万3,000円、第5項葬祭諸費において150万円、第6項傷病手当金において75万円をそれぞれ計上したものでございます。

第3款保健事業費3,060万円は、第1項特定健康診査等事業費において特定健康診査実施に係る諸経費として2,166万9,000円、第2項保健事業費において健康保持増進事業及び医療費適正化事業等に係る経費として893万1,000円をそれぞれ計上したものでございます。

第4款国民健康保険事業費納付金5億1,279万9,000円は、国民健康保険事業の財政運営の責任主体である福島県に納付するためのもので、第1項医療給付分として3億4,870万1,000円、第2項後期高齢者支援金等分として1億1,181万1,000円、第3項介護納付金分として5,228万7,000円をそれぞれ計上したものでございます。

第5款基金積立金、第1項基金積立金は、保険給付費支払準備基金及びその預金利子積立金として9,000円を計上しております。

第6款諸支出金1,375万1,000円は、第1項償還金及び還付加算金において過年度分保険税の還付金並びに還付加算金及び国庫支出金等の精算に係る返還金として1,375万円を計上、第2項繰出金において前年度一般会計繰入金の精算に係る返還金として1,000円を存目計上しております。

第7款予備費において、6,829万1,000円を計上し、歳出合計を23億3,608万5,000円としております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。230ページをお開きください。230、231ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 232、233ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 234、235ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 236、237ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出の部に入ります。238、239ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 240、241ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 242、243ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 244、245ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 246、247ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 248、249ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 250、251ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 252、253ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 254、255ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 256、257ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 258、259ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第38号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

令和3年度における当該特別会計における予算額としましては、歳入歳出の予算としてそれぞれ総額4億5,468万6,000円を計上したところであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。263ページを御覧ください。第1款分担金及び負担金としまして、第1項負担金を145万4,000円計上し、第2款使用料及び手数料としまして、第1項使用料を4,220万1,000円を計上、また第2項手数料、督促手数料で1,000円を存目計上し、当款において4,220万2,000円を計上し、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金として平成28年度までの災害復旧工事の補助率かさ上げ分4億1,079万2,000円を計上、第4款繰入金、第1項繰入金として一般会計繰入金を歳入歳出の調整により23万3,000円を計上し、第5款繰越金、第1項繰越金としまして前年度繰越金1,000円を存目計上し、第6款諸収入として、第1項延滞金、加算金及び過料、第2項町預金利子をそれぞれ1,000円存目計上し、第3項雑入においては雑入として工事指定店登録手数料等で2,000円を存目計上し、当款で4,000円を計上、当該会計の本年度歳入予算額を4億5,468万6,000円と

したものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。264ページを御覧ください。まず、第1款事業費、第1項下水道事業費であります。公共下水道維持管理としまして処理場やマンホールポンプ場の光熱水費や医薬材料費等の需用費として1,026万6,000円を計上し、施設維持に係る委託料及び工事費として7,566万7,000円、消費税の公課費として4,600万円、維持管理に係る職員給与費として1,423万4,000円を計上するなどにより施設維持管理費として1億4,743万3,000円を計上し、公共下水道整備費としまして、不明水調査の管渠調査委託料と管渠の緊急修繕と汚水ますの取り出しに係る工事費用として700万円を計上し、本款事業費として1億5,443万3,000円を計上、また第2款公債費、第1項公債費としまして当該事業債の元金及び利子の償還金2億9,525万3,000円を計上し、第3款予備費、第1項予備費として500万円の計上を行い、歳出予算としまして4億5,468万6,000円を計上したものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。268ページをお開きください。268、269ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 270、271ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出の部に入ります。272、273ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 274、275ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 276、277ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 278、279ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 280、281ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 282ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第39号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

令和3年度における当該特別会計における予算額としましては、歳入歳出の予算としてそれぞれ総額2億5,323万円を計上したところであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。285ページを御覧ください。第1款分担金及び負担金としまして、第1項分担金86万円を計上し、第2款使用料及び手数料としまして、第1項使用料を607万1,000円、第2項手数料、督促手数料1,000円を存目計上し、当款において607万2,000円を計上、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金としまして災害復旧工事に係る補助金9,000万円を計上し、第4款繰入金、第1項繰入金として一般会計繰入金1億5,629万4,000円を計上、第5款繰越金、第1項繰越金としまして前年度繰越金1,000円を存目計上し、第6款諸収入としまして、第1項延滞金、加算金及び過料、第2項町預金利子、第3項雑入をそれぞれ1,000円存目計上を行い、当款において3,000円を計上し、当該会計の本年度歳入予算額を2億5,323万円としたものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。286ページを御覧ください。まず、第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費ですが、集落排水維持管理費としまして処理場やマンホールポンプ場の光熱水費や医薬材料費などの需用費として524万円を計上し、水質検査を含め維持管理に係る委託料として2,239万円、施設の改修維持に係る工事費として940万円を計上するなどにより、施設維持管理費として3,781万9,000円を計上し、集落排水建設費としまして、汚水ますの取り出しに係る費用として220万円を計上、また災害復旧事業費としまして、小良ヶ浜処理区内の管渠災害復旧に係る事業費1億3,300万1,000円を計上し、本款集落排水事業費として1億7,302万円を計上し、第2款公債

費、第1項公債費としまして当該事業債の元金及び利子の償還金7,921万円を計上し、第3款予備費、第1項予備費として100万円の計上を行い、歳出予算としまして2億5,323万円を計上したものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件については、項目が少ないことから歳入歳出を一括して質疑を賜ります。

290ページから300ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第40号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

令和3年度における当該特別会計における予算額としましては、歳入歳出の予算としてそれぞれ総額1億7,141万6,000円を計上したところであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。303ページを御覧ください。第1款財産収入、第1項財産売払収入としまして保留地処分金1,000円を存目計上し、第2款繰入金、第1項繰入金としまして一般会計繰入金1億7,141万3,000円を計上、第3款繰越金、第1項繰越金としまして前年度繰越金、

第4款諸収入、第1項町預金利子としまして町預金利子をそれぞれ1,000円存目計上し、当該会計の本年度歳入予算額を1億7,141万6,000円としたものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。304ページを御覧ください。まず、第1款事業費、第1項事業費であります。土地区画整理事業諸経費としまして土地区画整理審議会費及び事務費用として22万3,000円を計上し、土地区画整理事業整備費としまして、昨年度に引き続き換地処分に要する設計図書の作成などの調査設計委託料8,100万円、街区公園の仕上げなどの工事費として6,600万円を計上するなどにより、整備費として1億4,705万6,000円を計上、また本事業に係る職員給与費として2,363万7,000円を計上し、本款事業費として1億7,091万6,000円を計上し、第2款予備費、第1項予備費として50万円の計上を行い、歳出予算としまして1億7,141万6,000円を計上したものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても、項目が少ないとから歳入歳出を一括して質疑を賜ります。

308ページから319ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第41号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計予算の内容についてご説明いたします。

令和3年度の予算は、今年度同様介護保険料並びに介護サービス費の免除が一部を除き継続される下での編成とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,972万円とするものです。

初めに、歳入についてご説明いたします。323ページを御覧ください。第1款保険料、第1項介護保険料は、避難指示が解除となった区域に住所のある被保険者のうちの上位所得者と新規転入者に対する保険料として970万7,000円を計上したものです。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、証明手数料及び督促手数料として2,000円を存目計上したものです。

第3款国庫支出金7億8,001万5,000円は、第1項の国庫負担金において介護給付費負担金などで2億4,968万1,000円、第2項の国庫補助金において調整基金や介護予防事業に係る地域支援事業交付金、さらに災害臨時特例補助金などで5億3,033万4,000円を計上したものです。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として3億6,411万9,000円を計上したものです。

第5款県支出金1億9,538万9,000円は、第1項県負担金において介護給付費負担金で1億7,919万6,000円、第2項県補助金において介護予防事業に係る地域支援事業交付金などで1,619万3,000円を計上したものです。

第6款財産収入、第1項財産運用収入は、介護給付費準備基金積立金預金利子として利子及び配当金4,000円を計上したものです。

第7款繰入金3億47万7,000円の内訳は、第1項他会計繰入金において一般会計繰入金として介護給付費、職員給与費、地域支援事業費に対する繰入金として合わせて3億47万6,000円、第2項基金繰入金において介護給付費準備基金繰入金1,000円を存目計上したものです。

第8款繰越金、第1項繰越金は1,000円の存目計上となります。

第9款諸収入6,000円の内訳は、第1項延滞金、加算金及び過料で2,000円、第2項預金利子で1,000円、第3項雑入で第三者納付金などで3,000円を計上したものであります。以上により歳入予算総額が16億4,972万円となったものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。324ページを御覧ください。第1款総務費1億2,879万9,000円の内訳は、第1項総務管理費において一般管理費と職員及び会計年度任用職員の給与費で1億1,535万9,000円、第2項徴収費において賦課徴収事務諸経費62万4,000円、第3項運営協議会費において介護保険事業と地域包括支援センター事業、それぞれの運営協議会の事務諸経費で28万5,000円、第4項介護認定審査会費において認定調査事務諸経費1,253万1,000円を計上したものです。

第2款保険給付費14億3,026万8,000円の内訳は、第1項介護サービス等諸費において要介護者に対

する各種介護サービスの給付費及び補助金で13億8,092万3,000円、第2項介護予防サービス等諸費において要支援者に対する各種サービスの給付費及び補助金で2,267万7,000円、第3項その他の諸費において審査支払手数料123万4,000円、第4項高額介護サービス等費においてサービス給付費116万4,000円、第5項特定入所者介護サービス等費においてサービス給付費及び補助金などで2,307万円、第6項高額医療合算介護サービス等費においてサービス給付費120万円をそれぞれ計上したものです。

第3款地域支援事業費8,404万4,000円の内訳は、第1項介護予防事業費において高齢者施策事業への補助金や介護サービス事業の支給費で6,736万円、第2項包括的支援事業費において各種事業費1,668万4,000円を計上したものです。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は、介護給付費準備基金とその利子積立金で560万5,000円を計上したものです。

第5款諸支出金4,000円の内訳は、第1項償還金及び還付加算金において過年度還付金、還付加算金、償還金、第2項繰出金において、一般会計繰出金をそれぞれ1,000円存目計上したものです。

第6款予備費、第1項予備費は100万円を計上し、歳出予算の総額を16億4,972万円としたものです。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。328ページをお開きください。328、329ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 330、331ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 332、333ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 334、335ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 336、337ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出の部に入ります。338、339ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 340、341ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 342、343ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 344、345ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 346、347ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 348、349ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 350、351ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 352、353ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 354、355ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 356、357ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 358、359ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 360、361ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 362、363ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 364、365ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 366、367ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 368ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時10分まで休議します。

休 議 (午後 2時02分)

再 開 (午後 2時07分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、議案第42号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、議案第42号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきましてご説明申し上げます。

令和3年度の当初予算は、今年度同様保険料の減免及び一部負担金の免除が一部を除き継続される中での編成となり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,524万5,000円とするものでございます。前年度比較につきましては、額にして85万8,000円、率にして1.53%の減となっており、歳入歳出の主な項目は今年度同様となっております。

まず、歳入についてご説明いたします。371ページを御覧ください。第1款保険料、第1項後期高齢者保険料は、避難指示が解除となった被保険者の上位所得に対する保険料として912万5,000円を計上しております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料2,000円は、納付証明手数料及び保険料の督促手数料としてそれぞれ1,000円を存目計上しております。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、事務費繰入金959万5,000円、保険基盤安定繰入金3,005万1,000円、合わせて3,964万6,000円を計上しております。

第4款繰越金、第1項繰越金は、1,000円を存目計上しております。

第5款諸収入647万1,000円は、第1項延滞金、加算金及び過料において2,000円、第2項償還金及び還付加算金において2,000円、第3項預金利子において1,000円、第4項雑入において福島県後期高齢者医療広域連合補助金646万6,000円をそれぞれ計上し、歳入合計5,524万5,000円となったものであります。

続いて、歳出についてご説明いたします。372ページを御覧ください。第1款総務費1,606万1,000円

は、第1項総務管理費において一般管理費及び健康診査等事業費として1,452万3,000円、第2項徴収費において保険料徴収に係る経費として153万8,000円をそれぞれ計上したものでございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金は、福島県後期高齢者医療広域連合への納付金として3,917万6,000円を計上したものでございます。

第3款諸支出金は、第1項償還金及び還付加算金において保険料の還付金及び還付加算金としてそれぞれ1,000円ずつ、第2項繰出金において一般会計繰出金として1,000円を存目計上し、合わせて第3款合計3,000円しております。

第4款予備費において5,000円を計上し、歳出合計を5,524万5,000円としております。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件については、項目が少ないとから歳入歳出を一括して質疑を賜ります。

376ページから383ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第43号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

令和3年度につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ579万2,000円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。387ページを御覧ください。第1款サービス計画収入金は、第1項予防給付費収入金として予防支援サービス計画の作成に係る収入金559万円を計上しております。

第2款繰入金は、第1項一般会計繰入金として一般会計からの繰入金20万円を計上しております。

第3款繰越金において第1項繰越金、また第4款諸収入において第1項預金利子としてそれぞれ1,000円を存目計上し、歳入合計金額を579万2,000円とするものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。388ページを御覧ください。第1款介護予防支援事業費において、第1項介護予防サービス計画事業費として介護予防サービス計画の作成委託料で559万1,000円を計上したものです。

第2款諸支出金においては、第1項繰出金として1,000円を存目計上、続く第3款予備費において第1項予備費として20万円を計上し、歳出合計金額を579万2,000円とするものであります。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても、項目が少ないことから歳入歳出を一括して質疑を賜ります。

392ページから395ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開会時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただきます。その後議会

運営委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会報編集特別委員会を第1委員会室で開催していただきます。最後に、原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、2時35分まで休憩いたします。

休 議 (午後 2時18分)

再 開 (午後 2時28分)

○議長 (高橋 実君) 再開いたします。

○委員会報告

○議長 (高橋 実君) 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、3月10日に開催していただきました議会運営委員会についての報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長 (遠藤一善君) 登壇〕

○議会運営委員会委員長 (遠藤一善君) 報告第6号、令和3年3月12日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。

審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、(1) 議案第44号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについて、(2) その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和3年3月10日午後3時12分、場所、富岡町役場第1委員会室、出席委員、5名、欠席委員、なし、説明出席者、総務課長、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1) 議案第44号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについて、総務課長より説明を受け、本定例会最終日に追加議案として上程することに決し、議長に答申した。(2) その他。

以上です。

○議長 (高橋 実君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 (高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

7番、安藤正純君。

〔総務文教常任委員会委員長（安藤正純君）登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（安藤正純君） 報告第7号、令和3年3月12日、富岡町議会議長、高橋実様、総務文教常任委員会委員長、安藤正純。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、3月12日午後2時20分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。（1）総務課に関する件、（2）企画課に関する件、（3）税務課に関する件、（4）住民課に関する件、（5）教育総務課に関する件、（6）生涯学習課に関する件、（7）出納室に関する件、（8）議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありました、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

8番、宇佐神幸一君。

〔産業厚生常任委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第8号、令和3年3月12日、富岡町議会議長、高橋実様、産業厚生常任委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、3月12日午後2時20分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。（1）都市整備課に関する件、（2）いわき支所に関する件、（3）郡山支所に関する件、（4）福祉課に関する件、（5）健康づくり課に関する件、（6）農業委員会に関する件、（7）産業振興課に関する件、（8）生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明の出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 報告第9号、令和3年3月12日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。本委員会は、3月12日午後2時21分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。 1、審査及び調査事件。（1）会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、（2）議会関係例規類の制定、改廃に関する件、（3）議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申出をします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会報編集特別委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（高野匠美君） 報告第10号、令和3年3月12日、富岡町議会議長、高橋実様、議会報編集特別委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、3月12日午後2時23分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。 1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第11号、令和3年3月12日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、3月12日午後2時25分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を

提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま1番、堀本典明君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、堀本典明君より説明を求めます。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしましたく発案いたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（高橋 実君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和3年第1回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 (午後 2時43分)

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

議長 高橋 実

議員 渡辺正道

議員 高野匠美